

サステナビリティレポート

Sustainability Report

2026

Brightening
the Future



Contents

Contents	1
編集方針・お問い合わせ先	2
トップメッセージ	3-4
新光電気グループ概要	5-7
新光電気の沿革	8-10
新光電気グループMVV(ミッション・ビジョン・バリュー)	11-12

サステナビリティマネジメント

Sustainability Management

サステナビリティ推進活動の進め方	14
サステナビリティ活動推進体制	14
重要課題(マテリアリティ)	15
重要課題活動目標	16-20
SDGsへの取り組み	21-22
RBA行動規範への取り組み	23-24
ステークホルダーとのコミュニケーション	24

環境課題への取り組み

Environment

環境マネジメント	26-32
気候変動	33-41
資源循環	42-50
自然共生	51-58
海外拠点の取り組み	59

社会課題への取り組み

Social

人権の尊重	61-62
ダイバーシティの尊重	63-65
労働安全衛生	66-68
人材の育成と活用	69-70
活力ある企業風土づくり	71-74
地域社会への貢献	75-77
品質による信頼性の向上・お客様への貢献	78-81
サプライチェーンによる社会的責任の推進	82-86

ガバナンス

Governance

コーポレート・ガバナンス	88-89
コンプライアンス	90-91
リスクマネジメント	92-101
知的財産	102-104

非財務データ

Data

社員関連データ	106-107
環境データ	108-112
第三者保証	113-115
GRIスタンダード対照表	116-119

編集方針

本報告書は、新光電気グループにおける「環境」「社会」「ガバナンス」を中心とした活動について、ステークホルダーの皆様にご理解いただくことを目的として、毎年発行しています。

【対象期間】

2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の活動を中心に、一部それ以前の取り組みや直近の活動を含みます。

【対象範囲】

原則として新光電気グループ全体について掲載していますが、グループ全体を把握できていない項目については、個別に対象範囲を記載しています。

なお、本報告書における表記は以下の通りとしています。

- ・新光電気工業株式会社を含む全グループ会社：「新光電気グループ」
- ・新光電気工業株式会社を含む国内のグループ会社：「新光電気グループ(国内)」
- ・新光電気工業株式会社：「新光電気」または「当社」

【発行日】

2026年9月(次回発行予定：2027年9月 前回発行：2025年9月)

【参考ガイドライン】

- ・ GRI Sustainability Reporting Standards
- ・ 環境省 環境報告ガイドライン(2018年版)

お問い合わせ先

新光電気工業株式会社

〒381-2287 長野県長野市小島田町80

サステナビリティ推進室 CSR推進部

【サステナビリティに関するお問い合わせ】

<https://www.shinko.co.jp/sustainability/contact/index.php>

トップメッセージ

80周年を超えさらなる成長を目指して

2026年9月12日、当社は創立80周年を迎えました。

創業時より幾多の困難を乗り越え、今日まで成長を遂げることができたのも、ひとえにお客様やお取引先様、地域社会の皆様をはじめとする多くのステークホルダーの皆様によるご支援・ご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

当社は戦後間もない1946年に、家庭用電球の再生から事業を開始しました。物資が不足していた時代に、限りある資源を有効活用することで社会に貢献したい、そして「未来を照らす新しい光でありたい」という創業の想いが私たちの原点です。電球再生事業で培われた金属加工やガラスと金属の封着技術は、その後の半導体分野への進出を支える礎となりました。そして、それらの要素技術は時代とともに進化を重ね、市場やお客様の多様なニーズに応える製品とテクノロジーへと発展しながら受け継がれてきました。現在、当社グループは、長年にわたり蓄積してきた多様なコアテクノロジーをさらに進化させることにより、最先端の高性能半導体に欠かせない製品を開発・製造し、グローバルに事業を展開しています。今後も、90年、100年、そしてその先を見据え市場やお客様のニーズを的確に捉え、時代の変化を先取りした革新的な技術や製品の創出に挑み続けてまいります。そして、デジタル社会を支える企業として人々の豊かなくらしと持続可能な社会の実現に向けて貢献してまいります。



変化へ挑戦する企業文化を競争力として

AIの急速な普及やデータセンター市場の拡大、自動車の電動化・電子化の進展、IoTの活用拡大をはじめ、新たなテクノロジーが社会や経済のしくみを大きく変えようとしています。こうした技術革新を支える半導体は、今後もその用途をさらに広げるとともに、かつてないスピードで市場が成長することが見込まれています。こうした劇的な環境変化の中で、当社グループが長年培ってきたパッケージング技術は、先端半導体の進化を支えるキーテクノロジーとして重要性が高まっており、現在、多くのお客様からさまざまなご要請やご期待を寄せていただいています。

当社グループは、創業以来、半導体分野への進出やグローバル市場への展開、半導体産業における変化への対応など、さまざまな環境変化や課題に直面しながら、その都度柔軟に対応することによって事業を成長させてまいりました。こうした変化への対応を可能にしたものは、創業時より培ってきた技術力やものづくりの力、そして変化に挑み続ける企業文化であり、それこそが当社グループの競争力の源泉であると考えています。中長期的な成長が見込まれる半導体市場にあって、当社グループはこれまで蓄積してきた競争力をさらに進化・高度化させることにより、市場の成長を当社グループのさらなる成長へとつなげるべく、新たな価値創造と企業価値の向上を目指してまいります。

「人・地球への温かさ」を未来へとつなぐ

当社グループが最先端の技術や製品開発に挑戦し続け、高性能半導体に欠くことのできないテクノロジーとものづくりを世界に提供していくうえで最も重要となる経営資源は「人材」です。多様な考え方や価値観を持った社員が結集し、それぞれの能力を最大限に発揮することによって、新たな発想やイノベーションが生まれ、企業の成長を支える原動力になると考えています。そのためには、社員一人ひとりが自らの価値を高め、企業とともに成長できる職場環境を整えることが不可欠です。当社は、戦後の混乱期において、働く人々の雇用と生活を守ることを創業の目的の一つとして誕生した企業であり、「人への温かさ」を経営における重要な指針として、今日まで事業を展開してまいりました。今後も、人材は最大の財産であるとの認識のもと、「人への温かさ」を私たちのDNAとして大切に受け継ぎ、多様な社員一人ひとりが誇りとやりがいを持ち、その能力を最大限発揮できる職場環境と企業風土の醸成に注力してまいります。

有効な資源のリサイクル事業からスタートした当社は、環境への負荷を低減するという創業時からの精神を受け継ぎ、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置付け、これまでグループ全体で環境活動を推進してまいりました。ものづくりを行う企業の責務として、地球環境と企業活動の調和を基本理念とする「環境方針」を定めるとともに、「環境ビジョン2050」により将来に向けて目指す姿を明確にしています。そして、脱炭素社会、循環型社会および自然共生社会の実現に貢献するため、事業活動のあらゆる場面で環境価値の創出に取り組んでいます。当社グループは、「地球への温かさ」を創業から受け継いできた大切な価値観として、今後も、限りある資源やエネルギーの有効活用に貢献する最先端のテクノロジー・製品の開発・製造に取り組むとともに、環境課題解決に向けた活動を加速してまいります。

「MVV」を羅針盤にさらなる飛躍を期して

当社は、昨年、新たな資本構成のもと、経営体制を一新し、新生・新光電気としてさらなる飛躍を期して新たなスタートを切りました。これにあわせて、当社グループの存在意義等を改めて明確化するために、これまでの企業理念・指針であった「SHINKO Way」を全面的に見直し、新たに「MVV（ミッション・ビジョン・バリュー）」を制定しました。「MVV」では、当社グループの社会における存在意義や目指すべき将来像、大切にすべき価値観を改めて定義し、全社員が「MVV」を常に意識した行動を実践することにより、企業としての成長を目指してまいります。取り巻く事業環境が急速かつ劇的に変化する時代にあって、この変化は当社にとって、新たな技術への挑戦であると同時に、可能性を切り拓き、今後大きく飛躍するチャンスでもあります。新たに制定した「MVV」を私たちが進むべき羅針盤として、グループ全社員がベクトルを合わせ変革に果敢にチャレンジすることによって、企業価値の向上に取り組んでまいります。

今後も、創業時より大切にしてきた理念やさまざまなステークホルダーの皆様との信頼関係を基盤として、ミッションに掲げた「Brightening the Future」を私たちの行動を通して実現するべく、最先端のテクノロジーとものづくりによって未来に向けた価値創造に貢献するとともに、革新的な製品や技術開発に挑み続けるイノベティブカンパニーとして「限りなき発展」を果たしてまいります。



皆様におかれましては、ここに紹介する新光電気グループの取り組みにご理解をいただき、さらなるご支援とご鞭撻をいただければ幸いに存じます。

新光電気工業株式会社
代表取締役社長
CEO

倉嶋 進

新光電気グループ概要

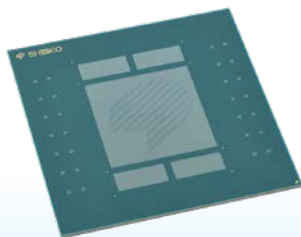
(2026年3月31日現在)

商 号	新光電気工業株式会社 (SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.)
創 立	1946年(昭和21年) 9月12日
本 社 所 在 地	長野県長野市小島田町80番地
従 業 員 数	4,574名(連結 5,256名)
主な事業内容	プラスチック・ラミネート・パッケージ/リードフレーム/ガラス端子/ ヒートスプレッダー/セラミック静電チャックなどの製造・販売、IC組立

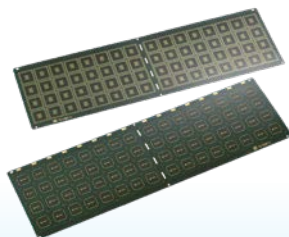
セグメント別概況

プラスチックパッケージ

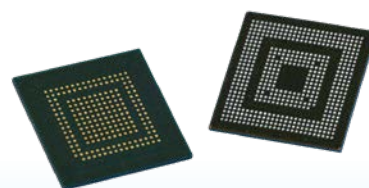
プラスチックパッケージは、フリップチップタイプパッケージやプラスチックBGA基板、IC組立から構成されています。



フリップチップタイプパッケージ



プラスチックBGA基板

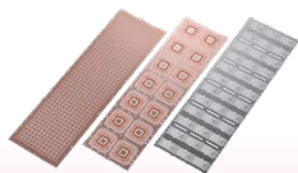


IC組立

主な搭載製品例 ● パソコン、サーバー、スマートフォン、自動車、民生機器 他

メタルパッケージ

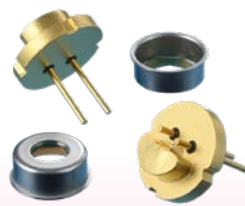
メタルパッケージは、リードフレーム、セラミック静電チャック、ガラス端子およびヒートスプレッダー等から構成されています。



リードフレーム



セラミック静電チャック



ガラス端子



ヒートスプレッダー

主な搭載製品例 ● 自動車、スマートフォン、パソコン、民生機器、半導体製造装置、通信機器 他

グローバルネットワーク

国内拠点

本社



本社・更北工場（長野市）

本社・更北工場
若穂工場
新光開発センター
栗田総合センター



主要拠点



若穂工場（長野市）



千曲工場（長野県千曲市）



高丘工場（長野県中野市）



新井工場（新潟県妙高市）



京ヶ瀬工場（新潟県阿賀野市）



栗田総合センター（長野市）

営業所 東京 大阪 福岡

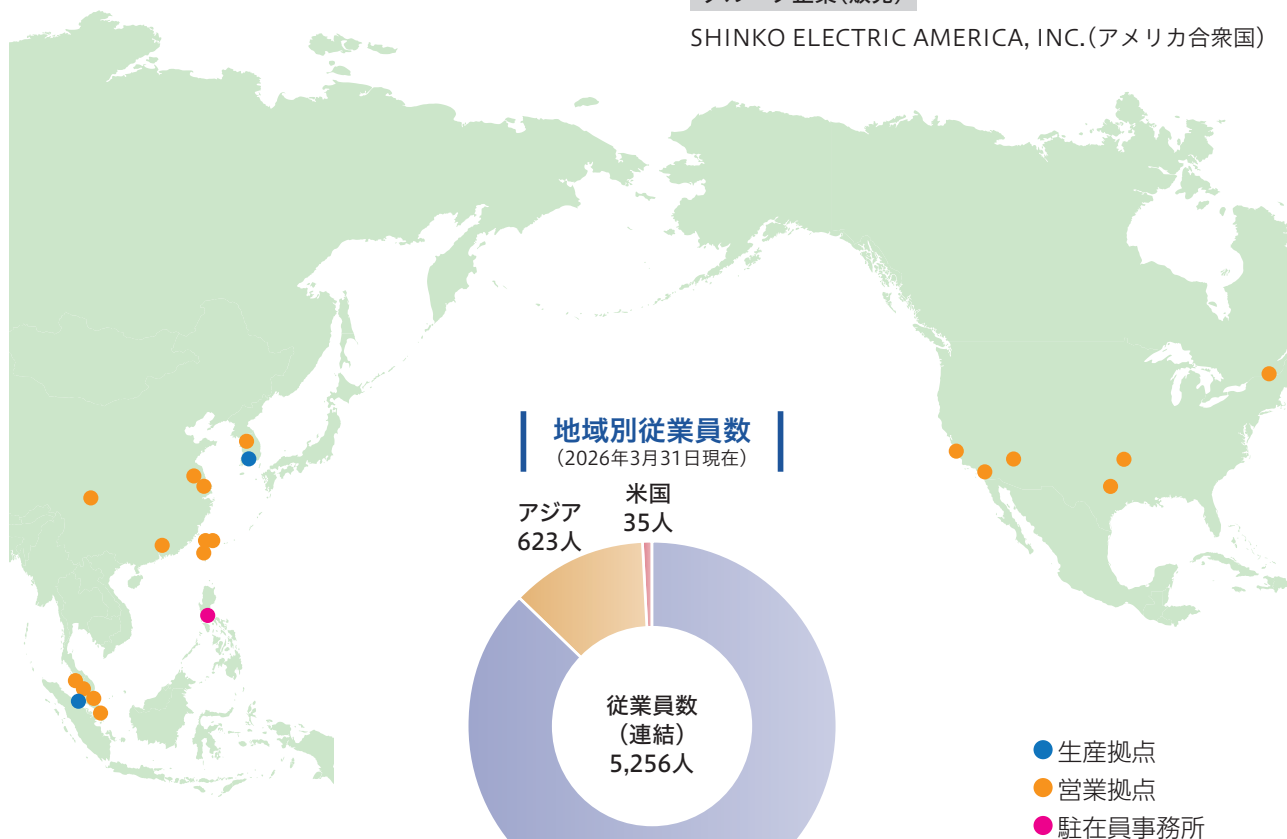
グループ企業 新光テクノサーブ株式会社（長野市）

海外拠点

米国

グループ企業(販売)

SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC.(アメリカ合衆国)



アジア地区

グループ企業(製造)

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.
(大韓民国)SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.
(マレーシア)

グループ企業(販売)

SHINKO ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD. (シンガポール共和国)

KOREA SHINKO TRADING CO., LTD. (大韓民国)

TAIWAN SHINKO ELECTRONICS CO., LTD. (台湾)

SHANGHAI SHINKO TRADING LTD. (中華人民共和国)

駐在員事務所

マニラ (フィリピン共和国)

1946-1965

人と社会に、新たな光を

戦後まもなく家庭用電球のリサイクルから始まった新光電気のものづくり。
その後も、新たな時代を見据え、
新たな製品開発に注力し続けた活動は、
現在も続く技術力の源泉となっています。

1946

「合資会社長野家庭電器再生所」設立
長野家庭電器再生所を改組・改称し
「新光電気工業株式会社」設立

1949

通信用電球・2号型ランプの
電気通信省(現・NTT(株))への
納入開始



1953

ダイオード用ガラス端子生産開始

1957

富士通(株)の資本参加を得て、
半導体分野への展開を図る
長野市栗田に栗田工場開設



1959

トランジスタ用ガラス端子生産開始



1960

新光電気労働組合を結成

1963

長野県更級郡更北村
(現・長野市小島田町)
に更北工場開設



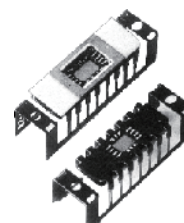
1966-1985

半導体産業の発展を支え、 世界へ展開

半導体パッケージングテクノロジーを駆使し、
着実に事業領域を拡大。
この時代から世界へと駆け上がっていきます。

1966

当社初の IC パッケージ・
DIP-10 生産開始



1968

リードフレーム生産開始

1977

米国カリフォルニア州に
SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC. 設立

1978

新潟県新井市(現・妙高市)に新井工場開設

1979

IC アセンブリ開始

1980

長野県中野市に
高丘工場開設



1982

レーザーダイオード用ガラス端子生産開始

1984

東京証券取引所市場第二部に株式を上場

1986-2005

加速するデジタル化の 技術課題に**応え続ける**

より小さく、薄く、軽く
半導体が進化し続けるなかで「お客様が必要なものを実現する」
という DNA を受け継ぎ、市場ニーズに真摯に
向き合ってきました。

1987

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. 設立

1990

SHINKO ELECTRONICS(MALAYSIA)SDN. BHD. 設立

1991

長野市若穂に若穂開発センター(現・若穂工場)開設

1993

新潟県京ヶ瀬村(現・阿賀野市)
に京ヶ瀬工場開設



1994

「環境憲章」制定(後に「環境方針」に改称)

1995

PLP(Plastic Laminated Package)生産開始

1996

東京証券取引所市場第一部に
株式を上場



1998

高丘工場が環境管理の国際基準 ISO 14001
認証取得
以降各工場での認証取得

2002

長野市北尾張部(旧・富士通(株)長野工場内)
に新光開発センターを開設

2004

栗田総合センター(旧・栗田工場)落成披露



2006-2026

新たな時代へ向け、 半導体の次なる**革新**を支える

社会に変革をもたらす半導体テクノロジー 新光電気は、
「世界最高レベルのものづくりと技術力」を追求し、
次のイノベーションを生み出すことに
挑戦し続けていきます。

2010

SHINKO Way 制定
コアレス基板(DLL3®)
量産開始(業界初)



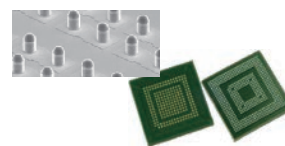
2013

プラスチック BGA 用薄型基板
(コアレス基板)量産開始



2014

Cu ピラー量産開始
MCeP® 量産開始



2017

「働き方改革」労使共同宣言

2021

新光テクノアカデミー開校

2022

「環境ビジョン 2050」策定
東京証券取引所の市場再編
によりプライム市場へ移行



2023

長野県千曲市に
千曲工場開設



2025

JICC コンソーシアムを新たなパートナーとして、
株式非公開化
JICC-04 株式会社を存続会社とする吸収合併を
実施。合併後、同社は新光電気工業株式会社に
商号変更

2026

MVV(ミッション・ビジョン・バリュー)制定

80年の歩みとサステナビリティ推進の取り組み

当社は、2026年9月に創立80周年を迎えました。戦後の混乱期に社員の雇用を守り、電球の再生事業を出発点として歩み始めた新光電気グループの創業の精神は、現在も人や環境への温かさを大切にする企業文化として根づき、現在のサステナビリティ推進活動の礎となっています。時代の求めに応じて技術を磨き、半導体の進化を支える企業へと成長しながら、創業の原点である人や資源を大切にする精神を受け継ぎ歩み続けてきた、新光電気グループのサステナビリティ推進の取り組みをご紹介します。

新光電気は、戦時中に首都圏から長野へ疎開していた工場を前身とし、戦後まもなく設立されました。その背景の一つには、終戦とともに閉鎖される宿命にあった工場働く社員の、雇用の維持がありました。また、物資不足に苦しんでいた時代に、家庭用電球の再生事業を通じて限られた資源を有効活用することが当社のビジネスの原点でした。その後、新光電気グループは、創業の精神を受け継ぎながら、電球の再生事業から通信用電球の製造へと事業領域を拡大し、現在では、世界の半導体産業を支えるパッケージング技術のリーディングカンパニーへと成長を遂げました。その歩みの中で、サステナビリティへの取り組みについても、事業の変遷・拡大とともに、時代の変化に合わせ、深化・発展させてきました。



〔通信用電球の組み立て作業〕

ものづくりを行う企業の責務として、当社グループは創業期より環境への配慮を重視した事業活動を展開してきましたが、環境保全の取り組みをさらに強化するため、1994年に「環境憲章」を制定し、地球環境と企業活動の調和を基本方針に定めました。「環境憲章」はその後「環境方針」へと名称を変え、時代や社会の要請に合わせて改版を重ねながら、現在も環境課題への取り組みの指針となっています。また、1998年の高丘工場を皮切りに、海外を含む全生産拠点でISO 14001認証を取得、維持しており、環境マネジメント体制の整備と取り組みの継続的な改善を進めてきました。さらに2022年度には「環境ビジョン2050」を策定して環境課題に取り組む姿勢や目指す姿を明確にし、エネルギー利用、廃棄物、排水、排気の有効利用など、製造プロセスの改善をはじめとした環境負荷低減活動をより一層推進しています。



〔新光テクノアカデミーの授業風景〕

また、新光電気グループは、社員の雇用を守りたいという創業の精神を受け継ぎ、「人への温かさ」を大切な価値観として歩んできました。事業の成長とともに社員一人ひとりが安心して働き、やりがいを持って働ける職場環境の整備に継続して取り組んでいます。近年は、2017年の「働き方改革」労使共同宣言を受けて、生産性向上と働きがいの両立を目指す取り組みを進めています。また、2021年開校の「新光テクノアカデミー」などを通じて、人材育成と技術・技能の継承を進めています。

創業時に約60名だった社員数は、現在ではグループ全体で5千名を超える社員を擁する企業へと発展しました。当社グループは、今後も、社員の多様性を尊重し、成長を支援することを目指してまいります。

新光電気グループは、人や環境・資源を大切にする創業の精神や80年の歴史を受け継ぎ、これまでご支援をいただいていたステークホルダーの皆様とのつながりを大切にしながら、サステナビリティ推進活動を通じて、これからも持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

新光電気グループ

M V V

ミッション
Mission

ビジョン
Vision

バリュー
Value

新光電気グループは、今後の成長と飛躍に向けた取り組みを加速するため、新たに「MVV(ミッション・ビジョン・バリュー)」を制定しました。



MVVは、
社会における存在意義を示すミッション、
目指すべき将来像であるビジョン、

そして社員が共有し
実践する価値観であるバリューで構成されています。
新光電気グループは、MVVを未来への羅針盤とし、
その実践を通じて企業価値の向上に取り組むとともに、
「限りなき発展」を目指してまいります。

「MVV」制定の背景

当社は2025年の資本構成・経営体制の変更を経て、
2026年に創立80周年という節目を迎えました。

こうした変革の時期にあたり、これまでの「SHINKO Way」を全面的に見直し、
事業環境や市場・技術の変化をふまえ、
将来に向けて新光電気グループが進むべき方向をより明確に示すため、新たに「MVV」を制定しました。

制定にあたっては、多様な社員が参加するワークショップを実施し、
特にバリュー(大切にすべき価値観)の検討において意見を反映しました。
また、創業以来受け継がれてきた「限りなき発展」の精神を主たる価値観に据えながら、
挑戦と変革を続ける姿勢を盛り込みました。

こうして、過去から現在、そして未来へとつながる新光電気グループの想いを「MVV」として改めて定義しています。

Mission | ミッション

社会における存在意義

“Brightening the Future”

最先端のテクノロジーとものづくりで、人々の暮らしを豊かに彩り、
輝かしい未来の創造に貢献する。

私たちの「原点」は、電球の再生を通じて、人々の暮らしに光をもたらすことにありました。
その想いは、いまも半導体パッケージなどを通じて、世界中でデジタル社会を支える力となっています。
人と社会を彩る“新たな光”を届ける企業として希望に満ちた未来の創造に貢献する—
それが新光電気のMissionです。

Vision | ビジョン

目指すべき将来像

半導体の未来をつなぐ“イノベティブカンパニー”として、
「限りなき発展」を目指す。

経済・社会の在り方を大きく変える技術革新が加速し続けています。
私たちは半導体の革新的な進化に欠かせない“イノベティブカンパニー”として、
半導体実装で培ってきた類を見ない技術力とものづくり力を源泉に、
創造への情熱を絶やすことなく「限りなき発展」に挑んでいきます。

Value | バリュー

大切にすべき価値観

進取果敢

新たな発想と果敢な挑戦で変革を起こすとともに、
未知の領域にも臆せず踏み出し、時代の変化を先取りし、
自ら進化を遂げることで、半導体の未来を切り拓いていきます。

市場や顧客ニーズの変化を敏感に捉え、
迅速かつ的確に行動する柔軟な対応力で革新を加速させる—
あらゆる場面で「SPEED」を実現します。

SPEED

共創

闊達で透明性の高いコミュニケーションを基盤に、
組織や立場を越えて連携し、多様な知恵と力を結集することで、
新たな価値を創造し、未来を形づくりま。

進取果敢な挑戦とSPEEDある行動、そして共創の力で期待を超えていく—
私たちは、半導体の未来を支える企業として、
常に「期待の先」を目指し続けます。

期待の先へ

温かさ

技術の進化とともに、人・社会・環境を想う心を—
私たちは誠実で真摯な姿勢を常に忘れず、
すべてのステークホルダーとともに、成長・発展していきます。

新光電気グループは、新たに制定したこの「MVV」を基軸に、
半導体の進化を支える“イノベティブカンパニー”として、
革新的な製品・技術開発に挑み続けることにより、
社会の持続的な成長と輝かしい未来の創造に貢献してまいります。

Sustainability Management

サステナビリティ マネジメント

- 
- サステナビリティ推進活動の進め方
 - サステナビリティ活動推進体制
 - 重要課題(マテリアリティ)
 - 重要課題活動目標
 - SDGsへの取り組み
 - RBA行動規範への取り組み
 - ステークホルダーとのコミュニケーション

サステナビリティ推進活動の進め方

新光電気は、1946年（昭和21年）に、戦後の混乱期にあって地域の雇用を守ることを主な目的として、使えなくなった電球の再生・リサイクルから事業をスタートしました。新光電気グループは、その後も今日に至るまで、地域社会との共生や地球環境への配慮、人への温かさ等を常に念頭において事業を展開してまいりました。

当社グループは、高度化する市場のニーズに対応する先進的な製品の開発・製造・販売によって世界中の人々の豊かな暮らしに寄与するとともに、創業時から受け継いできた精神や、社会における当社グループの存在意義等を具体化したMVV（ミッション・ビジョン・バリュー）を実践することを通じて、多様なサステナビリティ課題に対する活動を推進し、持続可能な社会の実現や輝かしい未来の創造に貢献することを目指しています。

サステナビリティ課題への対応にあたり、当社グループのビジネスとステークホルダーの2つの視点より、取り組むべき重要課題を選定し、課題解決に向けた具体的な活動テーマおよび目標を設定した上で、各主管部門を中心に活動を推進しています。

また、気候変動をはじめとして深刻化する環境課題や多様化・複雑化する社会課題への取り組みを通じて、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals）の達成にも貢献することを目指しています。

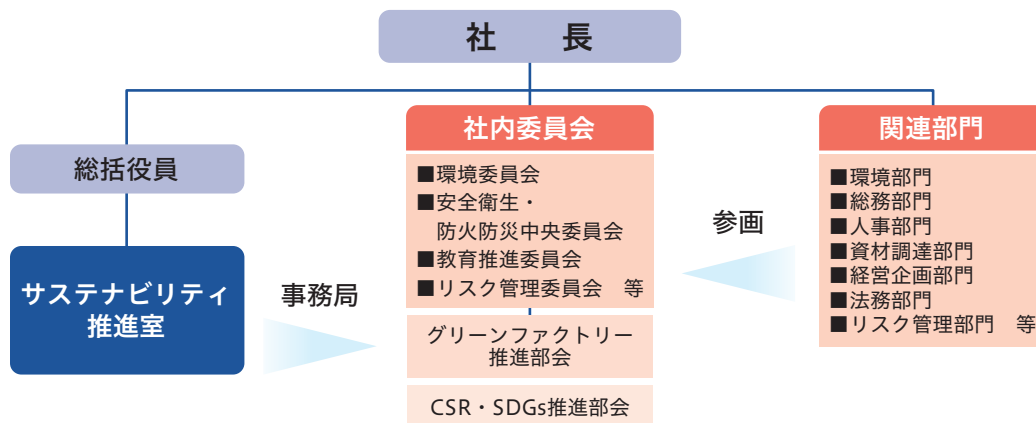
サステナビリティ活動推進体制

新光電気グループのサステナビリティ活動推進にあたり、責任者として代表取締役社長が活動全体を総括し、サステナビリティ推進室が全社横断的な事務局を務める推進体制を整備しています。各サステナビリティ課題への対応については、関連部門によって構成する委員会を分野ごとに設置するとともに、各課題を主管する部門が各種施策を実施することにより、グループ全体のサステナビリティ課題への取り組みを展開しています。

さらに、温室効果ガス排出量削減や廃棄物・水資源使用削減の環境課題への対応にあたり、工場ごとに設置したグリーンファクトリー推進部会により活動を推進、また、社会課題やSDGsへの取り組みにあたっては、関連部門が参加するCSR・SDGs推進部会により活動の強化に取り組んでいます。

また、海外の製造子会社においても、サステナビリティ推進体制を整備のうえ、多様な課題について具体的な目標を設定、対策を実施することにより、サステナビリティ活動の強化をはかっています。

【サステナビリティ活動推進体制】



重要課題(マテリアリティ)

新光電気グループは、企業理念や経営方針等の内部的要素と、主要な国際的サステナビリティ関連ガイドラインや社会的要請等の外部的要素をふまえ、多様なサステナビリティ課題の中から優先的に取り組むべき重要課題(マテリアリティ)の選定を行っています。重要課題の選定にあたっては、「新光電気グループの事業における重要性」と「ステークホルダーにおける重要性」の2つの視点から重要性を評価しています。

選定した重要課題については、妥当性の確認を行うとともに定期的に見直しを実施しています。

重要課題選定プロセス

サステナビリティ課題抽出

内部的・外部的要素をふまえ169項目の課題を抽出

重要性評価

当社グループ事業とステークホルダーの2つの視点より重要性を評価

重要課題(マテリアリティ)選定

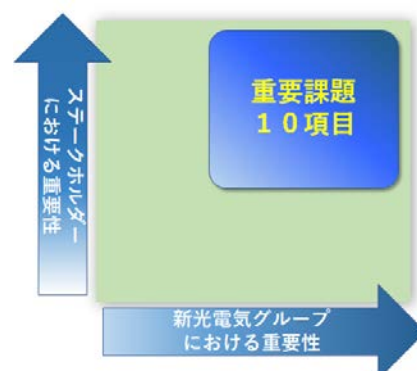
重要性評価の結果をふまえ、重要課題10項目を選定

妥当性確認・見直し

選定した重要課題の妥当性を確認、定期的に見直し

●参照した国際的サステナビリティ関連ガイドライン等

- ① GRIサステナビリティ・レポート・スタンダード
- ② RBA (Responsible Business Alliance) 行動規範
- ③ ISO 26000
- ④ 国連グローバル・コンパクト
- ⑤ SDGs (Sustainable Development Goals)
- ⑥ SASB (Sustainability Accounting Standards Board)



重要課題(マテリアリティ)

選定した10項目の重要課題(マテリアリティ)について、主管部門が具体的な目標を毎年設定したうえで、各種活動を展開、進捗・課題を確認し、次年度の活動につなげるPDCAサイクルによって取り組みの継続的な向上に努めています。

分野	重要課題(マテリアリティ)	取り組みテーマ
環境課題	1.気候変動	①気候変動への対応 ②エネルギー使用削減
	2.資源循環	①廃棄物削減 ②水使用削減 ③原材料使用削減
	3.自然共生	①生物多様性保全 ②汚染防止 ③有害物質管理
	4.地域社会への貢献・共生	①地域社会との対話・共生
	5.人権・多様性の尊重	①人権の尊重 ②多様性を持った社員の活用 ③LGBTQへの対応
	6.活力ある企業風土の醸成	①ワークライフバランス ②人材育成

分野	重要課題(マテリアリティ)	取り組みテーマ
社会課題	6.活力ある企業風土の醸成	③公正な評価 ④労使関係
	7.安全・快適な職場環境の整備	①労働安全衛生 ②緊急時への準備
	8.サプライチェーンにおける社会的責任の推進	①グリーン調達推進 ②責任ある鉱物調達 ③サプライチェーンにおける人権尊重
	9.技術・品質による社会貢献	①技術・ものづくりによる社会貢献 ②品質の追求による社会的責任遂行
ガバナンス	10.ガバナンスの強化	①コーポレートガバナンス ②コンプライアンス ③リスクマネジメント ④情報保護

重要課題活動目標

当社は、サステナビリティの観点からステークホルダーの皆様のご期待に応えるべく、重要課題を中心に活動目標を毎年設定のうえ、活動を展開しています。これらの活動によりSDGs（持続可能な開発目標）の達成にも貢献することを目指しています。

2025年度活動目標および実績

Environment 環境

重要課題	取り組みテーマ	2025年度目標	2025年度実績
気候変動	気候変動への対応	●国内全事業所におけるCO ₂ 排出量の削減：28%以上(2020年度比)	●国内全事業所におけるCO ₂ 排出量の削減：34.3%(2020年度比)
		●再生可能エネルギー使用率：54.2%以上	●再生可能エネルギー使用率：55.3%
資源循環	廃棄物削減	●廃棄物削減：203t以上の削減施策の実施	●廃棄物削減：309t相当の削減施策を実施
		●プラスチック材排出物の有効利用率：99%以上維持	●プラスチック材排出物の有効利用率：99.9%
	水使用削減	●水使用削減：38,270m ³ 以上の削減施策の実施	●水使用削減：45,733m ³ 相当の削減施策を実施
		●生物多様性に関する教育：3回／啓発活動：2回	●環境教育：3回／啓発活動：3回
自然共生	生物多様性保全	●長野県「森林(もり)の里親促進事業」への参画による森林整備実施：2回	●森林整備：2回
		●栗田総合センターにおける外来種駆除：6回	●外来種駆除：6回

Social 社会

重要課題	取り組みテーマ	2025年度目標	2025年度実績
地域社会への貢献・共生	地域社会との対話・共生	●工場見学の実施	●工場見学の実施(更北工場、高丘工場、千曲工場)(高校生計176名、大学生計97名、その他計18名)
		●工場敷地外周および周辺道路の美化活動の実施	●美化活動の実施(更北工場、若穂工場、千曲工場、高丘工場、新井工場、京ヶ瀬工場、新光開発センター)(延べ34回)
		●工場周辺での交通安全立哨活動実施	●交通安全立哨活動実施(更北工場、若穂工場、千曲工場、高丘工場、新井工場、京ヶ瀬工場)(延べ27回)
人権・多様性の尊重	人権の尊重 多様性を持った社員の活用	●全社員を対象とする人権教育の実施	●人権教育実施(5,473名受講)
		●女性の活躍推進に向けた教育内容の拡充	●女性リーダー研修受講者向け座談会の新規実施(16名)
		●障がい者雇用の促進	●障がい者雇用率向上(2025年6月2.55%→2026年6月2.92%)
活力ある企業風土の醸成	ワークライフバランス	●働き方改革への取り組みの強化	●働き方改革労使会議実施 ●積立休暇付与対象者の拡大 ●ワークライフバランスセミナー実施(21名受講)
		●男性育児参加率の向上に向けた施策の実施	●全管理職に対する、男性育児休職取得促進のための管理職宛レポートの発行と部門別育児休職取得率の共有
	人材育成	●グローバル人材養成に向けた教育プログラムの拡充	●高卒エンジニア内定者の英語学習機会の拡大

重要課題	取り組みテーマ	2025年度目標	2025年度実績
安全・快適な職場環境の整備	労働安全衛生	●安全衛生・防火防災活動の推進(安全衛生・防火防災関連の諸法令、社内規程・ルール等の遵守)	●防火防災活動実施 ●全社員対象避難訓練の実施(延べ5,180名)
		●重篤な災害の発生件数0件	●転倒災害防止のための啓発活動 ●重篤な災害の発生件数0件
		●安全意識と管理水準の向上	●全社員向け安全衛生教育の実施(5,262名受講) ●階層別教育の実施(330名受講)
		●特定保健指導実施率75%	●特定保健指導実施率：75.2%
		●社内への健康増進啓発情報の提供	●健康増進に関する社内啓発資料発行：6回
サプライチェーンにおける社会的責任の推進	グリーン調達推進	●CO ₂ 排出量削減等に関する主要取引先の取り組み状況の確認	●主要取引先にCO ₂ 排出量の削減等の環境保全取組状況等についてアンケートを実施(106社／回答回収率100%／要是正事項なし)
	責任ある鉱物調達	●責任ある鉱物調達のためのデュー・ディリジェンスの実施	●RMIテンプレートを使用した調査実施(75件) ●調査回答に基づくリスク評価、RMI適合調達率改善要請実施
	グリーン調達推進／責任ある鉱物調達／サプライチェーンにおける人権尊重	●取引先への「調達基本方針」および「調達指針」の周知	●周知実施(712社(内、国内694社、海外18社))
		●主要取引先へのCSR取り組み状況の確認	●主要取引先へCSR取組状況に関するアンケート実施(27社／要是正事項なし)
		●構内請負取引先へのCSR取り組み状況の確認	●構内請負取引先へCSR取組状況に関するアンケートおよび実地確認を実施(7社／要是正事項なし)

■Governance ガバナンス

重要課題	取り組みテーマ	2025年度目標	2025年度実績
ガバナンスの強化	コンプライアンス	●コンプライアンス関連教育の実施	●国内拠点全社員に対するコンプライアンス教育実施(5,473名受講) ●海外拠点全社員に対するコンプライアンス教育実施(766名受講) ●階層別教育実施(109名受講) ●海外赴任者向け教育実施(4名受講)
		●内部通報制度の周知・運用	●コンプライアンス教育内で周知 ●内部通報窓口運用・対応
		●コンプライアンスリスク把握のためのモニタリングの実施	●国内拠点における従業員意識調査の実施 ●海外拠点におけるコンプライアンス調査および従業員意識調査実施
		●知的財産教育の実施	●知的財産教育実施(5回／延べ249名受講)
		●安全保障輸出管理体制および特定輸出申告制度について、関係部門への周知・教育の実施	●全社コンプライアンス教育内で関係者に安全保障輸出管理教育実施(2,338名受講) ●階層別教育実施(155名受講) ●輸出管理責任者・担当者、特定部門および海外赴任者向け教育実施(延べ159名受講)

重要課題	取り組みテーマ	2025年度目標	2025年度実績
ガバナンスの強化	リスクマネジメント	●潜在リスク調査によるリスク把握、関係部門へのヒアリング実施	●潜在リスク調査およびヒアリング実施
		●全社防災・事業継続マネジメント教育の実施	●全社防災・事業継続マネジメント教育実施(5,382名受講) ●現場リーダー向けリスク意識向上研修実施(34名受講) ●階層別リスクマネジメント教育実施(237名受講)
		●災害リスク対策の強化	●外部専門家による診断結果に基づく対策の実施
		●自然災害リスクへの対応力強化	●災害中央対策本部訓練実施(1回)
	情報保護	●定期棚卸の実施	●定期棚卸および是正・改善活動の実施
		●社員の情報管理に対する意識向上に向けた施策の実施	●情報セキュリティ教育の実施(国内拠点：5,528名、海外拠点：779名受講)
		●域外適用される海外法制度への対応	●海外法制度もふまえた個人情報保護マネジメントシステムの運用

2026年度活動目標

Environment 環境

重要課題	取り組みテーマ	2026年度目標
気候変動	気候変動への対応	●温室効果ガス排出量(Scope 1, 2 ^{※1})の削減：33.6%以上(2020年度比)
		●温室効果ガス排出量(Scope 3 ^{※2})の現状把握・分析および削減施策の検討
資源循環	廃棄物削減	●廃棄物削減：230t以上の削減施策の実施
		●プラスチック材排出物の有効利用率：99%以上維持
自然共生	水使用削減	●水使用削減：32,135m ³ 以上の削減施策の実施
		●各工場の生態系保全活動の方針策定および指標設定
		●水資源の採取・利用地域に関する調査の実施
		●長野県「森林(もり)の里親促進事業」への参画による森林整備実施：2回
		●栗田総合センターにおける外来種駆除：2回
	生物多様性保全	●生物多様性に関する教育：3回／啓発活動：2回

※1 Scope 1：自社の事業活動に伴う直接的な温室効果ガス排出量

Scope 2：購入電力・熱等の使用に伴う間接的な温室効果ガス排出量

※2 Scope 3：Scope1・2を除くサプライチェーン全体における温室効果ガス排出量

Social 社会

重要課題	取り組みテーマ	2026年度目標
地域社会への貢献・共生	地域社会との対話・共生	●工場見学の実施
		●工場敷地外周および周辺道路の美化活動の実施
		●工場周辺での交通安全立哨活動実施
人権・多様性の尊重	人権の尊重	●全社員を対象とする人権教育の実施
	多様性を持った社員の活用	●女性の活躍推進に向けた教育内容の拡充
		●障がい者雇用の促進と就労環境の整備
活力ある企業風土の醸成	ワークライフバランス	●働き方改革への取り組みの強化
		●男性育児参加率の向上に向けた施策の実施
	人材育成	●グローバル人材養成に向けた教育プログラムの拡充
安全・快適な職場環境の整備	労働安全衛生	●安全衛生・防火防災活動の推進(安全衛生・防火防災関連の諸法令、社内規程・ルール等の遵守)
		●重篤な災害の発生件数0件
		●安全意識と管理水準の向上
		●特定保健指導実施率75%
		●社内への健康増進啓発情報の提供
サプライチェーンにおける社会的責任の推進	グリーン調達推進	●サプライチェーン上流におけるCO ₂ 排出量削減および水資源保全の取り組みの推進
		●CO ₂ 排出量削減等に関する主要取引先の取り組み状況の確認
	責任ある鉱物調達	●責任ある鉱物調達のためのデュー・ディリジェンスの実施
	グリーン調達推進／責任ある鉱物調達／サプライチェーンにおける人権尊重	●取引先への「調達基本方針」および「調達指針」の周知
		●主要取引先へのCSR取り組み状況の確認
		●構内請負取引先へのCSR取り組み状況の確認

■ Governance ガバナンス

重要課題	取り組みテーマ	2026年度目標
ガバナンスの強化	コンプライアンス	●コンプライアンス関連教育の実施
		●内部通報制度の周知・運用
		●コンプライアンスリスク把握のためのモニタリングの実施
		●開発担当者への知的財産教育の実施
		●安全保障輸出管理体制および特定輸出申告制度について、関係部門への周知・教育の実施
	リスクマネジメント	●リスクマネジメントシステムの見直し・強化
		●リスクマネジメント教育の充実・実施
		●海外拠点との連携強化および課題の把握
		●災害リスク対策の強化
		●自然災害リスクへの対応力強化
	情報保護	●定期棚卸の実施
		●社員の情報管理に対する意識向上に向けた施策の実施
		●域外適用される海外法制度への対応

SDGsへの取り組み

2015年に国連本部で開催された「持続可能な開発サミット」において採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれているのが、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」です。SDGsは、途上国や先進国に関わらず国際社会の共通の課題である17の目標と169のターゲットから構成され、異なる文化や立場等を超えた共通言語として、地球上の誰一人取り残さないことを目指しています。

新光電気グループは、地域社会との共生や地球環境への配慮、人への温かさ等を念頭に、多様なサステナビリティ課題への取り組みを通じて、SDGsが目指す社会の実現に貢献することを目指しています。

SDGs達成に向けた基本方針

新光電気グループは、多様なステークホルダーの方々との調和をはかるとともに、ものづくりを通じて、世界中の人々の豊かな生活を支え、社会の健全な発展に寄与することを目指しています。この基本方針は、国連で採択されたSDGsの達成と目的を同じくするものです。当社グループは、お客様や社会にとって価値の高い製品やサービスを提供するとともに、国際社会・地域社会の一員として社会的責任を果たすべく、さまざまなサステナビリティ課題に向けた活動を展開することにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

■ 当社グループ重要課題とSDGs目標との関係性

重要課題 (マテリアリティ)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
環境	気候変動	1.5	2.4					7.2 7.3		9.4			12.2	13.1 13.3	14.3			
	資源循環						6.4		8.4	9.4		11.6	12.2 12.5 12.4					17.17
	自然共生		2.4 2.5	3.9			6.3 6.6					11.7	12.4		14.1 14.3	15.1 15.5 15.2 15.8 15.4		
社会	地域社会への貢献・共生			3.6	4.3											15.1 15.4 15.2		17.17
	人権・多様性の尊重				4.5 4.a 4.7	5.1 5.5	6.2		8.7 8.8		10.2 10.7 10.3							
	活力ある企業風土の醸成				4.2 4.4 4.3 4.7				8.2 8.5									
	安全・快適な職場環境の整備			3.6 3.d					8.8									
	サプライチェーンにおける社会的責任の推進						6.4	7.3	8.7 8.8	9.4	10.7		12.4	13.1 13.3			16.2 16.4 16.3	17.17
	技術・品質による社会貢献									9.4 9.5								
ガバナンス	ガバナンスの強化			3.3								11.5					16.3 16.7 16.5 16.10	

長野県SDGs推進企業への登録

長野県は、長野県内に本社や支社等を有する企業等の価値向上と競争力強化をはかるとともに、SDGsへの具体的なアクションを促進する制度として「長野県SDGs推進企業登録制度」を設定しています。当社は、長野県SDGs推進企業への登録を通じて、SDGsの達成に向けた取り組みを一層推進するため、本制度への申請を行い、2022年10月に推進企業として登録されました。登録にあたり、「SDGs達成に向けた宣言書（要件1）」および「SDGs達成に向けた具体的な取組（要件2）」を策定のうえ、温室効果ガス実質排出量の削減、廃棄物の削減、女性管理職比率の引き上げを重点的に取り組む課題と位置づけ、活動を展開しています。

SDGs達成に向けた宣言書（要件1）

SDGs達成に向けた具体的な取組（要件2）



RBA行動規範への取り組み

新光電気グループでは、国際社会での共存共栄を念頭に置いた事業展開をはかるとともに、社会の一員として企業の社会的責任を果たすよう努めています。その取り組みの一環として、RBA (Responsible Business Alliance) 行動規範を尊重し、責任ある企業活動を推進しています。

RBA (Responsible Business Alliance)

RBAは、国際的なエレクトロニクス企業を中心に設立され、共通の行動規範を定め、サプライチェーンの社会的・環境的・倫理的責任の継続的な改善を行っています。顧客企業もメンバーとして参加しており、当社グループはRBAの定める行動規範を尊重し活動を推進しています。

また、お取引先の皆様に行動規範遵守の協力を要請しています。

[サプライチェーンによる社会的責任の推進 \(P82\) 参照](#)

RBA行動規範

RBA行動規範は世界人権宣言、ILO国際労働基準、OECD多国籍企業ガイドラインなどを参照し定められています。行動規範のなかで、「労働」「安全衛生」「環境保全」「企業倫理」の4側面が設定され、これを運用するマネジメントシステムがあわせて規定されています。

行動規範の実践

4側面に関し、その責任者と担当組織を明確にし、マネジメントシステムに沿って以下のプロセスを確実に実行しています。



これらの活動については各責任者が経営トップに報告し、レビューを受け、マネジメントシステムの有効性を確認するとともに、その意見を翌年度以降の活動に反映させています。

また、以下の取り組みにより、継続的な改善を進めており、行動規範の実践をより確実なものとしています。

■ 自己評価(SAQ : Self Assessment Questionnaire)の実施

RBAでは、行動規範の4側面の実際の取り組み状況や、企業の社会的責任に関するリスク評価などについて回答を行うことでスコア化される評価ツールが用意されています。これにより年1回、自己評価を行い、自社の取り組みが行動規範に沿ったものであるか、どのようなリスクがあるか、などについて振り返りを実施しています。その結果を参照し、次の活動目標を定めることで、そのスコア改善につなげています。また、その回答とスコアはRBAメンバーであるお客様と共有しています。さらに、お客様から個別にお問い合わせがあった質問票への回答も実施しており、行動規範に沿った要求事項の理解を深めるなどのコミュニケーションをはかっています。

■ 第三者機関による監査（VAP: Validated Assessment Program）実施

RBAでは、RBA行動規範の遵守状況を第三者機関が評価するプログラムを設けています。評価の結果、スコアに応じて、シルバー（160点以上）、ゴールド（180点以上）、プラチナ（200点満点）のステータスが付与されます。

当社は、RBAメンバーであるお客様からの要望に対応して、監査プログラムを実施し、受審結果をふまえて基準への適合性の向上をはかり、継続的な改善活動を推進しています。

高丘工場（長野県中野市）の監査では、以下のとおり、最高得点である200点満点を獲得し、最高評価のプラチナ・ステータスを取得しています。

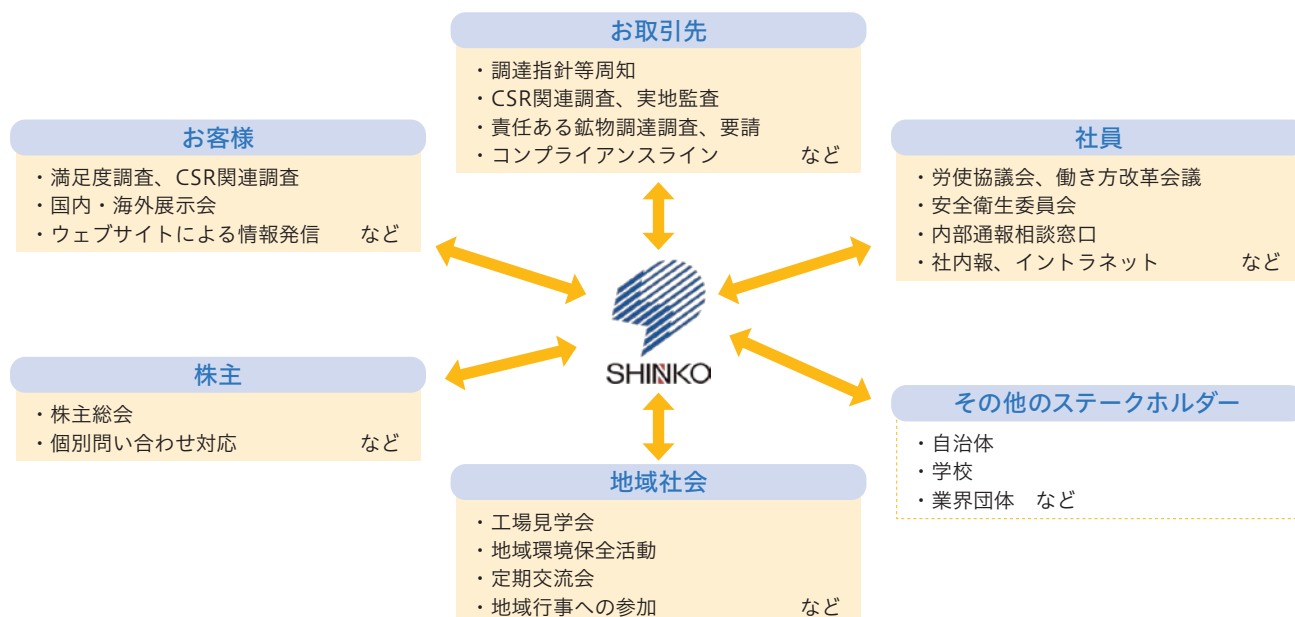
実施月	事業所	スコア	ステータス
2025年2月	高丘工場(長野県中野市)	200	プラチナ

今後も、RBA行動規範に準拠した活動をより一層推進することにより、企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指してまいります。

｜ ステークホルダーとのコミュニケーション ｜

新光電気グループにおけるビジネスは、お客様、お取引先、株主や地域社会の皆様、および社員等、さまざまなステークホルダーの皆様によって支えられています。

ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを通じて、当社グループに対するご期待やご要望等を把握するとともに、社会的課題を理解することなどにより、企業としての社会的責任を果たしながら、社会の持続的成長への貢献を目指してまいります。



Environment

環境課題への 取り組み

●環境マネジメント

●気候変動

●資源循環

●自然共生

●海外拠点の取り組み

環境マネジメント

新光電気グループでは、社会的ニーズ・環境課題とバランスをとりながら事業活動を展開するための枠組みとして、国際規格ISO 14001に基づく環境マネジメントシステムを構築し、環境経営を推進しています。環境マネジメントシステムに沿ったPDCAサイクルを回すことにより、環境パフォーマンスの向上と継続的改善に努めています。

環境方針・目標の体系

環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、以下の環境に関する方針・目標の体系のもと、環境保全活動に取り組んでいます。



環境に関する当社のコミットメントを「環境方針」で示し、それにコミットするために、取り組む姿勢や目指す姿を「環境ビジョン2050」で明確化し、達成のための「中長期環境目標」を設定しています。

環境方針

新光電気グループは、MVVにおけるバリューの1つに「温かさ」を掲げています。これは、地球環境や人間社会を尊重し、ともに歩んでいく姿勢を表すものです。

当社グループは、この価値観を大切にしながら、次世代へと引き継ぐ豊かな環境と豊かな社会の実現に貢献することを目指しており、その理念を「環境方針」として定めています。この環境方針を達成するため、環境目標をもって活動しています。

環境方針

地球環境と企業活動の調和を基本理念とし、
環境にやさしい「ものづくり」を通じて持続可能な社会の実現に貢献する。

【行動指針】

1. 環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、環境負荷を低減する。
2. 自然環境の汚染と健康被害につながる環境リスクを予防する。
3. 国内外の環境規則および要求事項を順守し、社会的責任を遂行する。
4. 環境パフォーマンスを向上させるため、環境マネジメントシステムの継続的改善をはかる。
5. 気候変動対策や資源の有効利用、生物多様性保全により豊かな社会づくりに貢献する。

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

環境ビジョン2050

環境方針にコミットするため、取り組む姿勢や目指す姿を明確化したものが「環境ビジョン2050」です。

新光電気グループの活動および環境基本計画(日本政府)^{※1}を考慮して、主な活動を「気候変動」「資源循環」「自然共生」の3分野とし、ものづくりを行う企業の責務として、環境負荷低減に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するための「目指す姿」を示しています。

※1 環境基本計画(日本政府):環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。「環境ビジョン2050」策定当時(2022年)は「第5次環境基本計画」(平成30年)。現在は「第6次環境基本計画」(令和6年)。



新光電気グループが目指す姿



環境目標

中長期環境目標

新光電気グループ(国内)では、「環境方針」を達成し、「環境ビジョン2050」に掲げた3分野における「新光電気グループが目指す姿」を実現するため、「中長期環境目標(2030年度、2050年度)」を策定しています。

また、環境課題への取り組みをグループ全体として一層強化するため、中長期環境目標を2026年に見直しました。以下に記載する目標および実績は、報告対象期間である2025年度までの見直し前の目標および実績を記載しています。見直し後の中長期環境目標については、「[中長期環境目標の見直しについて](#)」(P29)を参照ください。

		2030年度	2050年度
気候変動 	温室効果ガス 実質排出量	56 %削減 (2020年度比)	実質排出量 ゼロ
	再生可能 エネルギー使用率	100 %	100 %維持
資源循環 	廃棄物削減	基準年度(2020年度)排出量の 50 %相当分削減	最小化
	水使用量削減	基準年度(2020年度)使用量の 5 %相当分削減	最小化
自然共生 	地域社会	地域社会と連携した生物多様性 保全活動の継続による貢献	地域社会と連携した生物多様性 保全活動の継続による貢献
	社内緑地	栗田総合センターの生態系を 健全に保全する	栗田総合センターおよび各工場の 生態系を健全に保全する
	社員	社員一人ひとりの生物多様性に 対する意識の向上をはかる	社員一人ひとりの生物多様性に 対する意識の向上をはかる

対象：新光電気グループ(国内)

環境行動計画

「環境行動計画」は、「中長期環境目標」を達成するための短期目標です。第11期環境行動計画は、2023年度～2025年度の3年間で活動し、すべての目標を達成しました。

なお、環境行動計画は第11期を持って終了し、2026年度以降は、中長期環境目標のもとに単年度目標を設定し、環境活動の推進と継続的な改善をはかっていきます。

第 11 期 環 境 行 動 計 画			2025年度 目 標
気候変動 	温室効果ガス 排出量削減	国内全事業所におけるCO ₂ 排出量を 2020年度排出量の 28 % 以上削減	28.0 % 以上削減
		再生可能エネルギー使用率を 毎年 4 % 以上拡大	再エネ使用率 54.2 % 以上
資源循環 	廃棄物削減	施策による削減量を、2020年度廃棄物排出量の 28 %^{※2} (1,690 t) 以上積み上げる	3.4 % 以上削減 (203 t 以上削減)
		プラスチック材使用量 および 廃プラスチックの削減施策推進	プラスチック材排出物 有効利用率 99% 以上維持
	水使用量削減	施策による削減量を、2020年度水使用量の 3 % (114,810m ³) 以上積み上げる	1.0 % 以上削減 (38,270 m ³ 以上削減)
自然共生 	生物多様性の 保全	長野県 飯綱町における町有林整備	2 回
		栗田総合センターにおける生物多様性保全	外来種駆除 希少種保護
		生物多様性に関する教育 および 啓発	教育 3 回 啓発 2 回
	生態系に対する 負の影響を低減	気候変動 および 資源循環の取り組み推進	取り組み推進
		化学物質適正管理	適正管理
サプライ チェーン 	グリーン調達活動の 推進	サプライチェーン上流における CO ₂ 排出量削減の取り組みの推進	対象取引先に対する 環境調査
		サプライチェーン上流における 水資源保全意識の強化	

対象：新光電気グループ（国内）

※2 廃棄物削減目標は、2024年度に当初目標を達成したことから、2025年度に23%から28%へ引き上げました。

実績

2025年度の各実績につきましては、以下のリンクをご参照ください。

気候変動 [P33](#)

資源循環 [廃棄物削減 P42](#)

[水使用量削減 P47](#)

自然共生 [生物多様性の保全 P51](#)

[生態系に対する負の影響を低減 P55](#)

中長期環境目標の見直しについて

新光電気グループは、当社が掲げる「環境ビジョン2050」の実現に向けた取り組みを一層推進するため、社会的要請の変化や環境課題への対応、これまでの活動成果をふまえ、2026年度に中長期環境目標を見直しました。新たな目標では、対象範囲を国内から海外生産拠点を含むグループ全体へ拡大するとともに、気候変動、資源循環、自然共生の各分野において目標の充実をはかっています。

■主な見直し内容

- ・【対象範囲】国内から海外生産拠点を含むグループ全体へ拡大
- ・【気候変動分野】サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量（Scope3）についての目標を新たに設定
- ・【資源循環分野】目標の表現を見直すとともに、プラスチック材排出物の有効利用率に関する目標を追加
また、水使用量削減について、従来の目標を前倒しで達成したことをふまえ、より挑戦的な目標を設定
- ・【自然共生分野】TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の考え方をふまえた目標を新たに設定

■新しい中長期環境目標

	2030年度	2050年度
気候変動 	温室効果ガスScope1・2 ^{※1} （マーケット基準）実質排出量を 2020年度比 56% 削減する	
	温室効果ガスScope3 ^{※2} （カテゴリ1,10 ^{※3} ）実質排出量を 2020年度比 25% 削減する	温室効果ガスScope1・2・3 実質排出量ゼロ
	使用電力における再生可能エネルギー使用率を 100% とする	
資源循環 	廃棄物を累計 3,066 t （2020年度排出量の50%）以上 削減する	廃棄物排出量の最小化
	プラスチック材排出物の有効利用率 99% 以上を維持	
	水使用量を累計 399,400 m³ （2020年度使用量の10%） 以上削減する	水使用量の最小化
自然共生 	生態系ネットワークの形成に貢献する	事業活動が与える生物多様性への負の影響を最小化
	事業活動が与える生物多様性への負の影響を低減する	
	社員一人ひとりの生物多様性に対する意識の向上をはかる	地域の生物多様性の保全・回復への貢献

対象：新光電気グループ

気候変動目標については、海外の営業拠点および駐在員事務所を除く

- ※1 Scope1：自社の事業活動に伴う直接的な温室効果ガス排出量
Scope2：購入電力・熱等の使用に伴う間接的な温室効果ガス排出量
- ※2 Scope3：Scope1・2を除くサプライチェーン全体における温室効果ガス排出量
- ※3 カテゴリ1：購入した製品・サービス
カテゴリ10：販売した製品の加工

今後は、この新しい中長期環境目標のもと、環境ビジョン2050の実現に向けて取り組みを推進し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

環境マネジメント推進体制

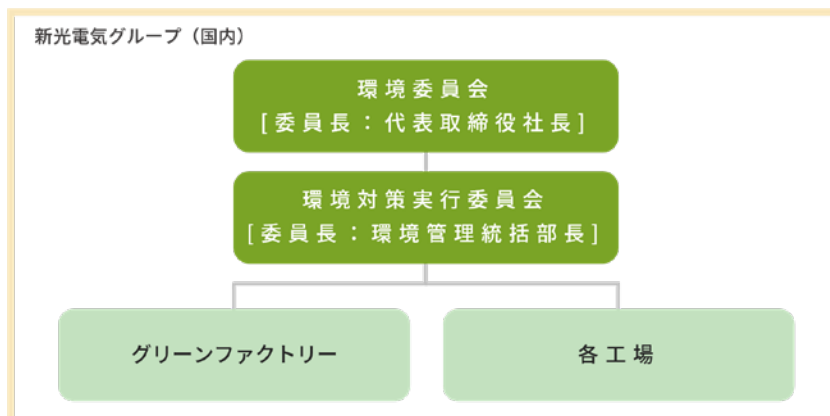
環境マネジメントシステムに基づき、環境マネジメント推進体制を構築しています。

環境経営を推進するため、代表取締役社長を委員長とした「環境委員会」を設けています。同委員会は、環境対策に関わる最高審議機関として、中長期的な課題の検討や方針の策定、「気候変動」「資源循環」「自然共生」などにおける事業リスク・機会への対策をはじめとした環境経営に関する事項の立案・審議・決定を行っています。

また、環境委員会の下部組織として「環境対策実行委員会」を設置し、環境目標達成のため、活動の実行・審議を行っています。

このような推進体制を構築してガバナンスの強化をはかり、環境マネジメントシステムの維持・向上を推進しています。

【環境マネジメント推進体制】



環境課題の把握

世界的な環境課題

深刻な自然環境の悪化を背景とする生物多様性の損失を止め、回復傾向に向かわせることは、世界的な喫緊の課題であることから、近年、ネイチャーポジティブ^{※3}に向けた取り組みの重要性が高まっています。気候変動への対応、サーキュラーエコノミー^{※4}への移行、海洋プラスチック問題への対策、持続可能な水資源利用など、ネイチャーポジティブに向けて、さまざまな社会課題解決への動きがグローバルに加速しています。日本においても、気候変動対策として2020年の「2050年カーボンニュートラル宣言」にはじまり、ネイチャーポジティブに向かうための「生物多様性国家戦略 2023-2030」「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」、サーキュラーエコノミーへの移行を推進する「循環型社会形成推進基本計画」などの対応が始まっています。

※3 ネイチャーポジティブ：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。自然再興。

※4 サーキュラーエコノミー：従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」を前提とした経済システムに代わり、モノやサービスを生み出す段階から、リサイクル・再利用を前提に設計するとともに、できる限り新たな資源の投入量や消費量を抑えることで、資源・製品の価値の最大化、資源消費と廃棄物発生を最小化した循環経済システムのこと。

当社の環境課題の把握

世界的な環境課題は、当社にとっても企業の存続に関わる重要な課題です。

そのため、新光電気グループ（国内）では、年1回、事業活動が環境に与える要素を特定し、環境に関連する課題とステークホルダーからの要求事項、リスクと機会などを明確にし、重要性・緊急性などを考慮して、取り組むべき環境課題を決定しています。それら環境課題を、環境マネジメントシステムの活動に反映させ、解決に向けた取り組みを展開しています。

環境教育と啓発

当社では、社員一人ひとりが、業務や日常生活の中で環境に配慮した行動を自ら実践できるよう、国内の全従業員を対象に年1回以上の環境教育を実施しています。教育では、「環境方針」「環境ビジョン2050」「環境目標」など当社の環境活動の枠組みを理解するとともに、省エネルギーや節水などのさまざまな視点から、自身の業務が環境に与える影響を認識し、環境に貢献する意識を高めるよう教育を行っています。また、環境関連法規制や、環境負荷低減に必要な知識など、より具体的な教育を行い、環境パフォーマンスの向上に貢献できる人材の育成を推進しています。2025年度は、生物多様性と私たちの暮らしや事業活動との関わりを教育内容に取り入れ、生物多様性への理解促進をはかりました。

その他、季節にあわせた身近なテーマや、当社を取り巻く環境課題など、さまざまな情報を社内に発信しています。6月の環境月間では、持続可能な地球環境について考える機会として、工場周辺の美化活動をはじめ、環境クイズなどの行事を行い、地域への貢献と社員の環境意識の向上につなげています。

【2025年度 環境に関する教育実績（新光電気グループ（国内））】

研修名	受講者数
環境一般教育	5,549人
環境業務従事者教育	4,920人
階層別教育	248人

環境マネジメントシステム監査

毎年、新光電気グループ（国内）では、内部環境監査を実施し、ISO 14001への適合性、環境マネジメントシステムの有効性と法令等の順守状況の確認をしています。

監査の結果、不適合事項があった場合は、多角的な視点から根本原因を分析し、速やかに改善を行っています。また、適合事項も含む監査結果を全社に展開し、マネジメントシステムの継続的改善をはかっています。

2025年度は、富士通グループ環境マネジメントシステムからの分離独立に伴い見直したプロセスを中心に、マネジメントシステムの有効性および法令等の順守状況の確認を重点チェック項目として、監査を実施しました。

指摘事項については、すべて是正を行いました。

ISO 14001認証取得状況

ISO 14001は、組織が環境マネジメントシステムを構築・運用し、環境パフォーマンスの向上と継続的改善を実現するための国際規格です。当社グループは、本規格に基づき環境マネジメントシステムを運用し、環境保全活動を推進しています。2026年1月には、新光電気グループ（国内）として独自のISO 14001統合認証を取得しました。

【新光電気グループ ISO 14001取得割合】

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
国内	100% (2社)	100% (2社)	100% (2社)	100% (2社)	100% (2社)
海外生産拠点	100% (3社)	100% (2社)	100% (2社)	100% (2社)	100% (2社)

国内：2026年1月 これまでの富士通グループ統合認証から、新光電気グループ（国内）独自認証を取得
海外生産拠点：各社において認証を取得

【ISO 14001 認証取得一覧】

■国内

新光電気工業株式会社	
登録事業所	[新光電気工業株式会社] 本社(更北工場)、若穂工場、千曲工場、高丘工場、新井工場、京ヶ瀬工場、会津分室、 新光開発センター [国内子会社] 新光テクノサーブ株式会社
認証機関	株式会社日本環境認証機構(JACO)
登録番号	EC25J0011
登録日	2026年1月26日

■海外

SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.	
認証機関	Bureau Veritas Certification Holding SAS – UK Branch
登録番号	MY010519
登録日	2000年10月18日

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.	
認証機関	Korean Foundation for Quality
登録番号	EAC-0642801
登録日	2003年7月3日

新光電気グループは、ISO 14001の認証取得を通じて、環境パフォーマンスの向上および継続的改善に取り組み、環境に配慮したものづくりにより、地球環境の維持向上へ貢献するため、今後も認証の取得を継続していきます。

環境関連法規制への対応

環境関連法令・県市条例のほか、公害防止協定・業界指針・お客様からの環境要求等への順守に努めています。2025年度においては、法規制順守義務違反1件、苦情2件が発生していますが、いずれも適切に対応し是正しました。なお、環境関連の法令違反による訴訟問題・罰金・科料はなく、環境に重大な影響を与える事故の発生もありませんでした。

【環境関連法規制等違反 および 苦情発生件数】

(単位：件)

項 目	2023年度	2024年度	2025年度
水 質	0	0	0
大 気	0	0	0
騒 音	1	0	1
悪 臭	0	0	0
廃棄物	0	0	0
その他(許認可・届出など)	0	4	0
苦情	0	2	2

範囲：新光電気グループ（国内）

また、海外生産拠点においても同様に、訴訟問題・罰金・科料および重大事故の発生はありませんでした。



気候変動

新光電気グループは、ものづくりを行う企業の責務として、さまざまな環境負荷低減活動に取り組んでいます。なかでも気候変動への対応は、持続可能な社会の実現に必要不可欠であるという認識のもと、最優先で取り組むべき課題と位置づけ、全社において活動を展開しています。

パリ協定等の国際的な枠組みやグローバルな規制強化、炭素税の適用拡大等を背景として、脱炭素化の流れが世界各国において一層加速する状況にあって、新光電気グループは、環境方針や環境ビジョン2050により目指す姿を明確化し、中長期環境目標を設定のうえ、気候変動への対応に取り組んでいます。カーボンニュートラルの早期達成をはかり、脱炭素社会の実現に貢献するべく、活動のさらなる強化を進めてまいります。

TCFD提言に沿った情報開示



新光電気グループは、気候変動に関わる金融市場の不安定化リスク低減を目的として、金融安定理事会（FSB）により設立された気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）が2017年に公表した提言に対応し、提言に沿った開示に努めるとともに、新光電気として、2022年5月にTCFD提言への賛同を表明しました。

当社グループは、さまざまなステークホルダーに対し気候変動に関する積極的な情報開示に取り組んでいます。

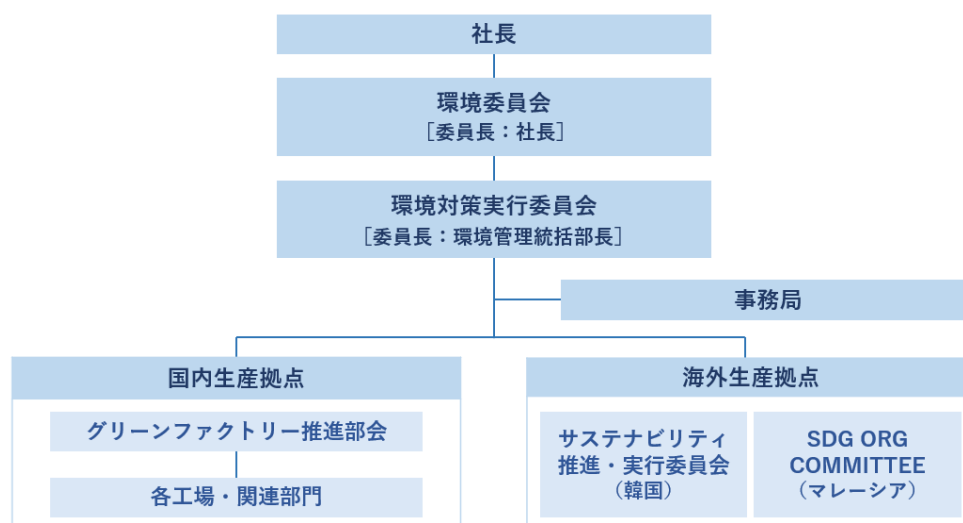
ガバナンス・推進体制

環境経営推進体制として、代表取締役社長を委員長とした環境委員会およびその傘下に環境対策実行委員会を設置し、環境方針や具体的な環境目標等についての検討、環境マネジメントシステム（気候変動による事業リスク・機会の評価や監視・管理を含む）の運用等、気候変動をはじめとする環境課題への取り組みの共有や進捗管理を行っています。さらに、国内工場および新光開発センターにおいては、事業部門と施設管理部門、関連部門で構成されるグリーンファクトリー推進部会を設置し、製造工程や工場ユーティリティ設備において省エネルギー化の推進や高効率設備の導入をはじめとする具体的な気候変動対策を展開しています。

また、海外の製造子会社においても、各社におけるサステナビリティ推進体制のもと、気候変動をはじめ環境負荷低減の取り組みを進めています。

気候変動リスクへの対応を含めた全社レベルのリスクマネジメント体制として、代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントを推進しています。気候変動を含め事業活動に影響を及ぼすリスクを適切に把握・対応するため、グループ全体のリスク分析と対応を行っています。

【気候変動に関する推進体制図】



■ リスク・機会の重要度評価

シナリオ分析を始めるにあたって、当社グループが直面する気候変動によるリスクと機会を抽出し、対象期間を定め、事業に与える定性的なインパクトの大きさにより、重要度を評価しています。

【リスクの重要度評価】

区分	大分類	小分類	内容	対象期間			重要度
				短期	中期	長期	
				~2025	~2030	~2050	
移行	政策・法規制リスク	炭素価格の導入	炭素税導入による原材料調達コストの増加		→		大
		排出量削減目標の未達	気候変動や環境イニシアチブへの対応遅れなどによるステークホルダーからのネガティブ評価に伴い、企業価値低下	→			中
	市場リスク	エネルギー・原材料価格の上昇	再生可能エネルギー推進（投資等）などによるエネルギー価格の上昇、低炭素製品・環境に配慮したサービスの需要拡大等に伴い、原材料調達コストが上昇	→			大
		顧客の行動変化	低炭素製品・環境に配慮したサービスの需要拡大への対応遅れによりビジネス機会を逸失	→			大
	評判リスク	排出量削減目標の未達	気候変動や環境イニシアチブへの対応遅れなどによるステークホルダーからのネガティブ評価に伴い、企業価値低下	→			中
物理	物理的リスク	気候変動による災害激化	風水害・洪水などの災害発生による操業停止等のリスク、取引先の被災やサプライチェーンの分断による部材調達・出荷遅延	→			大

【機会の重要度評価】

区分	大分類	小分類	内容	対象期間			重要度
				短期	中期	長期	
				~2025	~2030	~2050	
移行	資源効率の機会	高効率製造プロセスの実現・エネルギー使用削減	製造プロセスの効率化、製造設備の省エネ設計推進、ユーティリティ設備の高効率化などによるエネルギーの削減、および再生可能エネルギーの導入・創出などによる低炭素製造工程の実現	→			大
	製品およびサービスの機会	省エネ製品の開発・製造顧客の行動変化	市場ニーズにマッチした環境価値の高い製品・サービスの提供による売上増、省電力化等に貢献する半導体パッケージなどの省エネ製品の提供による売上増	→			大

■シナリオ群の定義

新光電気グループは、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第6次評価報告書（AR6）をもとに産業革命前比「2℃以下シナリオ」および「4℃シナリオ」を設定しています。「2℃以下シナリオ」については、IEA（International Energy Agency：国際エネルギー機関）が公表するNet Zero Emissions by 2050 Scenario（NZE）を主たるシナリオとして採用し、あわせてStated Policies Scenario（STEPS）およびAnnounced Pledges Scenario（APS）を参照することで、政策・規制動向やエネルギー需給構造の変化を考慮しています。「4℃シナリオ」については、IPCC AR6で用いられる高排出シナリオであるSSP5-8.5を参照し、追加的な気候変動対策が十分に進展しない世界を想定しています。これらのシナリオを用いて、2050年までの気候変動に伴うリスクおよび機会を評価しています。

「2℃以下シナリオ」では炭素税導入等の規制の強化、電力価格や金属等の原材料価格上昇のリスクが想定される一方、市場・顧客における脱炭素化のニーズにマッチする製造設備の高効率化や再生可能エネルギーの創出に伴うコストの安定化などによる低炭素・省エネ製品の売上拡大という機会も期待できます。「4℃シナリオ」では、異常気象による災害激甚化に起因し、風水害や洪水などの災害発生頻度および規模増大による物理的リスクが「2℃以下シナリオ」以上に大きくなることが想定されます。

■事業インパクト評価

シナリオ分析に基づく、「2℃以下シナリオ」の移行リスクの事業インパクト評価は以下の通りです。

「2℃以下シナリオ」では、2050年において、炭素価格の導入による財務的影響が大きい結果となりました。

これらの結果をふまえ、将来のリスクに対応するための対策をはかってまいります。

「4℃シナリオ」およびその他のリスク・機会については、今後評価を進めていく予定です。

2℃以下シナリオ					
区分	大分類	小分類	算出内容	事業インパクト	
				2030年	2050年
移行	政策・法規制リスク	炭素価格の導入	炭素税の導入による年間コスト増加額	中	大
	市場リスク	エネルギー・原材料価格の上昇	電力価格上昇による年間コスト増加額	中	中
			再生可能エネルギー発電促進賦課金上昇による年間コスト増加額	小	—

【評価基準および前提条件】

- (1) 事業インパクトは、小：10億円未満、中：10億円～50億円未満、大：50億円以上とする
- (2) 2022年度実績を基準として算定
- (3) 予想炭素価格は「IEA WEO2022」より参照
- (4) 予想電力価格は「IEA WEO2018」より参照
- (5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の予想価格は「電力中央研究所」より参照
- (6) 2050年の再生可能エネルギー発電促進賦課金上昇による年間コスト増加額の事業インパクトについては予想価格データがないため割愛

■ 対応策・移行計画の検討

事業インパクトが大きいと見込まれるリスクについて、以下のような対応策および移行計画を検討しています。
なお、科学的進歩や法規制等を考慮し、定期的に見直しおよび更新を行ってまいります。

【カーボンニュートラルに向けた対応策・移行計画】

リスク項目		検討対応策	2025～2030年	2031～2040年	2041～2050年
移行 リスク	●炭素価格の導入 ●エネルギー・ 原材料価格の上昇	再生可能 エネルギー調達	海外拠点 への導入	拡大	
			コーポレートPPA※1の検討	導入・拡大	
			自家発電設備の拡大		
		環境負荷低減に 向けた設備投資	燃料の転換①（電化：ヒートポンプへの切替等）		
			燃料の転換②（水素化・メタネーション等）		
			社有車EV化の検討・導入		
			CO ₂ 吸収技術等の情報収集	導入・拡大	
			設備の省エネルギー化・エネルギー効率化の拡大		
			インターナル・カーボンプライシングを活用した設備導入の拡大		
		製品の環境配慮 設計	製品の省電力化、低炭素製品の開発		
			製品のカーボンフット プリントの算定検討・導入	カーボンフットプリントを活用した排出量削減	

※1 コーポレートPPA：企業が、発電事業者と再生可能エネルギー電力購入契約を締結し、一定期間にわたり固定価格で電力を調達するしくみ

リスク管理

■ リスク管理プロセス

新光電気グループは、気候変動を含め当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを適切に把握・対応するため、グループ全体のリスクの識別・評価・管理を実施しています。全社共通のリスクアセスメントの定期的な実施にあたり、各部門およびグループ会社は、リスクの脅威に関し、影響度および発生可能性、対策状況等の項目について、アセスメントを実施しています。気候変動関連リスクについては、全社から収集した情報を用い、政策、評判、自然災害、サプライチェーン、製品・サービス等の観点よりアセスメントを実施しています。各部門が回答したアセスメントの結果は、一元的に、影響度および発生可能性の2側面でマトリクス分析され、全社レベルでの優先順位の高いリスクが抽出されます。また、環境委員会において、気候変動による事業リスク・機会や対策を共有し、進捗管理を行っています。さらに、当社グループはISO 14001に基づく環境マネジメントシステムを構築しており、この体制のもとで、法令遵守等のリスクのモニタリングを行っています。

■ 気候変動への適応

気候変動への適応策として、異常気象による台風や水害の激甚化や頻発化をふまえ、社内における対策の強化をはかっています。具体的には各拠点におけるハザードマップ等を参考とした事前対策に加え、災害の発生が予想される場合の行動基準・行動概要を定めた「台風・水害タイムライン」を各拠点、部門において策定するとともに継続的に訓練を実施することなどにより、被害の最小化に努めています。

指標と目標

新光電気グループは、気候関連のリスク対応において、温室効果ガス実質排出量の削減および再生可能エネルギーの導入が重要であるとの認識のもと、温室効果ガス実質排出量および再生可能エネルギー使用率を指標としています。温室効果ガス実質排出量の削減については、2050年度に実質排出量ゼロのカーボンニュートラル達成を目指すとともに、そこからバックキャストした2030年度目標を設定のうえ、活動を展開しています。再生可能エネルギーの使用率については、2030年度目標に使用率100%を掲げ、取り組みを進めています。また、「中長期環境目標」を実現するための短期目標である「第11期環境行動計画」として、年度ごとの目標も設定のうえ、指標のモニタリング、戦略の進捗管理およびリスク管理を実施しました。

また、気候変動への取り組みをグループ全体として一層強化するため、中長期環境目標を2026年に見直しました。新たな中長期環境目標における気候変動対策に関する目標では、対象範囲を国内事業所から海外生産拠点を含めたグループベースに移行するとともに、対象について従来のScope 1およびScope 2にScope 3を加えるなどの見直しを実施しています。なお、以下に記載する気候変動対策に関する目標および実績は、報告対象期間である2025年度までの見直し前の目標および実績を記載しています。

(注) 見直し後の中長期環境目標については、[中長期環境目標の見直しについて\(P29\)](#)を参照ください

【中長期環境目標】

目標項目	2030年度	2050年度
温室効果ガス実質排出量 (基準年：2020年度)	56%削減	実質排出量 ゼロ
使用電力における 再生可能エネルギー使用	100%	100%維持

対象：新光電気グループ（国内）

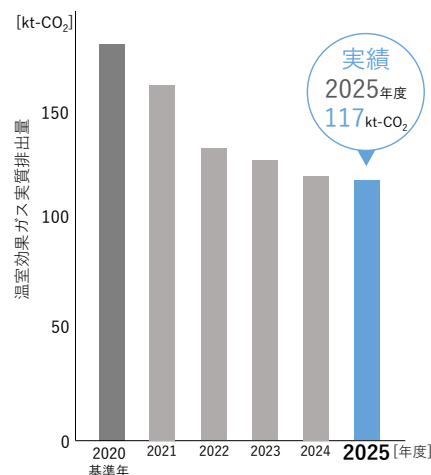
実績

【年度目標・実績】

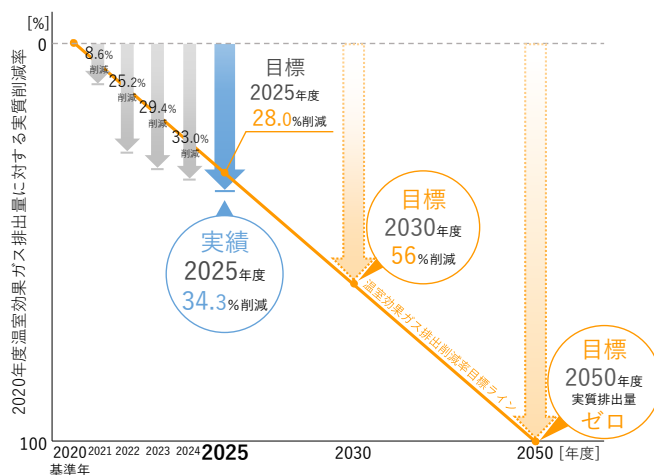
目標項目	2023年度		2024年度		2025年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
温室効果ガス実質排出量 (基準年：2020年度)	16.8%削減	29.4%削減	22.4%削減	33.0%削減	28.0%削減	34.3%削減
使用電力における 再生可能エネルギー使用	34.1%以上	45.9%	49.9%以上	50.2%	54.2%以上	55.3%

対象：新光電気グループ（国内）

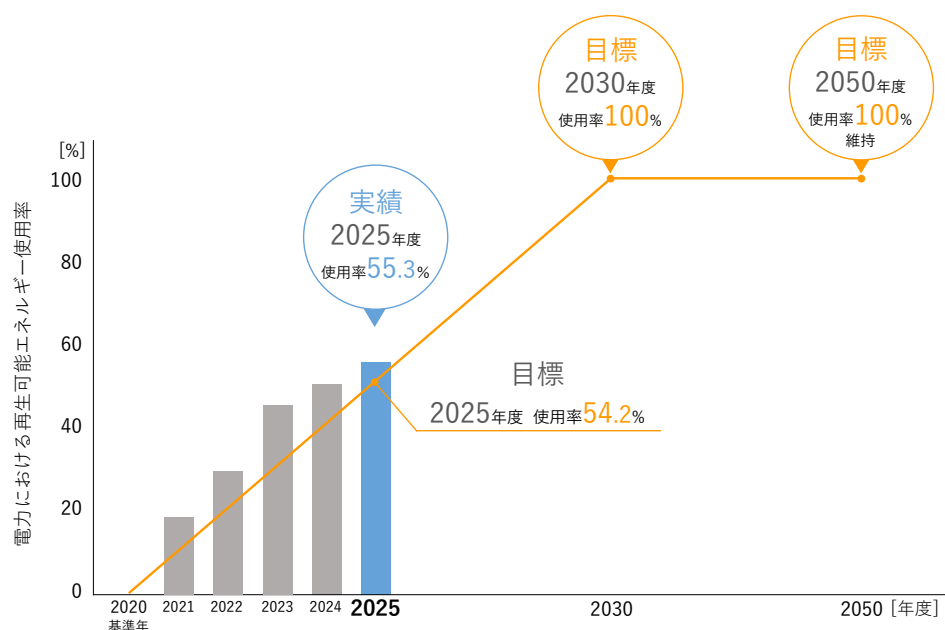
【温室効果ガス実質排出量】



【温室効果ガス実質排出量の削減率】



【使用電力における再生可能エネルギー使用率】



活動内容

省エネルギー推進・効率化による温室効果ガス排出量削減

新光電気グループは、重要課題「気候変動」における取り組みテーマの一つとして「エネルギー使用量の削減」を掲げ、製造プロセスや工場ユーティリティ設備等における省エネルギー化・効率化の推進を通じて、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減および温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。

国内工場および新光開発センターにおいて、グリーンファクトリー推進部会を中心に、製造設備やユーティリティ設備等の省エネルギー化・エネルギー効率化等による温室効果ガス排出量削減を進めています。さらに、装置の集約や待機時間削減、照明のLED化をはじめとする各種施策を実施することを通じて、効率的なエネルギー利用による低炭素製造工程・施設の実現に向けて全社で取り組みを強化しています。また、設備投資によるCO₂排出量を金額換算し、投資判断の材料とする、インターナル・カーボンプライシング（ICP）^{※2}を一部導入し、温室効果ガス排出量削減に活用しています。

今後、生産体制強化に伴い工場および建屋の新設や生産設備増設等を実施する場合には、エネルギー使用量の増加が見込まれますが、各種施策のさらなる強化等により、省エネルギー化・効率化を一層推進し、温室効果ガス排出量削減をはかってまいります。

※2 インターナル・カーボンプライシング（ICP）：企業内で独自にCO₂排出量に価格を付け投資判断などに活用するしくみ

<活動事例>

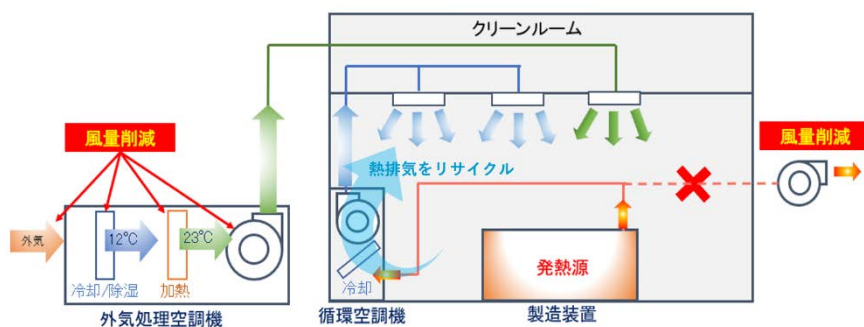
当社国内全工場および新光開発センターのユーティリティ設備等において、100件を超えるCO₂排出量削減のための施策を実施し、2025年度は約1,300 t-CO₂の削減につながりました。

① 熱排気リサイクル

若穂工場（長野市）では、従来、クリーンルームへの給気は外気処理空調機で処理した外気を使用しており、空調処理に電力を多く使用していました。そこで製造装置から多く排出される熱排気に着目し、その熱排気を屋外に捨てずにクリーンルームへの給気としてリサイクルを行うことで、給気のための外気処理の削減をはかりました。これにより使用エネルギーを削減でき、CO₂排出量の削減およびコスト削減につながりました。

【熱排気リサイクルに伴う効果（2025年度）】

項目	効果
消費電力削減	9 MWh
消費天然ガス削減	4,353 m ³
CO ₂ 排出量削減	13 t-CO ₂
コスト削減	1百万円



（熱排気リサイクルのイメージ図）

排気を屋外放出せずに、空調機へ戻す「外気処理量の削減」

② 窒素発生装置の生成量適正化

高丘工場（長野県中野市）では、窒素発生装置にて外気を圧縮して窒素ガスを生成し使用しています。

工場内のエネルギー調査を実施したところ、窒素ガスの生成量の余剰があることが分かりました。そこで、窒素ガス生成量の適正化に取り組むことで外気圧縮のための使用電力量を削減でき、CO₂排出量の削減およびコスト削減につながりました。

【窒素発生装置の生成量適正化に伴う効果（2025年度）】

項目	効果
消費電力削減	351 MWh
CO ₂ 排出量削減	148 t-CO ₂
コスト削減	7百万円



（窒素発生装置）

再生可能エネルギーの創出・利用拡大

新光電気グループの事業活動を通して排出される温室効果ガスの内、外部から購入する電力のCO₂が大きな比率を占めており、外部からの購入だけでなく、従前より事業所内における太陽光発電設備の設置を進め、再生可能エネルギーの創出をはかっています。

【太陽光発電設備（一例）】



（高丘工場（長野県中野市）E棟）



（千曲工場（長野県千曲市））

また、電力会社からのCO₂フリー電力購入および非化石証書の活用による再生可能エネルギー利用拡大にも取り組んでおり、再生可能エネルギー使用率の向上に寄与しています。

2025年度におけるCO₂フリー電力購入および非化石証書の活用による再生可能エネルギーの調達は205,014 MWhとなっており、この結果CO₂排出量を84,747 t-CO₂削減することができました。

【再生可能エネルギー内訳（2025年度）】

項目	再生可能エネルギー量	温室効果ガス削減効果
太陽光発電	721 MWh	296 t-CO ₂
CO ₂ フリー電力（調達）	4,293 MWh	1,799 t-CO ₂
非化石証書（調達）	200,000 MWh	82,651 t-CO ₂
合計	205,014 MWh	84,747 t-CO ₂

（注）端数処理により合計が合わない項目があります

再生可能エネルギー使用率100%達成を目指し、今後も生産拠点における太陽光発電設備の設置拡充をはかるとともに、CO₂フリー電力購入および非化石証書等を活用し、引き続き再生可能エネルギーの創出および利用拡大に注力してまいります。

GXフューチャーリーグへの参画

新光電気は、経済産業省が推進するカーボンニュートラル実現に向けた枠組みである「GXリーグ」に2024年6月より参画し、温室効果ガス排出量の削減や情報開示の充実など、GX（グリーントランスフォーメーション）の実現に向けた企業活動に取り組んできました。2026年4月には、GXリーグの取り組みを発展的に継承する官民連携の枠組みとして「GXフューチャーコンソーシアム」が発足し、当社もこれに参画しています。また、当社は、コンソーシアム参画企業のうち一定の要件を満たした企業で構成される「GXフューチャーリーグ」のメンバーとして、排出量目標および実績の開示やGX需要の創出に向けた取り組みを推進しています。今後も、GXフューチャーリーグにおける活動を通じて、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを一層推進してまいります。



今後も、全社における各種取り組みを強化・加速することにより、カーボンニュートラルの達成および脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

温室効果ガス排出削減目標がSBT認定を取得

このたび、新光電気グループが設定した温室効果ガス排出削減目標について、国際的な共同団体であるSBTi (Science Based Targets initiative)^{※1}より、2026年8月にSBT認定を取得しました。SBT認定は、当社グループの排出削減目標がパリ協定の求める水準と整合したものであることを示すものであり、気候変動への対応を着実に推進していることが第三者機関により認められたものです。



今後も、SBT認定を取得した排出削減目標の達成に向け、温室効果ガス排出量の削減を着実に推進し、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

今回、SBT認定を取得した当社グループの温室効果ガス排出削減目標は、次の通りです。

【Near-term (短期) 目標^{※2}】

対象範囲	基準年	目標年	削減目標
Scope 1 + 2 ^{※3}	2020年度	2030年度	温室効果ガス排出量(絶対量)を56%削減
Scope 3 (カテゴリ1・10) ^{※4}			温室効果ガス排出量(絶対量)を25%削減

※1 SBTiは、CDP (旧名称:カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)、WWF (世界自然保護基金)、WRI (世界資源研究所)、UNGC (国連グローバル・コンパクト)、We Mean Business Coalitionにより設立された国際的なイニシアチブであり、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標について、パリ協定の求める水準と整合しているかを認定しています。(https://sciencebasedtargets.org)

※2 当社グループの目標は、SBTiの企業向け短期目標基準 (Science Based Targets initiative (SBTi) Corporate Near-Term Criteria) に基づき認定されたものです。

※3 Scope 2はマーケット基準により算定

※4 カテゴリ1 (購入した製品・サービス)、カテゴリ10 (販売した製品の加工) が削減対象



資源循環

新光電気グループのものづくりには、原材料や水などの資源が欠かせません。しかし、世界的な資源需要の増加に加え、気候変動や生物多様性の損失などを背景に、限りある資源を有効に活用し、環境負荷の低減をはかりながら持続可能な社会の実現に貢献していくことがますます重要となっています。このような認識のもと、資源循環を新光電気グループの重要課題の一つとしています。

そこで、「廃棄物削減」と「水使用量削減」について中長期環境目標を設定し、資源の有効活用とリサイクルの最大化を進め、事業継続のリスク低減をはかりながら、サーキュラーエコノミーへの移行と循環型社会の実現を目指した活動に取り組んでいます。

また、資源循環への取り組みをグループ全体として一層強化するため、中長期環境目標を2026年に見直しました。新たな中長期環境目標における資源循環に関する目標では、対象範囲を国内事業所から海外生産拠点を含めたグループベースに移行するとともに、プラスチック材排出物の有効利用に関する目標を追加し、水使用量削減についても更に挑戦的な目標を設定するなどの見直しを行っています。

なお、以下に記載する目標および実績は、報告対象期間である2025年度までの見直し前の目標および実績を記載しています。見直し後の中長期環境目標については、「[中長期環境目標の見直しについて](#)」(P29)を参照ください。

廃棄物削減

新光電気グループでは、金属やプラスチックなどさまざまな資源を利用して製品の製造をしています。そこから排出される廃棄物は、貴重な資源として捉え、再資源化への取り組みを継続して行っています。

循環型社会形成推進基本法で定められている ①発生抑制 ②再使用 ③再生利用 ④熱回収 に基づき、廃棄物の発生抑制や、原材料等の効率的な利用、環境負荷の低い資源への転換などを積極的に進めています。

報告範囲：新光電気グループ（国内）

リスクと機会

【廃棄物に関する主なリスクと機会】

リスク	機会
■産業廃棄物処理業者の不適正処理・不法投棄等による現状回復費用等の負担および行政指導・処分による操業への影響 ■廃棄物の適正管理不足による地域生態系の悪化に伴う対策費用の増加や企業評価の低下	■製造プロセスの効率化による省資源化に伴うコスト削減 ■製造工程で使用するプラスチック製資材の削減等による資源循環率向上および環境配慮を重視する顧客からの評価向上

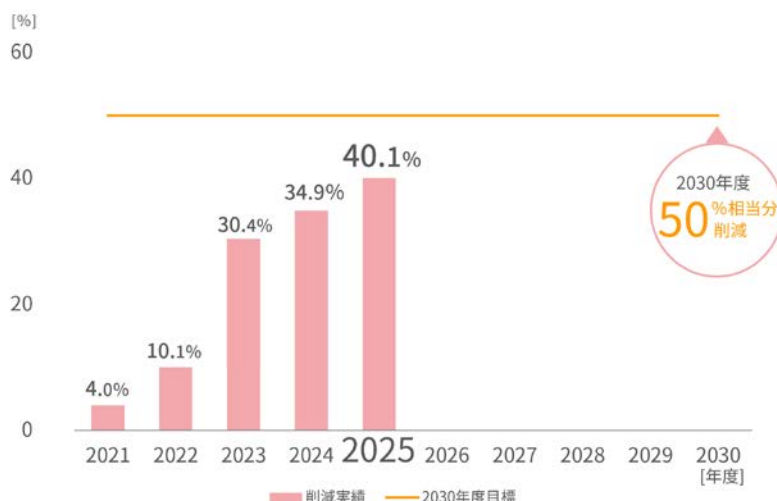
環境目標

中長期環境目標

目標

	2030年度	2050年度
廃棄物削減	基準年度(2020年度)排出量の 50% 相当分削減	最小化

対象：新光電気グループ（国内）



第11期環境行動計画（2023年度～2025年度：3年間）・2025年度目標および実績

第 11 期 環 境 行 動 計 画			2025年度	
			目 標	実 績
資源循環 ∞	廃棄物削減	施策による削減量を、2020年度廃棄物排出量の 28 % (1,690 t) 以上積み上げる	施策による削減量を 3.4 % (203t) 以上積み上げる	5.2 % (309 t) 相当の削減施策を実施 ご参考 (2023～2025年度 30.0% (1,796t) 削減)
		プラスチック材使用量 および 廃プラスチックの削減施策推進	プラスチック材排出物 有効利用率99%以上維持	99.9 %

対象：新光電気グループ（国内）

（注）2024年度に目標を前倒しで達成したことから、環境行動計画における2025年度の目標値を23%から28%へ引き上げました。

活動実績

2025年度は、2020年度廃棄物排出量の3.4%（203 t）以上に相当する削減効果の積み上げを目標に、廃棄物削減施策に取り組みました。その結果、目標を上回る5.2%（309 t）相当分の削減効果を達成しました。

また、第11期環境行動計画（2023年度～2025年度）では、2020年度排出量の23%（1,375 t）以上に相当する削減効果の積み上げを目標としていました。この目標を2024年度に前倒しで達成したことを受け、2025年度の目標を28%へ引き上げました。その後も削減活動を推進した結果、2023年度から2025年度までの3年間の累計で30.0%（1,796 t）相当の削減効果を積み上げ、引き上げ後の目標を達成しました。

これらの活動により、2025年度までの中期環境目標である、2020年度排出量の50%に相当する削減効果を2030年度までに積み上げる目標に対し、2021年度から2025年度までの5年間の累計で40.1%に相当する削減効果を積み上げ、2025年度時点では、目標達成に向けて順調な進捗状況にあります。

2026年度以降は新規ライン立ち上げや生産量の増加に伴い、廃棄物排出量の増加が見込まれますが、新しい中長期環境目標のもと、工程改善や有価物化の推進、排出抑制活動の強化を通じて、さらなる廃棄物削減に取り組んでいきます。

廃棄物削減活動事例

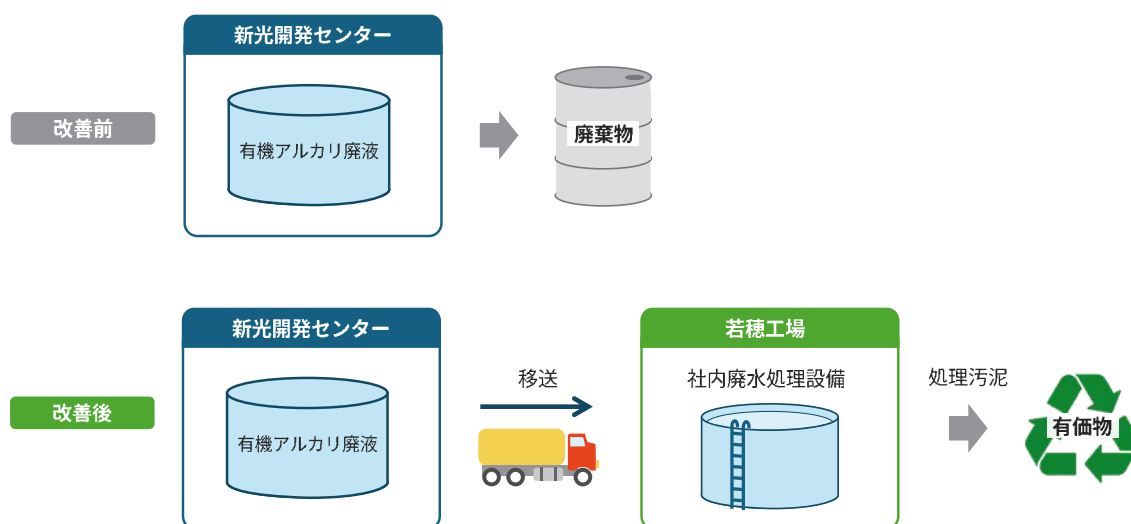
1. 廃液の社内処理化
2. プロセス改善・設備改善による廃棄品の削減
3. 再生、リユースの促進
4. 分別徹底による廃棄物の有価物化の促進
5. 水分含有量が多い廃棄物の脱水処理による重量削減

●廃液の社内処理化による廃棄物削減 新光開発センター（長野市）

新光開発センターでは、これまで有機アルカリ廃液を廃棄物として外部業者へ処理委託していました。廃棄物削減を目的として処理方法を見直し、若穂工場（長野市）へ移送して廃水処理設備で処理する運用へ変更しました。若穂工場での廃水処理後に発生する汚泥は、有価物（再利用される資源）として回収されています。これにより、2025年に65.8 tの廃棄物削減効果が得られました。

【改善効果】

- ・ 廃棄物排出量削減 65.8 t（1年間）
- ・ 廃棄物処理コストの低減



●廃液の再利用による廃棄物削減 京ヶ瀬工場（新潟県阿賀野市）

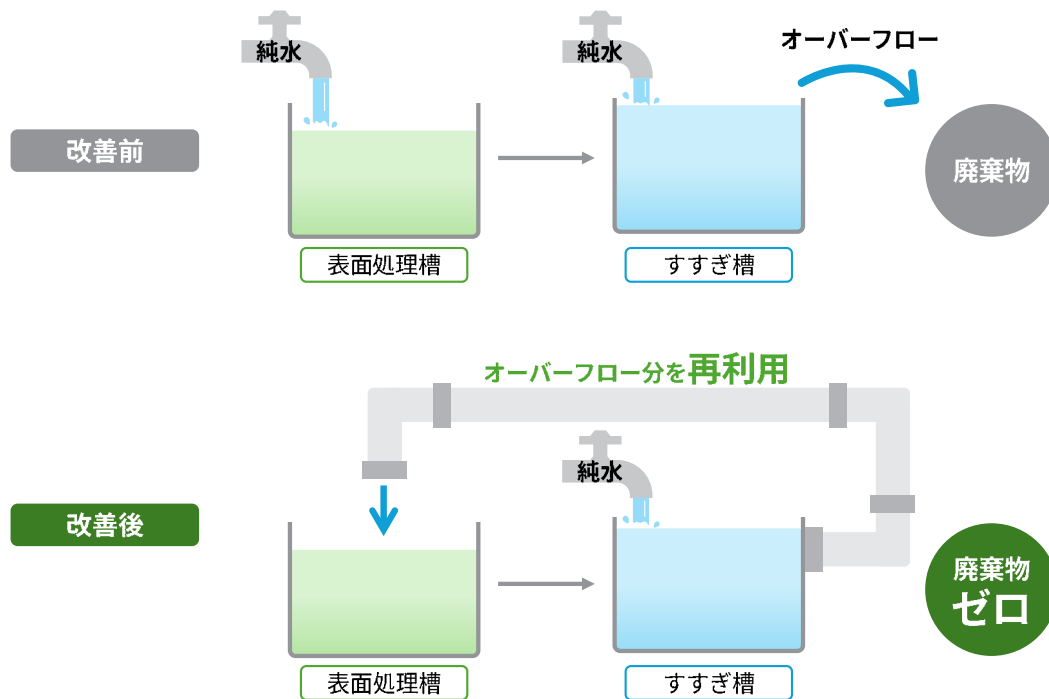
従来、表面処理槽では水量調整のための補給水として純水を使用しており、一方、次工程のすすぎ槽から発生するオーバーフロー液は廃棄物となっていました。

そこで、すすぎ槽のオーバーフロー液を表面処理槽の補給水として再利用できるよう、装置を改造しました。これにより、オーバーフロー液の廃棄が不要となり、2025年に48.4 tの廃棄物削減効果が得られました。また、表面処理槽への補給水として使用する純水使用量の削減にもつながりました。

同様の工程・装置を有する他の製造ラインへも展開し、さらなる廃棄物削減と資源の有効利用を推進していきます。

【改善効果】

- ・廃棄物発生量を削減 48.4 t（1年間）
- ・純水使用量削減
- ・廃棄物処理コストの低減



廃棄物の有効利用

新光電気グループ（国内）は、廃棄物の埋立処分および単純焼却を限りなくゼロに近づける取り組みを長年推進しており、廃棄物の有効利用率99.9%を維持しています。また、2003年に達成した「ゼロエミッション」を20年以上にわたり継続しています。



●チップコンデンサ用リールの再資源化 更北工場（長野市）

チップコンデンサ用リールは、製品名などが記載されたラベルが貼付されていることから、これまで有価物として回収できず、廃棄物として排出していました。そこで、ラベルを剥がして分別する運用に変更した結果、有価物として再資源化できるようになりました。

この取り組みにより、チップコンデンサ用リールの有効利用が可能となり、資源循環の促進につながりました。また、2025年9月から2026年3月までの7か月間で、1.4 tの廃棄物削減効果が得られました。



（チップコンデンサ用リール）

プラスチック材使用量 および 廃プラスチックの削減施策推進

プラスチックは、その優れた機能性から幅広い分野で利用されている一方、大量生産・大量廃棄に伴う気候変動や海洋プラスチックごみなど、さまざまな環境問題の要因として挙げられています。こうした課題への対応として、日本では2021年6月に『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』が制定されました。

当社は、この法律に定める多量排出事業者として、プラスチック資源循環の推進に取り組んでいます。第11期環境行動計画では、「プラスチック材使用量及び廃プラスチックの削減施策推進」を掲げ、2025年度目標値として「プラスチック材排出物の有効利用率99%以上を維持する」を設定し取り組みを行いました。

分別徹底や再資源化の推進、有価物化の取り組みなどにより、2025年度のプラスチック材排出物の有効利用率は99.9%となり、目標を達成しています。今後もプラスチック材使用量の削減と資源循環の促進に取り組んでまいります。

【主な取り組み事例】

- ・ 分別徹底による廃プラスチックの有価物化
廃プラスチックとして排出しているもののうち、分別の工夫により再資源化可能な対象を継続的に特定し、有価物として回収する取り組みを推進しています。
- ・ 使い捨て資材から繰り返し利用可能な資材への変更
使い捨て容器から通い箱への切り替えなど、リユース可能な資材の採用を進めています。
- ・ 梱包材の材質変更
梱包材について、プラスチック製から紙などの代替素材へ切り替えを進めています。

今後も廃プラスチックの発生抑制および有効利用をさらに推進してまいります。

水使用量削減

近年、気候変動による干ばつや異常気象の頻発、人口の急増や経済発展に伴う水需要の増大などを背景に、世界各地で水不足や水質汚染といった水リスクが拡大しています。製造工程において多くの水を使用する新光電気グループにとって、水資源は事業継続に不可欠であり、その保全に向けた水使用量削減は当社の重要課題のひとつです。水の再生・再利用や使用方法の見直しを進め、水使用量の削減を推進しています。

リスクと機会

【水資源に関する主なリスクと機会】

リスク	機会
■取水制限による生産停止・生産能力低下 ■関連法規制逸脱による企業価値低下 ■地下水の不適切な取水による渇水・地盤沈下の発生	■製造プロセス・製造設備における水使用の効率化およびリサイクル水の利用による、取水量・コストの削減 ■適切な取水・排水管理による生態系の保全、および水ストレスの低減

生産拠点における水リスクの把握

世界各地では、さまざまな水リスク^{※1}があり、水不足や水質汚染、洪水や渇水、水紛争などすでに顕在化しているものもあります。新光電気グループは、事業活動に対する水リスクの影響を適切に把握するため、世界資源研究所（WRI）が提供する評価ツールAqueduct（アキダクト）を用いて、国内外の生産拠点における物理的リスク、規制リスク、評判リスクなどの水リスク評価を実施しています。

評価の結果、水リスクにおいてリスクレベルが「高（High）」「極めて高い（Extremely High）」に該当する生産拠点は確認されませんでした^{※2}が、水ストレス^{※2}においては「高（High）」に該当する生産拠点が確認されました。なお、水ストレスが高いと評価された生産拠点については、水使用量の削減目標を設定し、水使用量削減を推進しています。

※1 水リスク：水を要因とする企業活動に影響を与え得るリスク全般。

調達リスクから、取水・排水の水質（汚染）に関連するリスクや、規制強化、風評被害などが含まれる

※2 水ストレス：水の枯渇や水質の悪化により生活に必要な水需要が供給を上回り、利用できる水がひっ迫すること

【生産拠点^{※3}の水リスク・水ストレス評価（2025年度）】

（生産拠点数/割合）

リスクレベル ^{※4}	水リスク ^{※5}				水ストレス ^{※6}			
	日本	アジア	計	割合	日本	アジア	計	割合
低 Low	0	0	0	0.0%	0	1	1	12.5%
低～中 Low-Medium	6	1	7	87.5%	6	0	6	75.0%
中～高 Medium-High	0	1	1	12.5%	0	0	0	0.0%
高 High	0	0	0	0.0%	0	1	1	12.5%
極めて高い Extremely high	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
合 計	6	2	8	100.0%	6	2	8	100.0%

※3 生産拠点

【日本】

更北・若穂・千曲・高丘・新井・京ヶ瀬工場

【アジア】

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.(KSM)

SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.(SEM)

※4 Aqueduct4.0の評価基準

※5 Aqueduct4.0の評価指標であるOverall Water Risk

※6 Aqueduct4.0の評価指標であるBaseline Water Stress

なお、新光電気グループの取水量を水ストレスレベル別でみると、「低～中（Low-Medium）」レベル以下の地域からの取水が99%を占めています。

しかし、水リスクや水ストレスは変化する可能性があり、また流域ごとにリスクの特性も異なることから、引き続き水使用量の削減および水のリサイクル率向上をはかり、水資源の保全と資源循環の推進に取り組んでいきます。

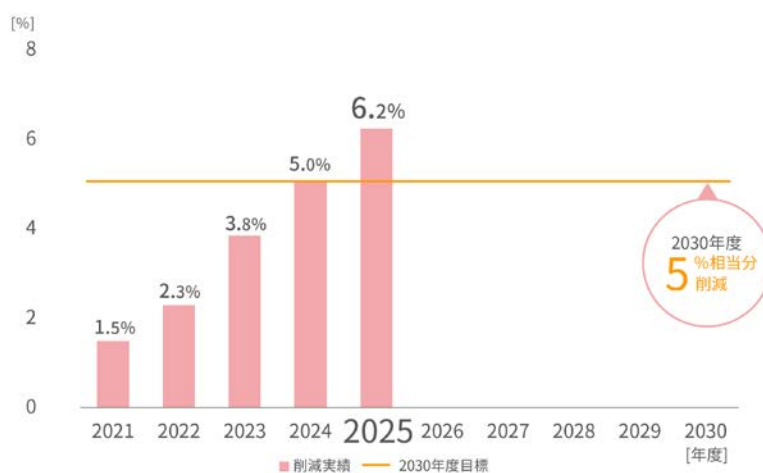
環境目標

中長期環境目標

目標

	2030年度	2050年度
水使用量削減	基準年度(2020年度)使用量の 5%相当分削減	最小化
対象：新光電気グループ（国内）		

進捗



第11期環境行動計画（2023年度～2025年度：3年間）・2025年度目標および実績

第 11 期 環 境 行 動 計 画			2025年度	
			目 標	実 績
資源循環	水使用量削減	施策による削減量を、2020年度水使用量の3%（114,810m ³ ）以上積み上げる	施策による削減量を 1.0%（38,270 m ³ ） 以上積み上げる	1.2%（45,733 m ³ ） 相当の削減施策を実施 ご参考（2023～2025年度 3.9%（151,084m ³ ）削減）

対象：新光電気グループ（国内）

活動実績

2025年度は、2020年度水使用量の1.0% (38,270m³) 以上に相当する削減効果を施策により積み上げることを目標とし取り組みました。その結果、目標を上回る1.2% (45,733m³) 相当分の削減効果を達成しました。

この結果、第11期環境行動計画で定めた2020年度水使用量の3% (114,810m³) 以上に相当する削減効果を施策により積み上げる目標に対し、2023年度から2025年度までの3年間累計で3.9% (151,084m³) に相当する削減効果を積み上げ、第11期環境行動計画の目標を達成しました。

なお、2025年度までの中期環境目標である、2020年度水使用量の5%に相当する削減効果を施策により2030年度までに積み上げる目標については、すでに2024年度に達成しております。2026年度からは新たな中長期環境目標に移行しています。

今後も、新しい中長期環境目標のもと、水使用量の削減と水資源の有効活用を一層推進し、持続可能な事業活動の実現を目指していきます。

報告範囲：新光電気グループ（国内）

水使用量削減活動事例

水使用量削減活動は、設備と製造プロセスの両面からアプローチし、水の供給量の最適化、水の再利用、および生産ラインの合理化を中心に行っています。

今後も製品の品質を維持しながら、環境に配慮したプロセスへの改善を継続し推進していきます。

●設備改造による稼働能力の効率化 新井工場（新潟県妙高市）

対象の製造装置は、前工程（はんだボール搭載工程）と後工程（洗浄工程）で処理能力に差があり、後工程の設備能力を十分に活用できていませんでした。そこで、装置の改造を行い、前工程で処理した製品を後工程に効率的に投入できるようにしました。これにより、後工程の稼働効率が向上し、装置の稼働時間が従来比で3分の1となりました。これに伴い水使用量も従来比で3分の1となり、2025年8月から2026年3月までの8か月間で水使用量を2,592m³削減しました。

●補給水量の見直しによる最適化 更北工場（長野市）

基板切断時に発生する切断粉を除去する洗浄装置では、洗浄に使用した水をタンクで回収し、フィルターを通した後、再び洗浄用スプレーとして利用することで、水の循環利用を行っています。タンク水面に浮遊する切断粉は、タンクをオーバーフローさせることで排出しており、その排出量に応じて純水を補給していました。切断粉の排出に必要なオーバーフロー量を調査・評価した結果、従来は必要以上の給水が行われていることが判明しました。このため、洗浄用スプレーの使用量や切断粉の排出状況に応じて補給水量を適切に制御できるよう給水条件を見直しました。その結果、2026年1月から3月までの3か月間で水使用量を985m³削減しました。

●水のリサイクル

製造工程において多くの水を使用する当社にとって、水資源の安定的な確保は事業継続上の重要な課題です。

新工場の稼働や新規設備の導入に伴い、直近の取水量は増加していますが、リサイクルの推進により、2025年度のリサイクル率は33%となり、昨年度と同水準を維持しました。今後も、限りある水資源の有効活用に向けて、さらなるリサイクル率の向上に取り組んでいきます。

例えば、洗浄工程のすすぎで使用された水は、そのまま排水せず、汚れの程度で分けて回収します。回収した水は汚れを除去した後、再び製造工程へ送り、再利用します。また、水質に応じて回収・処理することで、水を効率的に再生しています。

このように水を再利用することで、取水量の抑制をはかっています。また、設備への水投入量の最適化を継続的に実施し、製造工程全体における水使用量の削減につながる製造プロセスへの転換も進めています。

【当社の水リサイクル率】 範囲：新光電気グループ（国内）

年度	2023年度	2024年度	2025年度
総取水量 ^{※7} (千m ³)	4,215	4,968	5,247
リサイクル水 (千m ³)	2,510	2,319	2,602
リサイクル率 (%)	37	32	33

※7 総取水量には、製造工程で使用した水以外も含まれます。



自然共生

世界的に喫緊の課題である生物多様性の損失を止め、回復させることは、事業活動が生物多様性からの恵みを受け、また影響を与えている当社にとっても、企業の存続に欠くことのできない重要な課題です。

新光電気グループでは、環境方針に「気候変動対策や資源の有効利用、生物多様性保全により豊かな社会づくりに貢献する」と掲げ、「生物多様性の保全」について中長期環境目標を設定しています。生物多様性の保全活動および事業活動による生態系に対する負の影響の低減を推進することで、ネイチャーポジティブに貢献し、自然共生社会の実現を目指した活動に取り組んでいます。

また、自然共生への取り組みをグループ全体として一層強化するため、中長期環境目標を2026年に見直しました。新たな中長期環境目標における自然共生に関する目標では、対象範囲を国内事業所から海外生産拠点を含めたグループベースに移行するとともに、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)の考え方をふまえた目標とするなどの見直しを実施しています。

なお、以下に記載する目標および実績は、報告対象期間である2025年度までの見直し前の目標および実績を記載しています。見直し後の中長期環境目標については、「[中長期環境目標の見直しについて](#)」(P29)を参照ください。

生物多様性の保全

私たちは、生物多様性への依存・影響に鑑み、持続可能で豊かな社会の基盤となる生物多様性の保全を目指し、社会と連携をとりながら、企業と自然のあるべき関係を追求し行動するために、環境方針に則った生物多様性行動指針を定めています。

生物多様性行動指針

1. 自らの事業活動における生物多様性の保全と持続可能な利用の実践
2. 生物多様性保全を実現する社会づくりへの貢献
3. 生物多様性保全を通じた人材育成

リスクと機会

【生物多様性に関する主なリスクと機会】

リスク	機会
■生物多様性の損失による、原材料等の調達および操業への影響 ■操業に関わる地域の生物多様性の損失	■生物多様性向上による持続可能な社会への貢献 ■地域社会との協働や地域貢献、企業価値向上

■生産拠点における生物多様性リスクの把握

新光電気グループでは、事業活動が生物多様性に与える影響を把握するため、世界自然保護基金（WWF）の生物多様性リスクフィルター（Biodiversity Risk Filter）を用いて、国内外の生産拠点における生物多様性リスクを評価しています。評価の結果、物理的リスクおよび評判リスクにおいて、「高（High）」または「非常に高い（Very High）」に該当する生産拠点はありませんでした。

また、生物多様性総合評価ツールIBAT（Integrated Biodiversity Assessment Tool）を用いて、生産拠点の半径3km以内の自然保護地域^{*1}を確認しました。その結果、現時点では、新光電気グループの事業活動による自然保護地域への大きな負の影響は認められていません。引き続き周辺環境に配慮した操業に努めていきます。

さらに、新光電気グループでは、水資源が生態系を支える重要な要素であると考え、水資源保護に加えて生物多様性保全の観点からも、水リスク・水ストレス評価を実施しています。

[生産拠点における水リスクの把握（P47）参照](#)

今後も生産拠点における生物多様性リスクの把握と管理を継続し、事業活動による生態系への負の影響の低減に取り組み、自然共生社会の実現を目指していきます。

※1 自然保護地域 IBATが評価指標としている生物多様性の重要度の高い地域（IUCNマネジメント（Ia, ~III）、ラムサール条約湿地、ユネスコパーク、Alliance For Zero Extinction Sites、KBA（Key Biodiversity Area））

【生産拠点^{※2}の生物多様性リスク調査（2025年度）】 (生産拠点数/割合)

WWF生物多様性 リスクフィルターレベル ^{※3}		物理的リスク ^{※4}				評判リスク ^{※5}			
		日本	アジア	計	割合	日本	アジア	計	割合
Very low	(1.0-1.8)	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
Low	(1.8-2.6)	6	1	7	87.5%	3	0	3	37.5%
Medium	(2.6-3.4)	0	1	1	12.5%	3	2	5	62.5%
High	(3.4-4.2)	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
Very high	(4.2-5.0)	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
合 計		6	2	8	100.0%	6	2	8	100.0%

※2 生産拠点

〔日本〕

更北・若穂・千曲・高丘・新井・京ヶ瀬工場

〔アジア〕

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.(KSM)

SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.(SEM)

※3 WWF「Biodiversity Risk Filter」の基準

※4 WWFのリスクタイプであるScape Physical Risk

※5 WWFのリスクタイプであるScape Reputational Risk

環境目標

中長期環境目標

目標

	2030年度	2050年度
地域社会	地域社会と連携した生物多様性 保全活動の継続による貢献	地域社会と連携した生物多様性 保全活動の継続による貢献
社内緑地	栗田総合センターの生態系を健全 に保全する	栗田総合センターおよび各工場の 生態系を健全に保全する
社 員	社員一人ひとりの生物多様性に 対する意識の向上をはかる	社員一人ひとりの生物多様性に 対する意識の向上をはかる

対象：新光電気グループ（国内）

第11期環境行動計画（2023年度～2025年度：3年間）・2025年度目標および実績

第 11 期 環 境 行 動 計 画			2025年度	
			目 標	実 績
自然共生 	生物多様性の 保全	長野県 飯綱町における町有林整備	2 回	2 回実施
		栗田総合センターにおける生物多様性保全	外来種駆除 希少種保護	外来種駆除の実施 希少種保護の実施
		生物多様性に関する教育 および 啓発	教育 3 回 啓発 2 回	教育 3 回実施 啓発 3 回実施
	生態系に対する 負の影響を低減	気候変動 および 資源循環の取り組み推進	取り組み推進	予定どおり実施

対象：新光電気グループ（国内）

活動実績

生物多様性保全活動は、2020年度から「長野県『森林（もり）の里親促進事業』の実施」「栗田総合センターにおける生物多様性保全活動」「環境教育・啓発活動による生物多様性意識の醸成」の3つの取り組みを中心に活動を開始しました。翌2021年度に同活動の中長期環境目標として制定し、2025年度まで計画どおりに取り組むを実施しました。

世界的にもネイチャーポジティブに向けた取り組みが活発化する中、当社としても生物多様性保全活動を一層推進していきます。

報告範囲：新光電気グループ（国内）

■長野県 飯綱町における町有林整備 –長野県「森林（もり）の里親促進事業」の実施–

2025年度目標	実績
町有林整備 2回	2回実施

当社および新光電気労働組合は、長野県が推進する「森林（もり）の里親促進事業」に参画しており、毎年社員やその家族が参加し、飯綱町霊仙寺湖周辺の町有林の整備を実施しています。

2025年度は、「町有林整備 2回/年」を目標として取り組み、計画どおり実施しました。



〔参加者の集合写真〕



〔苗木植樹の様子〕

これまでに整備してきたエリアでは、樹木が順調に生育しています。

こうした活動の効果を客観的に把握するため、2021年度から長野県森林CO₂吸収評価認証制度による認証を受けています。

認証対象面積は、2021年度の0.19 haから、2025年度には1.65 haとなり、CO₂吸収量は年々増加してきており、2025年度の認証量は1.2 t-CO₂/年となりました。これからも長野県「森林（もり）の里親促進事業」を通じて森林整備を継続し、地域社会と連携した生物多様性保全に取り組んでいきます。



〔令和7年度 長野県森林CO₂吸収量認証〕

栗田総合センター（長野市）における生物多様性保全活動

2025年度目標	実 績
外来種駆除 希少種保護	外来種駆除の実施 希少種保護の実施

長野駅からほど近く、商業地や住宅地が広がる市街地にある当社の栗田総合センターは、かつての工場跡地を再整備した緑豊かなエリアです。

2025年度は、「外来種駆除・希少種保護」を目標として取り組み、計画どおり実施しました。

外来種の駆除活動は2025年度で5年目を迎え、ヤゴやゲンゴロウなど生息が確認されるようになるなど、活動の成果が見られています。今後も外来種の駆除と生息環境の維持・改善に取り組み、栗田総合センターの生物多様性の保全・向上に向けた活動を継続していきます。



（栗田総合センター（長野市）と、そこに棲むいきものたち）

生物多様性に関する教育および啓発 – 社員の生物多様性意識の醸成 –

2025年度目標	実 績
教育 3回 啓発 2回	教育 3回実施 啓発 3回実施

社員一人ひとりが生物多様性の重要性和事業活動との関係を理解し、各自の業務や日常生活において、生物多様性の視点を持った行動ができるよう教育・啓発を実施しています。

2025年度は、「教育3回・啓発2回の実施」を目標として取り組み、教育3回・啓発3回を実施し、目標を達成しました。今後も、社員が理解を深め、生物多様性に配慮した行動につながるよう、教育および啓発活動を継続していきます。

生態系に対する負の影響を低減

当社の持続可能な企業活動には、生物多様性の保全が必要不可欠であることから、「気候変動および資源循環の取り組み推進」「化学物質適正管理」等を通して、当社の事業活動による生態系に対する負の影響の低減を推進しています。

報告範囲：新光電気グループ（国内）

リスクと機会

【生態系に対する負の影響に関する主なリスクと機会】

	リスク	機会
気候変動 資源循環	気候変動 戦略 P34 廃棄物削減 リスクと機会 P42 水使用量削減 リスクと機会 P47	
化学物質	■大量、不適切使用による環境負荷増加 ■大量使用によるコスト増	■化学物質の使用量削減による、コスト削減および生態系への影響低減 ■環境負荷の低い化学物質への切り替えによる、生態系への影響低減
環境汚染	■環境汚染の発生に伴う健康被害や企業評価の低下 ■苦情、訴訟の発生に伴う稼働制限・操業停止 ■補償の発生、訴訟費用の発生等によるコスト増加	■周辺環境・生態系の保全への貢献による企業価値・信頼性向上 ■環境管理の強化による環境リスクの低減

環境目標

第11期環境行動計画（2023年度～2025年度：3年間）・2025年度目標および実績

第 11 期 環 境 行 動 計 画			2025年度	
			目 標	実 績
自然共生  生態系に対する負の影響を低減	気候変動 および 資源循環の取り組み推進		取り組み推進	予定どおり実施
	化学物質適正管理		適正管理	予定どおり実施

対象：新光電気グループ（国内）

気候変動および資源循環の取り組み推進

気候変動や資源循環への取り組みは、生物多様性の保全や回復にもつながることから、生態系に対する負の影響を低減する取り組みの一つと位置づけています。以下のリンク先をご覧ください。

[気候変動の取り組み](#) [P33](#)

[資源循環の取り組み](#) [P42](#)

化学物質適正管理

化学物質は、人々の生活を便利にする一方、適切に使用・管理されないと人の健康や生態系に大きな影響を与えるおそれがあります。しかしながら、電子部品等の製造に化学物質は必要不可欠です。新光電気グループ（国内）では、人や生態系に対する負の影響を低減するため、化学物質等の管理基準を定め、化学物質を適正に管理・使用しています。あわせて、化学物質の使用量および排出量の削減にも取り組んでいます。

■ 化学物質管理

製品の開発や製造で使用する化学物質は、PRTR制度^{※6}に基づき、取り扱い量や環境（大気、水、土壌）への排出量・移動量を管理しています。また、新たな化学物質を使用する際には、リスクアセスメントを実施し、環境への影響などのリスクを特定したうえで適正な使用に努めています。

※6 『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律』で化学物質を扱う事業者には課せられた、化学物質の排出量・移動量を集計・公表する制度

■ 製品含有化学物質管理

購入品の含有化学物質情報は、含有禁止物質不使用証明書やchemSHERPA[®]^{※7}を用いて管理し、お客様からのご要求や、各種法規制に対応できる体制を構築しています。また、当社製品に有害物質を「入れない」対策として、部材系の主要お取引先を対象に製品含有化学物質管理システム（CMS：Chemical in Products Management System）の構築をお願いしています。さらに、その管理状況を確認する監査を定期的を実施し、不十分な点がある場合は、是正の要請と支援を行っています。

[製品含有化学物質の管理（P85）参照](#)

※7 原材料の調達から完成品になるまでに関わる事業者全体で、製品に含有する化学物質情報を把握・伝達するためのデータ作成支援ツール

環境汚染防止への対応

新光電気グループは、事業活動が環境やステークホルダーに与える影響を最小限に抑えることを、ものづくりを行う企業としての重要な責務ととらえています。この責務を果たすため、環境マネジメントシステムの実行を通じて、薬液等の漏洩事故の未然防止や、排気・排水等が及ぼす環境影響の低減に取り組んでいます。

■ 大気汚染防止

以下のような対策で、徹底した管理を行っています。

● ボイラー燃料

化石燃料の中でもCO₂排出量をもっとも少なく、燃焼時に発生するばい煙に含まれる環境に有害な物質（ばいじん・硫酸化物・窒素酸化物）の発生量も少ない天然ガスを使用しています。

● ばい煙測定

国および県の排出基準値より厳しい自主管理基準値を定めて、定期的にはばい煙測定を実施しています。

2025年度において、自主管理基準値および排出基準値の超過はありませんでした。

● 排気処理

製造装置や排水処理設備から発生する一部の排気には、有害物質が含まれています。これらを含んだ排気は、排ガス処理装置（スクラバー）を通して有害物質を除去した後、大気へ放出しています。

■『フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律』への対応

フロン類の適正な管理のため、以下のような対策を行っています。

●機器の管理

フロン類の使用機器は、1台ずつ機器IDを付与し、そのIDを記載したラベルを機器に貼付して、点検記録や廃棄等を台帳管理しています。

●点検

3か月ごとの点検等により、フロン類の漏洩防止および漏洩の早期発見に努めています。点検等の結果、機器の不具合が発見された場合は早急に修理を行っています。

■水質汚濁防止

工場から出る排水は無害化处理を行ったうえで、徹底した管理のもと、河川または下水道へ放流しています。

放流する水質は、水質汚濁防止法・下水道法で規制されていますが、国および県の排水基準値より厳しい自主管理基準値を定め、定期的に水質測定を行い、排水の水質管理を徹底しています。

2025年度において、自主管理基準値および排水基準値の超過はありませんでした。

■薬液・廃液による汚染防止

以下の対策を講じることで、薬液等の漏洩の未然防止を徹底するとともに、万が一漏洩が発生した場合でもその影響を最小限に抑える体制を整えています。

なお、2025年度の漏洩はありませんでした。

●保管

薬液・廃液の保管については、漏洩防止を徹底しています。保管するタンクは、材質や内容物により更新年数を定め、計画的に更新しています。また、タンクには防液堤を設置し、敷地内外への漏洩対策をしています。

●点検

防液堤やタンク・配管等の劣化や異常を早期に発見できるよう定期的に点検を実施し、漏洩の未然防止につなげています。

●訓練

漏洩防止対策として、漏洩発生時の迅速な行動、適切な対応がとれるよう、薬液漏洩を想定した対応訓練を、各工場において想定箇所ごとに年1回実施し、適切な保護具の着用・対応方法を習得しています。

■土壌・地下水汚染防止

土壌汚染対策法や条例等に基づく項目について、法令等の基準値より厳しい自主管理基準値を定め、定期的に調査しています。

2025年度において、当社敷地内の土壌汚染や地下水汚染がないことを確認しました。

■工場の安全点検

工場の施設管理を担当する部門の管理職による安全総点検を工場ごとに年2回（全14回）実施しています。安全総点検は、ユーティリティ設備、5S状況等を、点検対象工場以外に在籍している管理職が点検を行います。この点検で抽出された指摘事項を改善や横展開することにより、ユーティリティの安定供給および労働災害の撲滅を推進し、また、環境保全・法令の順守にもつなげています。

廃棄物の適正処理

産業廃棄物の処理委託

新光電気グループ（国内）では、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、産業廃棄物処理業者へ適正に処理委託を行っています。また、年1回の委託先への現地確認等を通じて、廃棄物が適正に処理されていることを確認しています。2025年度に実施した委託先の確認において、不適正処理はありませんでした。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理状況

新光電気グループ（国内）におけるPCB廃棄物の処分はすべて終了しています。

なお、今後も適正管理を徹底するため、PCB含有の可能性のある製造年の機器を抽出し、計画的な更新および含有調査を実施しています。その結果、PCBの含有が確認された機器があった場合は、関係法令に基づき適正に処理します。

海外拠点の取り組み

新光電気グループの海外生産拠点においても、各国・地域状況に即したさまざまな活動を展開しています。環境負荷低減に取り組み事業を持続的に行うため、国際規格ISO 14001に基づく環境マネジメントシステムを構築し、環境負荷低減活動や環境教育の実施、工場周辺の美化活動などを行っています。



■ KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (KSM)

	2025年度目標	2025年度実績	活動事例
CO ₂ 排出量削減	24.62 t-CO ₂ ※	23.85 t-CO ₂ ※	・コンプレッサの稼働調整による電力削減
廃棄物削減	6.56 t※	6.35 t※	・リサイクル品の分離収集強化 ・電子化による紙使用削減

※売上高1億ウォンあたり



■ SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM)

	2025年度目標	2025年度実績	活動事例
電力使用量 (空調)	3,308.04 MWh以下	2,432.42 MWh	・システム運用の最適化 ・建物断熱対策実施
電力使用量 (コンプレッサー)	4,264.68 MWh以下	3,117.61 MWh	・インバータ式コンプレッサの運転最適化
重油使用量	1,008.76 千L以下	754.39 千L	・高効率なボイラーを中心とした運転最適化
水道水使用量	135,372 m ³ 以下	107,540 m ³	・工場稼働に合わせた水使用量の最適化 ・イオン交換膜による水道水再利用化

Social

社会課題への 取り組み



- 人権の尊重
- ダイバーシティの尊重
- 労働安全衛生
- 人材の育成と活用
- 活力ある企業風土づくり
- 地域社会への貢献
- 品質による信頼性の向上・
お客様への貢献
- サプライチェーンによる
社会的責任の推進

人権の尊重

新光電気グループ行動規範では、「人権を尊重します」と掲げています。これは、「あらゆる企業活動の中で、『人権尊重』の精神を根底に据えて活動する」という企業の姿勢を明示したもので、全グループ社員が、この精神を実際の行動で示していくことを徹底するよう努めています。

基本方針

「新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針」を定め、雇用における機会均等と人権尊重、差別の排除、強制労働や児童労働の禁止などに取り組んでいます。

新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針

新光電気グループ（以下SHINKO）は、人権の尊重を根底に据えた企業活動を展開するにあたり、それぞれの国や地域におけるさまざまな人権問題に取り組み、人権問題の本質を正しく理解・認識し、差別のない明るい企業づくりに向けて組織的に取り組みます。

1. 雇用における機会均等と人権尊重

SHINKOは、雇用における機会均等に努めます。

SHINKOは、人種、皮膚の色、宗教、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、性的指向、およびその他のビジネス上の正当な利益と関係しない要素に基づく差別を致しません。

2. 雇用における法令遵守

SHINKOは、社員の雇用において、事業活動を行う各国・各地域の適用法令を遵守します。

3. 強制労働、児童労働の禁止

SHINKOは、強制労働をさせません。

SHINKOは、児童労働をさせません。

4. 働きやすい職場環境

SHINKOは、社員の安全と健康に配慮し、働きやすい職場環境づくりに努めます。

なお、本指針の細部取り扱いや運用方法について定めた「雇用における人権尊重に関する指針運用基準」においては、差別禁止の対象として、年齢や出身国を含め、より幅広い観点から差別防止の徹底をはかっています。

また、当社では、「就業規則」および「職場ハラスメント防止規程」において、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントを含むハラスメント行為を禁止し、これらに違反した場合は懲戒事由に該当する旨を明確に定めています。

人権啓発活動の推進

当社では、年間を通して、階層別の人権啓発研修や全社員向けのeラーニングの実施、社外で催されるさまざまな人権研修会への積極的な参加により、人権啓発活動を推進しています。

■人権教育

毎年、全社員向けに実施している教育では、「雇用における人権尊重に関する指針」について教育を実施するとともに、ハラスメントや、育児・介護・治療（不妊治療を含む）と仕事の両立を目的とする社内制度について取り上げ、多様な事情を抱える社員への理解を深めるとともに、互いの人権を尊重する職場風土の醸成に努めています。この教育は休職者を除く全社員（派遣社員を含む）が修了しています。

■階層別研修

新任管理職・リーダー層向け研修をはじめとした階層別研修では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠/出産/育児/介護に関するハラスメントを中心に、事例を用いたハラスメント防止教育を実施しています。また、

新任管理職研修では、部下からハラスメントに関する相談を受けた場合の対応についての教育も実施しています。

■人権週間

12月の人権週間では、イントラサイトへの関連記事の掲載を行い、一人ひとりが人権について考え、話し合う環境づくりに取り組むことで、人権尊重の意識向上をはかりました。

引き続き、人権に関する教育や啓発を通し、誰もが能力を十分に発揮しやすい組織風土づくりを推進します。

2025年度 人権に関する教育実績（新光電気グループ（国内））

研修名	受講者数		
	2023年度	2024年度	2025年度
人権教育	5,794人	5,552人	5,473人
階層別研修	471人	306人	330人

人権相談への対応

■各種相談窓口の整備

新光電気グループでは、国内においては人権相談窓口として「企業倫理ヘルプライン（社内／社外相談窓口）」を設置しています。特に、セクシュアルハラスメントなどに関する相談については、各工場にも相談窓口を設置し、社員が相談しやすい体制づくりに努めています。また、海外拠点向けにも多言語対応の内部通報制度を整備し、全海外拠点において通報・相談できる体制を構築しています。

■相談・通報時の対応

人権相談窓口は、新光電気グループで働くすべての社員が利用することができ、相談・通報の際の個人情報やプライバシーの保護、相談者に対する不利益な取り扱いの禁止などを社内規則で明確に定めています。人権に関する相談・通報が企業倫理ヘルプライン等に寄せられた場合は、あらかじめ相談対応者として定められている人事部門管理職が応対し、調査や対応が必要と認められた場合は、関係者への事実確認と問題解決に向けた対応を迅速に進めることとしています。

なお、2025年度、当社グループ内部通報制度において、労働者の権利を侵害する深刻な事例はありませんでした。

今後も職場において、円滑なコミュニケーションがとれるような体制づくりや指導を行うとともに、問題の早期発見、早期対応のため、人権教育において周知を行うなどして人権相談窓口の利用を促進してまいります。

ダイバーシティの尊重

さまざまな個性や考え方を持った社員がその能力を結集することにより、企業価値が高まると認識しています。新光電気グループは社員が大切にすべき価値観であるバリューの一つとして「温かさ」を掲げ、社員の多様性を尊重のうえ、社員一人ひとりが自らの価値を高め、誇りとやりがいを持って働くことができる企業風土の醸成に努め、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

女性の活躍推進に向けた取り組み

■女性活躍推進法に基づく第三期行動計画（期間：2025年4月1日～2030年3月31日）

女性活躍推進法に基づき、長野労働局に届け出ている行動計画のもと、女性リーダー育成のための研修等の実施および若年層や育児事情を抱える社員向けの研修等を実施しています。2025年度からは第三期行動計画のもと、継続的な取り組みを通して、目標の達成を目指しています。

●目標

- (1) 新任管理職登用における女性比率を5ヵ年通算で10%以上とする。
- (2) 上記計画期間を通じ、月平均時間外労働時間について20時間以下を維持する。

●取り組み内容

<ワークライフバランスセミナー>

2025年度も、育児事情を持つ男女社員を対象にした「ワークライフバランスセミナー」を実施しました。育児経験のある管理職の体験談や、働く親と子供の健康管理など、仕事と育児の両立実現や中長期的なキャリア形成の意識づけを行いました。

<若年層向けのキャリア形成支援研修>

入社2年目の社員を対象とした「若年層向けのキャリア形成支援研修」では、今後のキャリア形成意識と男女共同参画の基礎を重点的に学びました。

<女性リーダー研修>

女性リーダーの育成を目的として、女性リーダー層を対象とした「女性リーダー研修」を実施しています。リーダーシップの多様なスタイルや周囲からの期待を理解することで、仕事へのモチベーション向上をはかりました。2025年度は新たな取り組みとして、過去の研修受講者を対象に女性管理職との座談会を実施し、活躍事例の共有や参加者同士の対話を通じて、キャリア形成意識の向上と横のつながりの強化をはかりました。

<女性リーダー育成者向け研修>

同じく女性リーダーの育成を目的として、女性リーダー研修の受講者の上長を対象とした「女性リーダー育成者向け研修」を実施しました。抱えている課題を共有しながら、女性リーダー育成の重要性と、育成を支援するためのコミュニケーションスキルを学びました。



〔若年層向けのキャリア形成支援研修〕

そのほか、階層別教育や中途入社時導入教育においてもダイバーシティ推進の観点から研修を実施し、男女共同参画の社内浸透を推進しています。

●目標進捗

第三期行動計画に掲げる、新任管理職登用における女性比率を5カ年通算（2025年度～2029年度）で10%以上とする目標に対し、2025年度の実績値は14.8%となっています。また、2025年度における月平均時間外労働時間は、5.4時間^{*}となり、目標の20時間以下を維持しています。

今後も継続的な取り組みを通して、女性の活躍推進をはかり、目標の達成を目指します。

※厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に公開している、一月当たりの労働者の平均法定外時間

■男女の賃金差異（2025年度実績）

女性活躍推進法の規定に基づき算出した、当社の「男性労働者の賃金に対する女性労働者の賃金の割合」は以下の通りです。男女間の賃金差異は、性別による処遇の差によるものではなく、主として、職責（資格）レベル毎の人数構成の差に起因しています。今後も、継続的な研修による人材育成や、仕事と育児の両立支援を通じて、さらなる差異縮小を目指してまいります。

2025年度 男女間の賃金差異（当社）

区分	男性労働者の賃金に対する 女性労働者の賃金割合
全労働者	82.3%
（うち正規雇用労働者）	82.0%
（うち非正規雇用労働者）	86.0%

（注）賃金は、基本給、賞与、各種手当等の労働の対償として期間中に労働者に支払ったものとしています。（ただし、通勤手当および退職手当は除いています。）

障がい者雇用の促進

当社は、2023年4月に特例子会社の認定を受けた新光テクノサーブ株式会社を中心として、障がい者雇用の拡大をはかっています。障がいに応じた作業環境の構築、バリアフリートイレやスロープの設置といった設備面の整備とともに、管理職・リーダー層向けの階層別教育等を通じて、社員の障がいに対する理解を高め、適切な職場風土づくりにつなげています。今後も、新光電気グループ全体で障がい者雇用に取り組み、障がいのある社員が一層活躍できる職場づくりに努めてまいります。

シニア層人材の活躍支援

当社は、社員が長年培ってきた知識や技術・技能を活かすため、「定年後再雇用制度」を導入しており、2026年6月時点で673名の社員がこの制度を利用しています。2022年には、働く意欲のある社員が年齢に関わらずその能力を十分に発揮し活躍できるよう制度の見直しを行い、会社ニーズと本人の意欲やスキルが合致する場合は65歳以降も継続して勤務することが可能となっています。同時に、定年後再雇用制度を利用して就業する全員が働きがい・やりがいを持って会社に貢献していけるように、60歳以降の報酬基準の見直しを行いました。

外国籍人材の受け入れ

当社では、イノベーション促進のため人材の多様性向上を進めており、海外留学生の採用や新光電気グループの海外拠点で働く人材の受け入れを行っています。また、これまでに受け入れた技能実習生の多くが特定技能に移行し、活躍しています。海外留学生については、入社後の日本語研修の提供と人事担当者との定期面談を実施しており、異なる文化や言語を持つ人材が活躍できるよう支援しています。

キャリア採用社員が活躍できる環境

当社は、将来の成長に向けて積極的な投資を行っており、キャリア採用を継続的に行っています。当社では、従来から管理職登用に関し、キャリア採用社員および新卒採用社員に分け隔てなく機会を提供しており、管理職におけるキャリア採用社員の比率は17.4%を占めています。今後も管理職登用において、等しく機会を提供することにより現状水準を維持していくことに努めてまいります。

多様な社員が働きやすい環境づくり

当社のユニフォームは、多様性やジェンダーレスを考慮した男女の性差がないデザインを採用しています。また、各工場には手すりや、オストメイト用水洗設備などの機能を備えたバリアフリースイールの整備を進めています。このような取り組みを通して多様な社員が安心して働くことのできる職場環境づくりを行っています。

労働安全衛生

新光電気グループは、社員が大切にすべき価値観であるバリューに「温かさ」を掲げ、社員の安全確保をはかるとともに、快適に働くことができる職場環境の提供に努めています。当社においては、全社的な安全衛生・防火防災推進体制を整え、マネジメントシステム型の管理手法を導入・運用し、全社員の安全衛生・防災活動への積極的な参画による、安全衛生・防災水準の継続的な改善をはかっています。

全社安全衛生・防火防災基本方針

当社は、安全衛生・防火防災推進にかかるマネジメントシステムを適正に実行、維持、改善するため、「全社安全衛生・防火防災基本方針」を策定し、状況変化をふまえて年1回見直しを行っています。本方針は、イントラネットや掲示等を通じて、全関係者に周知されています。

新光電気工業株式会社 全社安全衛生・防火防災基本方針

当社は、社員の安全と健康確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、全ての事業活動において、「安全と心とからだの健康を守る」ことを最優先に取り組む。

そして以下の方針に基づき、全員参加で安全衛生・防火防災活動を積極的かつ継続的に推進し、誰もが働きやすい安心・安全で快適な職場環境の実現を目指す。

1. 「安全第一」の職場風土の醸成
社員一人ひとりが危険に対する感度を高め、気づいた危険や不具合は放置せず、直ちに情報をエスカレーション・職場内で共有し、速やかに改善をはかる職場風土を醸成する。
2. 法令遵守
労働安全衛生・防火防災関係諸法令をはじめ、社内規程・基準・ルールならびに要求事項を遵守した安全衛生・防火防災活動を推進する。
3. リスク低減活動
本質的な安全に向け、職場の危険・有害要因を特定・分析・評価し、継続的なリスク低減活動を推進する。
4. 不安全行動の撲滅
労働災害発生の原因となる不安全行動(作業ルールからの逸脱・保護具未着用・ながら歩行等)の撲滅に向けた活動を強化・推進する。
5. 教育・訓練
社員に対し必要かつ十分な教育・訓練を継続して実施することにより、安全意識の向上、安全行動の定着をはかる。
6. 健康管理
社員の健康管理意識の向上をはかるとともに、心身ともに健康でいきいきと働くことができる職場環境づくりを推進する。
7. 防火防災管理体制の確立
「全社防災ガイドライン」を基本とした防火防災体制を確立し、災害への備えおよび発生時の人命救助・被害拡大防止・復旧の各対策について、継続した見直しと訓練を行い、被害の最小化ならびに対応力の強化をはかる。

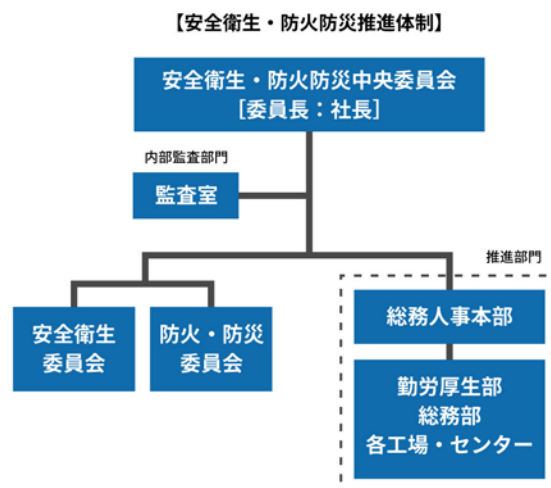
新光電気工業株式会社
代表取締役社長

安全衛生・防火防災推進体制

安全衛生・防火防災活動推進体制

当社では、RBA行動規範を基盤として、当社で働くすべての役員、社員、派遣社員、請負会社社員に適用される安全衛生管理マニュアルを策定し、誰もが安心して働ける職場環境の実現に取り組んでいます。

このマニュアルに沿って、社長を委員長とする「安全衛生・防火防災中央委員会」を設置し、各工場の活動を総括するとともに、発生した災害の分析、安全衛生・防火防災に関する全社的な施策・目標の策定、施策の進捗管理、施策の効果検証・改善によるPDCAサイクルを回し、安全衛生水準の向上をはかっています。



また、各工場に「安全衛生委員会」、「防火・防災委員会」、ならびに派遣・請負会社との「安全衛生連絡会」を設置し、毎月工場別の取り組みを審議・実行するほか、社内で発生した災害や対策について工場・会社間で情報共有し、類似災害の防止の取り組みを行っています。

■ リスクアセスメントの実施

「リスクアセスメント運用基準」を制定し、作業方法変更時や新規設備導入時のほか、年1回全作業を対象としたリスクアセスメントを実施し、潜在するリスクの洗い出しと評価、危険箇所改善の取り組みを推進しています。また、安全衛生委員・専門委員による安全巡回を毎月実施し、危険箇所の指摘・改善を行っています。抽出されたリスクは、計画的にリスク低減できるよう、各工場では是正状況の進捗管理を行い、「安全衛生・防火防災中央委員会」で報告しています。なお、2025年度は全社で1,980件の是正を完了しています。

社員の安全衛生意識向上への取り組み

■ 教育・訓練

日常の安全指導のほか、製造現場で働く新卒者・中途入社者を対象とした技能実践教育、年1回の安全衛生に関する全員教育、階層別研修での安全衛生教育、定期的な緊急時対応訓練等を実施しています。

2025年度 安全衛生教育実績（新光電気グループ（国内））

研修名	受講者数		
	2023年度	2024年度	2025年度
入社者技能実践教育	198人	100人	87人
安全衛生一般教育	5,687人	5,353人	5,262人
階層別研修	471人	306人	330人
交通安全講習	716人	695人	664人

■ 全国安全週間・全国労働衛生週間の取り組み

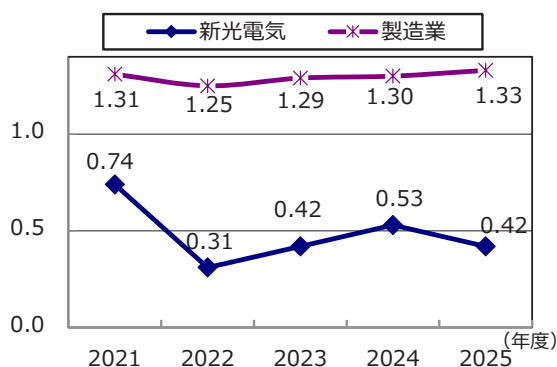
全国安全週間（7月）や全国労働衛生週間（10月）等の全国活動にあわせ、安全・衛生標語の募集を行う等、安全衛生活動への全員参加を促しています。このような取り組みを通して、安全衛生意識の向上をはかっています。

労働災害の発生状況

労働災害度数率（災害発生率）は、全国製造業平均を下回る水準で推移しており、2025年度は死亡・後遺障害およびこれに準ずる重大災害は発生していません。

2026年度についても、死亡・後遺障害およびこれに準ずる重大災害の発生ゼロを目標とし、各種安全衛生活動を推進してまいります。

【度数率（災害発生率）推移】（新光電気）



（注）度数率：労働災害の発生頻度を表す指標で、100万延べ実労働時間あたりの労働災害による死傷者数（休業1日以上および身体の一部又は機能を失うもの）にて算出するもの

衛生管理・健康管理・健康増進の取り組み

当社では、社員が安全・快適に働くことができる職場づくりを推進するため、定期的な作業環境測定（騒音・照度・熱中症指標）のほか、各工場の産業医、および看護職（保健師もしくは看護師）により、以下の活動を推進しています。

健康診断・保健指導

法定の一般・特殊健康診断のほか、年齢に応じて特定健康診査を実施し（受診率100%）、結果に基づき特定保健指導に取り組んでいます。2025年度の特設保健指導の実施率は75.2%であり、国の目標値（45%）を30ポイント以上上回りました。対象者の4人に3人が指導を受けており、社員の健康維持・増進のための重要な取り組みとなっています。

健康増進に関する情報提供

健康診断結果の分析等をふまえ、定期的に「医務室便り」を発行し、健康増進に関する情報提供を行うことで社員一人ひとりのセルフケア意識の醸成をはかっています。

各種費用負担・補助

早期発見・早期治療を目的とした「婦人科健診」・「脳ドック」・「肺ドック」の費用補助のほか、感染症対策として季節性インフルエンザ予防接種の社内実施・費用補助を行い、2025年度は希望者2,014名（全社員の38.3%）が社内にて接種を受けました。

また、社内の休憩エリアには「健康測定コーナー」を設置し、万歩計・メジャーの貸し出しのほか、体組成計・血圧計の設置など、社員が自由に健康測定機器を利用できる環境を整えています。



（社員食堂メニュー：スマートミールの提供）

その他にもスマートフォンアプリを活用したウォーキングイベント、禁煙推進イベントなどの健康増進活動を実施しているほか、社員食堂では、健康に資する要素を含む栄養バランスのとれた「スマートミール」や「食育の日（毎月19日）」に健康テーマに合わせたメニューを提供するなど、健康保険組合や社員食堂等と協働し社員の健康維持・増進に努めています。

メンタルヘルスケア

相談窓口

社内の窓口は、各工場の医務室に相談窓口を置き、産業医や看護職が社員の心のケアにあたっています。

社外の窓口は、当社が委託している独立した第三者機関の相談センターや健康保険組合の相談窓口が設けられており、臨床心理士等のプロフェッショナルなカウンセラーを通して相談ができる体制を整えています。

未然防止の取り組み

メンタルヘルスに対する意識の向上を目的として、管理職・中堅社員・新入社員などの階層ごとにメンタルヘルス教育を実施し、セルフケア・ラインケアによる早期発見・早期対応をはかっています。

また、リーダークラスを対象とした職場環境改善・コミュニケーション向上のためのスキル開発研修も実施しています。

そのほか、メンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）を目的に、年1回ストレスチェックを実施しています。

ストレスチェックの分析結果は各部門責任者へ適切にフィードバックし積極的な職場環境改善活動を推進しています。

「健康経営優良法人2026」に認定

当社は、2026年3月、経済産業省と日本健康会議が選ぶ「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に8年連続で認定されました。当社では、社員の安全と健康確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、各種取り組みを行うとともに、その効果を検証・評価することで、実態に合わせたより効果的な施策となるよう今後も継続的な改善をはかってまいります。



人材の育成と活用

社員は新光電気グループの最大の財産であるとの認識のもと、社員が仕事を通じてその能力や専門性を高め、自己の成長を実現できるよう、人材の育成および人材基盤の強化に取り組んでいます。

また、当社では学歴、年齢、勤続年数や性別によらず、各人が担う職責とその重さを明確にし、職責に応じた公正かつオープンな報酬体系を土台とした人事制度を導入しています。

人材育成方針

新光電気は、教育実施部門と事業部門で構成する教育推進委員会を設置し、人材育成方針に沿って人材基盤強化に向けた教育施策のさらなる充実、事業部門のサポート強化をはかっています。

人材育成方針

社員は新光電気グループの最大の財産です。新光電気グループは、新光電気グループMVV（ミッション・ビジョン・バリュー）の実現に向けて、社員が仕事を通じてその能力や専門性を高め、自己の成長を実現できるよう支援します。

プロフェッショナル

仕事に誇りを持ちそれぞれの専門分野において常に進化を追求する人材の育成

自律・挑戦

新たな価値創造のために自己成長に挑み続ける人材の育成

誠実・信頼

健全な倫理観と誠実さをもってステークホルダーと信頼関係を築ける人材の育成

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

教育体系

新光電気では、人材育成のさらなる推進を目的として、人材育成方針のもと教育体系を整備し、教育プログラムの充実と個々の研修の向上をはかっています。階層別研修や次世代リーダーの育成を目的とする選抜型研修等をはじめとする体系的な教育と、各職場における「OJT（On-the-Job-Training）」を通じ、将来を担う人材の育成を推進しています。

教育体系							
	階層別	選択型	選抜型		テーマ別	グローバル	
管理職	階層別 マネジメント研修 新任管理職研修	ビジネススキル eラーニング	選抜型 マネジメント 研修		コンプライア ンス教育 安全衛生 教育 ほか	職場 マネジメント	
中堅社員	管理職候補研修		選抜型 グロー バル 研修	女性 リーダー 研修		ワーク ライフ バランス セミナー	各種英語 講座 社内TOEIC 海外赴任前 研修
	階層別リーダー 研修						
	キャリア形成支援 研修						
	中途入社者教育						
新入社員	OJT教育	新入社員向け eラーニング					
	新入社員 導入教育						
社外派遣		専門教育		技能・知識強化			
大学等研究機関 社外セミナー 法定資格試験 法定講習会		統計教育 品質システム教育 環境教育 情報教育		新光テクノアカデミー 生産士 技能検定 部門内教育			

教育・研修の取り組み

■グローバル人材養成に向けた取り組み

グローバルビジネスを担う人材の育成を目的として、社員の外国語学習支援を継続的に推進しています。外国語通信教育講座、英語ビジネススキル専門講座を実施し、受講料を会社が補助しています。社内TOEICにオンライン方式を導入して3か月ごとに実施しており、受験機会の拡大をはかっています。

今後も、社員のグローバルなビジネス能力の向上に向けた環境整備を、積極的にはかってまいります。

■選択型教育の実施

社員の職責に応じたビジネススキル強化のため「ビジネススキルeラーニング」を開講しています。多くの社員が業務遂行に必要となるスキル・知識を多様なコースから自ら選択することで、自律的に学ぶ機会を提供しています。

選択コース例：「マネジメント」、「財務会計」、「問題解決」、「リーダーシップ」、「マーケティング」等

■製造現場向け教育

製造現場で働く社員の知識を高め、技能を磨く社内教育機関として、「新光テクノアカデミー」を2021年に設立し、運営を行っています。2025年度は、新卒・中途入社者を中心に87名が技能実践教育を受講しました。

新光テクノアカデミー 技能実践教育プログラム例：

「安全衛生」、「薬品の基礎」、「ものづくり基本実習」等（14科目88時間）

人材育成方針のもと、高度化する半導体市場のニーズに対応し、優れた人材を育成するべく、今後も継続的に教育プログラムの充実と個々の研修の向上をはかってまいります。

2025年度の社員一人当たり平均の教育費用は12.5千円、教育時間は27.1時間となりました。

2025年度 社員一人当たり教育費用および教育時間（新光電気グループ（国内））

	2023年度	2024年度	2025年度
一人当たり教育費用(千円)	13.3	13.5	12.5
一人当たり教育時間(時間)	25.7	23.5	27.1

公正な評価と適正な報酬で報いる人事制度

社員一人ひとりがその能力を最大限発揮し、目標に向かって挑戦し、会社の目標や業績に貢献したときはその成果に適正に報いることが、真の意味の公平性につながるものと考えています。当社では、年功や学歴といった属人的な要素ではなく、担うべき「職責」や仕事の「成果」に基づく処遇の徹底をはかっています。目標管理制度・業務目標面接制度を通じて、よりチャレンジングな目標の達成を目指すとともに、半年ごとの評価の内容については上司からフィードバックを受け、上司と部下とのコミュニケーションを通じた「部下育成」の機会としています。

管理職登用予定者には登用前に評価者研修を実施し、公正な評価と目標管理制度・業務目標面接制度の適切な運用がなされるように取り組んでいます。また、当社は、法令に定める同一労働同一賃金の原則に基づき、雇用形態の異なる社員間の各種労働条件について確認を行っており、不合理な待遇差は認めていません。

若手社員向け業務ローテーション制度

著しく変化する事業環境へ対応し、多面的な視点を持ち変革を続けることができる人材の能力開発や早期育成を目的とした若手社員の業務ローテーション制度を実施しています。若手社員に成長の機会を提供することで、職場の活性化をはかり、組織力の強化および会社の成長につなげる取り組みを行っています。

製造現場の改善につなげる表彰制度

製造現場におけるさまざまな気づきを吸い上げ、製品の不良や製造工程における障害・事故リスクの低減につなげることを目的とした表彰制度を導入しています。毎月、社員による価値ある気づきが「Good Job賞」として表彰されており、表彰内容はイントラサイトで共有され、高いものづくり意識に基づく行動が社内に広がっています。

活力ある企業風土づくり

新光電気グループは、社員が大切にすべき価値観であるバリューの一つとして「温かさ」を掲げ、誰もが働きやすい職場づくりとともに、社員が能力を如何なく発揮することができる活力ある企業風土の醸成に取り組んでいます。

個人の生活と仕事の調和

当社では、仕事と家庭の両立支援について継続的に取り組んでいます。年次休暇の一斉取得や時間外労働の制限強化などの取り組みに加え、社員のライフイベントと仕事の両立を支援する諸制度の拡充や制度利用を後押しする職場環境の整備を進め、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取り組みを推進しています。

■仕事と家庭の両立支援に関する主な制度

当社では、育児、介護、治療（不妊治療を含む）など、社員を取り巻くさまざまな事情と仕事の両立を支援するため、制度の充実をはかっています。育児との両立支援として、配偶者の産前産後期のサポートに利用できる「出産育児サポート休暇」や、有給で取得できる「短期育児休職」を整備しており、男性社員の活用も広がっています。また、さまざまな事情に応じて利用できる「積立休暇」は、1日単位または1時間単位で取得することが可能です。2026年度は、「子の養育」、「家族の介護」、「特定疾病に関わる治療」に関する利用対象を拡大するなど、社員一人ひとりが仕事と生活を両立しながら安心して働き続けられる環境づくりを進めています。

事 情	制 度	概 要
育児	育児休職	子が1歳を迎えるまで取得可能。また、保育所の事情により子の2歳の誕生日以降最初の4月20日までを最長とする必要な期間に延長可能
	出生時育児休職(産後パパ育休)	子の出生後8週間以内に合計4週間(28日間)まで取得可能
	短期育児休職(有給)	育児休職や出生時育児休職(産後パパ育休)が1ヶ月以内である場合、保有する多目的休暇の残日数の範囲で有給にすることが可能
	育児短時間勤務	子が小学校1年生の3月31日まで利用可能。また、会社が定める事由に該当する場合は、小学校6年生3月31日まで利用可能
	養育両立支援休暇	3歳から小学校就学始期に達するまでの子を養育するために利用できる休暇。 ※年10日支給、時間単位取得可能 ※3歳から小学校就学始期に達するまでの子を養育する従業員は、育児短時間勤務または養育両立支援休暇のどちらかを選択して利用可能
	所定労働時間外勤務の免除	小学校卒業時までの子をもつ場合に所定労働時間を超える労働の免除可能
	出産育児サポート休暇	配偶者の産前産後8週以内に20日間取得することが可能
介護	介護休職	対象家族につき1年を最長に取得可能
	介護短時間勤務	介護の事由が消滅するまで取得可能
	所定労働時間外勤務の免除	要介護状態にある対象家族を介護する場合に、所定労働時間を超える労働の免除可能
退職	育児・介護・配偶者の転勤による再雇用	育児、介護、配偶者の転勤に伴い本人の希望で退職しても、退職前に登録した場合は再雇用可能
治療	休職(不妊治療)	会社が必要と認めた期間について取得可能(最長で1年)
	短時間勤務	ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全および厚生労働省の指定難病の罹患患者や不妊治療を行っている社員が希望する場合は、治療プランに応じた短時間勤務が可能
多目的	積立休暇	年5日支給され20日を上限として積立てることができる多目的休暇。以下の事由のいずれかに該当する場合に取得可能(1日または1時間単位) ①連続3日以上私傷病の療養 ②公的機関へのボランティア活動 ③子の看護等(子の看護、子の養育) ④家族の介護 ⑤妊娠中の諸症状 ⑥不妊治療 ⑦会社が定める特定疾病(ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全、厚生労働省の指定難病及び障害者総合支援法に基づく対象疾病)に関わる治療

■男性の育児休職取得促進

当社では性別によらず育児休職を取得しやすい風土醸成に取り組んでおり、男性の育児参加率の向上を目的に階層別研修で意識啓発をはかっています。また、社内報や育児休職ガイドラインによる制度活用例の紹介や、本人とその上長への育休取得勧奨などの取り組みを進め、2025年度の男性育児休職取得率は85%に上昇しました。

男性育休取得率（当社）

	2023年度	2024年度	2025年度
男性社員の育児休職 取得率	29%	55%	85%

■両立支援に関する主な成果

これらの取り組みが評価され、2022年12月15日付で次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみんプラス」認定を、長野県で初めて取得しました。同認定は、「子育てサポート企業」として高い水準の取り組みを行っていることを評価する「プラチナくるみん」と、不妊治療と仕事の両立に向けた職場環境整備に取り組んでいることを評価する「プラス」の双方の要件を満たした企業に与えられるものです。

また、これらのさまざまな取り組みにより、当社では2026年3月末における女性の平均勤続年数が21.2年で男性（16.9年）を上回っています。これは、同業種の全国平均※¹（15.5年）と比較しても高い水準となっています。

※¹ 厚生労働省「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る基準における「平均値」について」（2026年6月24日付）より



今後もさまざまな事情を持つ社員が、どのライフステージにおいても活躍できるよう、諸制度の充実および企業風土の醸成に力を入れてまいります。

働きやすい職場環境の提供～働き方改革～

当社は、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実した健康的な生活の実現に向けて、「働き方改革」に取り組んでいます。

働き方改革労使会議

2017年に各事業部長をはじめとする会社側代表者と労働組合代表者をメンバーとする「働き方改革労使会議」を立ち上げ、労使トップによる「働き方改革」労使共同宣言を行い、以下の方針に基づき「長時間労働を前提としない働き方」や「多様で柔軟な働き方」の実行・実現に向けて全社一丸となって取り組んでいます。

「働き方改革労使会議」方針

- 会社の発展・成長と従業員一人ひとりの充実した健康的な生活の両立に向け、従来の慣行にとらわれず全社員が意識を変えて「働き方改革」に取り組む。
- 「働き方改革」の実行にあたっては、「生産性の向上」と「ワークライフバランスの実現」の両面から取り組み、活力ある企業風土の構築と多様性をもって誰もが働きやすい職場環境づくりの実現を目指す。
- 「働き方改革」を経営の最重要課題の1つに位置づけ、労使一体となって取り組む。



●これまでの主な取り組み事例

1. 労働時間削減に向けた取り組み
 - ・時間外労働の上限時間の引き下げ
 - ・週労働時間の上限設定と管理
 - ・連続勤務日数の上限設定と管理
 - ・定時退社日（毎週水曜日および第2・4金曜日）の徹底
 - ・勤務間インターバル制度による休息時間の確保
 - ・管理職も含めた労働時間の把握 など
2. 「多様で柔軟な働き方」の実現に向けた勤務制度の整備
 - ・育児、介護、治療と仕事の両立支援に関する各種勤務制度の整備
 - ・在宅勤務制度
 - ・コアタイムのないフレックスタイム勤務制度 など
3. 休暇の取得促進に向けた取り組み
 - ・年次休暇取得促進に向けた具体的な数値目標を労使で設定
 - ・年次休暇の一斉取得日を設定
 - ・半日年次休暇の上限回数を撤廃
 - ・多目的休暇制度の整備（時間単位取得や中抜けが可能） など

■在宅勤務制度

当社は、一人ひとりの生産性向上とチームとしての成果の最大化を目的に、2020年8月、在宅勤務制度を導入しました。子育てや介護などの多様な事情を抱える社員も活躍し続けやすい働き方であることに加え、災害時等においても事業継続性を確保するための有効な手段となります。社内会議、社内研修等の各イベントのオンライン開催が定着し、紙資料のデジタル化などのさらなる効率化に向けた業務改善も進んでいます。

今後も、「生産性の向上」と「ワークライフバランスの実現」の両面から「働き方改革」を推進し、活力ある企業風土の構築と誰もが働きやすい職場環境づくりの実現を目指してまいります。

労使関係

当社は、ユニオンショップ制を採用していることから、一般社員は全員、新光電気労働組合の組合員となり、全社員に占める労働組合員比率は91.6%※2となっています。組合と締結している労働協約に基づいて、労使の代表者による労働協議会などを定期的かつ必要に応じて随時開催し、経営方針や事業状況などに関する説明や、各種労働条件に関する協議を実施しています。また、組合の団体交渉権も定め、交渉にあたっては相互に相手方の立場を尊重し、健全な労使関係をもとに、さまざまな課題の解決に取り組んでいます。

賃金水準や各種制度に関する交渉をはじめ、働き方に関する課題解決に向けた「働き方改革労使協議会」、各事業所における安全・快適な職場づくりを目的に労使で組織する「安全衛生委員会」など、定期的に情報を共有し、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実した健康的な生活の両立に向けた取り組みを労使一体となって行っています。

そのほかにも、長野県が推進する「森林（もり）の里親促進事業」には労使共同で参画し、労使が協力して環境保全活動・社会貢献活動を展開しています。今後も継続的にさまざまな取り組みを展開してまいります。

※2 正規社員（管理職を含む）のうち、一般社員の比率。

地域社会への貢献

新光電気グループは、社員が大切にすべき価値観であるバリューに「温かさ」を掲げ、誠実で真摯な姿勢を常に忘れず、人・社会・環境に配慮した事業活動を展開しています。

また、世界中のさまざまな国や地域において、社会と密接にかかわりながら事業活動を行っていることを念頭におき、常に社会・環境に目を向け、一人ひとりが行動してまいります。

地域に根差した貢献

地域との共生

新光電気グループは事業活動を通じて地域社会との共生をはかるとともに、創業以来雇用の維持・安定と新たな雇用機会の創出に取り組んでまいりました。

今後も地域の皆様から信頼され、必要とされる企業を目指すとともに、事業活動および地域活動を通じて地域社会へ貢献してまいります。

栗田総合センター

かつての本社工場であった栗田工場は、1957年（昭和32年）の開設以来約半世紀にわたり、主力工場として数々の製品を市場に送り出してきました。工場開設当時は、周囲一面に水田が広がるのどかな環境でしたが、その後急速に開発が進み、住宅等が立ち並ぶ環境へと大きく変貌を遂げたことに伴い、地域社会との共生をはかるため、工場をすべて取り壊し、2004年（平成16年）豊かな緑に包まれた「栗田総合センター」として再整備されました。

それ以来、栗田総合センターは、春の桜や秋の紅葉等、道行く人々が四季折々の自然の息吹を感じることができる、地域における憩いの場となっています。



（栗田総合センター）

交通安全の街頭啓発活動

「全国交通安全運動」に合わせて、交通安全の街頭啓発活動を実施しています。特に、地域の小学生が安全に登校できるよう、声を掛けながら見守り活動を行い、子供の交通事故防止に取り組んでいます。今後も交通事故ゼロ社会の実現に向け、地域の皆様と一丸となって、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に取り組んでまいります。



（交通安全街頭啓発活動（新井工場））



（交通安全街頭啓発活動（京ヶ瀬工場））

工場周辺美化活動

当社は、毎年6月に実施する環境月間を中心に、工場周辺においてゴミ拾い等の美化活動を行っています。今後も工場周辺地域の美しい環境が次世代に引き継がれるよう、地道に活動を行ってまいります。



(更北工場)



(高丘工場)



(若穂工場)



(千曲工場)

地域環境保全活動

森林(もり)の里親促進事業

長野県が推進する「森林(もり)の里親促進事業」を活用し、飯綱町と協働して、霊仙寺湖周辺の町有林における森林整備を継続的に進めています。2014年10月に「森林の里親契約」を締結して以降、労働組合との共催により、毎年春と秋の年2回を基本に森林整備活動を実施しており、2026年5月までに、通算22回の活動を重ねてきました。

2025年度には延べ約180名が参加し、5月にはコナラの苗木の植樹や遊歩道整備、10月には下草刈り等を行いました。また、2026年5月の活動では、当社社員とその家族を合わせて約80名が参加し、コナラの苗木500本の植樹を実施しました。

地域に根差した企業として、今後も地域の皆様と連携しながら、持続的な森林づくりを推進し、豊かな自然資源の保護を通じて地域社会へ貢献してまいります。



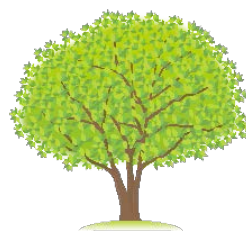
(植樹活動(5月))



(下草刈り(10月))

切手の回収・寄付

当社では切手を回収し、植林活動のための基金に寄付を行っています。過去にはプリペイドカードや書き損じはがき等の寄付も行っており、2005年7月から始まった寄付活動により、2025年度末までに1,051本の苗木に相当する分を回収・寄付しました。



青少年育成支援活動

工場見学、インターンシップの受け入れ

工場見学を通じて、近隣の学校等に学習の場を提供しています。2025年度は、更北工場（長野市）、高丘工場（長野県中野市）、千曲工場（長野県千曲市）にて地元学生の工場見学を受け入れ、実際の「ものづくり」を目で見て体感してもらいました。

また、当社では国内拠点をはじめ、海外拠点であるSHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM)（マレーシア）においても地元学生のインターンシップを受け入れており、次世代を担う学生の「職業観確立・適性発見」の有効な足掛かりになるよう、支援活動を行っています。



（工場見学（更北工場））



（インターンシップ（SEM））

教育機関への授業支援

産業界で活躍できる人材育成やキャリア教育を目的とし社員が高校や大学にて講義を行っています。

社員が卒業した母校を訪れて、製造業界の仕事内容や会社概要を説明するとともに、自身の経験を紹介することなどにより、今後の進路選択に役立てていただける機会となっています。



（高校生のキャリア教育支援活動）

公益財団法人北信奨学財団の運営サポート

公益財団法人北信奨学財団は当社の創業者・光延丈喜夫元社長が取締役を退任した際の退職金と保有していた当社の株式を寄付し、これを基金として設立されました。

光延元社長の「ハイテク立県はまず人材育成から」という信念のもと、長野県出身の理工・医療系の大学等の学生、および長野県内にある理工・医療系の大学等の学生（留学生も含む）を対象として、これまで延べ646名に奨学金の支給を行っています。

当社は北信奨学財団の事務局として、運営に協力しています。



品質による信頼性の向上・お客様への貢献

新光電気グループは、品質によりお客様と社会の信頼を支えることを企業としての指針としています。当社グループでは、ものづくりにおいて業界一、世界一の品質を目指し、お客様の期待に応える優れた製品の開発・製造に注力してまいりました。私たちは、発想と行動の原点を常にお客様に置き、お客様の成功に貢献し、ともに成長し、世界中のお客様から信頼されるビジネスパートナーとなることを目指しています。

品質でお客様と社会の信頼を支える

新光電気グループはデジタル社会の基盤を支える製品を供給しており、安定した品質の確保は重要な責務であると認識しています。また、品質・信頼性に対する社会的要請の高まりを背景に、より高度で透明性の高い品質管理体制の構築が求められています。お客様に長く信頼いただける企業になるためには、品質および品質管理体制の維持・向上が不可欠です。

このような認識のもと、新光電気グループは、品質を事業活動の根幹に関わる事項と位置づけ、その維持・向上に日々取り組むことで、お客様や社会から信頼され、選ばれ続ける企業を目指しています。

品質方針

私たちは「品質方針」に基づき、価値の高い製品とサービスで、お客様と社会から信頼される企業であり続けます。

品質方針

新光電気グループは、品質でお客様と社会の信頼を支え、お客様が期待するレベルの製品とサービスを誠実に提供する企業であり続けます。
これを達成するため、全社員が次の指針で行動します。

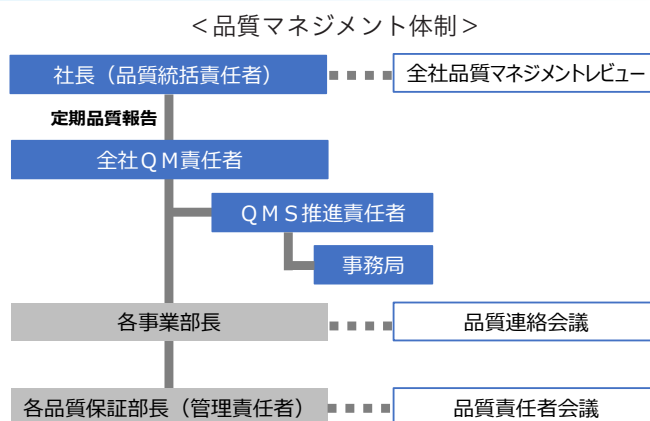
【行動指針】

1. お客様第一優先に徹した品質追求
2. 変化を先取りした品質づくり
3. 社会的責任を果たす品質の確保
4. 五ゲン主義（現場、現物、現実、原理、原則）による継続的な品質改善
5. 品質を考える人づくり

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

品質マネジメント体制

代表取締役社長が品質統括責任者を務める品質マネジメント体制のもと、内部品質監査および全社品質マネジメントレビューを年2回行い、マネジメントシステムがISO/IATF規格要求事項に適合しているか、マネジメントシステムが有効に機能しているか確認し、品質方針に沿って継続的な品質改善に取り組み、品質問題の未然防止に努めています。



品質マインドの醸成

全社員の品質コンプライアンスに対するマインドの醸成と定着を目的とし、毎年11月の『品質月間（日本科学技術連盟・日本規格協会・日本生産性本部などが主催）』にあわせ、『品質コンプライアンス教育』を実施しています。

さらに、2024年から『品質マインド定着教育』を実施し、品質マインドの浸透、定着をはかっています。この教育は、短時間で受講できる当社独自の動画教材を全社員が年に数回繰り返し受講することで、自らの行動を見つめ直し、心に問う機会としています。

こうした施策を通じて、当社では、お客様に提出するデータも製品・サービスの一部として品質重視の視点に立ち、ものづくりに携わる社員が一丸となって品質コンプライアンス問題に向き合うための取り組みを継続的に行っています。

2025年度 品質コンプライアンスに関する教育実績 [新光電気グループ（国内）]

研修名	受講者数
品質コンプライアンス教育	5,344人
品質マインド定着教育（年3回実施）	延べ 15,760人

今後も社内教育を通じて、お客様から信頼されている重みを全社員に再確認する機会を持ち、当社の大切な製品とサービスを安心・安全・誠実に届け続けていけるように取り組んでまいります。

品質マネジメントシステム認証取得

新光電気グループは、当社グループの製品をお客様が安心して採用いただけるよう、品質マネジメントシステムの認証取得に積極的に取り組んでいます。品質マネジメントシステムの国際規格であるISO 9001については海外を含むすべての製造拠点で認証を取得しています。また近年、市場のニーズ拡大が期待される車載製品に対しては、自動車産業向けの品質マネジメントシステム国際規格であるIATF 16949の認証取得品種の拡大を進めています。

品質マネジメントシステム認証取得状況

展示会への出展

当社は、お客様に当社の高い技術力を知っていただくとともに、より社会に価値を提供できる製品を開発するために、お客様や市場のニーズを把握すべく、展示会に継続的に出展しています。2025年度は、開発中の製品を中心に、以下の展示会への出展を実施しました。

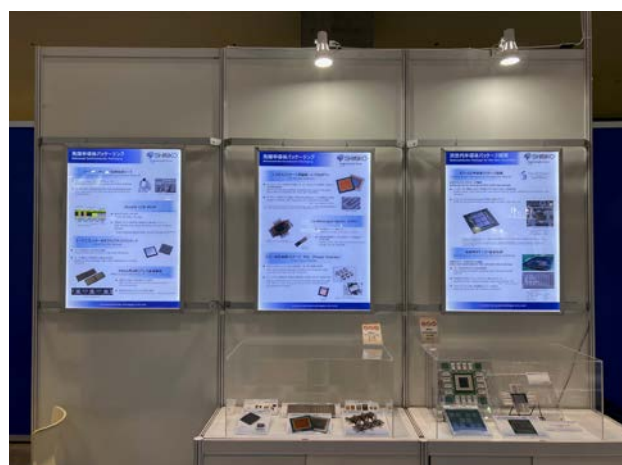
No.	日時	展示会名	出展製品
①	2025年4月15日 ～4月19日	ICEP-IAAC 2025 (2025 International Conference on Electronics Packaging joined with iMAPS All Asia Conference)	2.3次元パッケージ用基板(i-THOP®※) パワー半導体用パッケージ(POL) 光電融合パッケージ ガラスコア基板
②	2025年12月17日 ～12月19日	APCS (Advanced Packaging and Chiplet Summit) 2025	2.3次元パッケージ用基板(i-THOP®) パワー半導体用パッケージ(POL) 光電融合パッケージ ガラスコア基板 カーボンナノチューブ高熱伝導シート 他

※ i-THOPは当社の登録商標です。

(注) いずれも開発中の製品

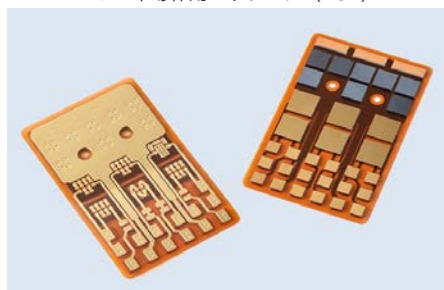
【展示会出展の様子】

APCS2025

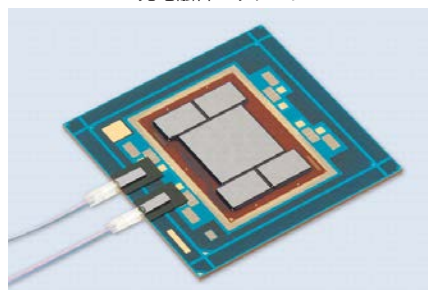


【出展製品の紹介（一部）】

パワー半導体用パッケージ (POL)



光電融合パッケージ



高効率な電力変換を実現できるパワー半導体用パッケージ (POL) は、電気自動車などへの利用が見込まれます。また、低消費電力な高速通信を実現する光電融合パッケージは、データセンターで利用される通信機器やサーバー等への利用が期待できます。

製品を通じた社会課題解決への貢献

生成AIの普及やデジタル化の進展に伴い、データ処理能力の向上と消費電力削減の両立が重要な社会課題となっています。

新光電気グループの主力製品である半導体パッケージは、小型化・高密度化・高放熱化を実現することで、データセンターやAIサーバー向けの高性能半導体の実装を支え、高性能化や省電力化に貢献しています。

また、新光電気グループは、光電融合の実現に向け、半導体パッケージ用基板技術やIC組立技術などのコアテクノロジーを活かした開発を進めています。光電融合技術は、高速・大容量のデータ伝送と低消費電力化を両立する次世代技術であり、情報通信インフラの高度化や省エネルギー化への貢献が期待されています。

私たちは、これらの製品・技術を通じて、豊かで持続可能な社会の実現に寄与してまいります。

お客様への対応

当社ではお客様のニーズやビジネス環境の変化に応じ、対面とデジタルを組み合わせた最適なコミュニケーションを通じて、迅速かつ的確な対応に努めています。

また、グローバルでのサプライチェーンの変動や自然災害などのリスクをふまえ、BCM（Business Continuity Management）の強化を継続し、安定供給の確保とお客様への責任ある対応に取り組んでいます。

今後も、お客様に信頼いただける対応の実現に努めてまいります。

安全と信頼への取り組み

安全保障輸出管理について

当社は、安全保障貿易管理関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程「安全保障輸出管理規程」を制定し、適切な安全保障輸出管理を実施しています。また、新入社員や新任管理職、輸出製品に携わる社員への定期的な教育を通じ、法令遵守の意識を高めています。

なお、海外製造子会社も管理対象としており、同様の教育を実施しています。

AEO事業者認定

AEO（Authorized Economic Operator）制度とは各国税関が連携した世界の枠組みです。この制度の認定を取得することにより、輸出品を扱う企業としての信頼性向上と迅速な通関手続きが可能となっています。

当社は、AEO事業者として2008年に認定を取得しています。

サプライチェーンによる社会的責任の推進

新光電気グループは、お取引先とともにサプライチェーン全体で、地球環境保全、法令遵守、人権尊重・労働・安全衛生、製品・サービスの安全性・品質の確保、情報セキュリティの維持・推進、公正取引・企業倫理などに配慮した調達活動を推進しています。

調達基本方針

当社は、お取引先と長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてお互いが自己の力をより一層発揮し、ともに繁栄・存続していくことを目指しています。事業活動において必要となる物品、部材、ソフトウェア、サービスなどの調達においては、「調達基本方針」を定め、4つの方針に沿った調達活動を展開しています。

調達基本方針

1. お取引先との共存共栄
お取引先との相互の切磋琢磨を積み重ねることにより、緊密な連携・長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてお互いが自己の力をより一層発揮し共に繁栄・存続してゆく、共存共栄の関係を目指します。
2. 公正な商取引(公正・公明・公平な評価・選定)
公正・透明・自由な競争を尊重し、不公正な手段による商取引は行いません。
新規にお取引をご希望される企業様に対してオープンでフェアな参入機会を提供します。
お取引先の選定は、企業としての信頼性、技術力、調達品の品質・価格・納期等、環境保全への取り組み状況などの観点から総合的な評価により行います。
3. 法令および社会規範の遵守
当社の調達活動において適用される法令・社会規範を遵守し、お取引先とともにサプライチェーンにおける社会への責任を果たしていきます。
4. 地球環境保全
地球環境保全のため、お取引先に対しては環境マネジメントシステム構築や含有化学物質管理などを要請し、サプライチェーン全体にわたるグリーン調達活動を推進します

企業の社会的責任に配慮した調達活動

調達指針

当社では、社会的責任に配慮した調達活動を自社において推進するとともに、サプライチェーン全体で社会的責任を果たすため、「調達基本方針」に基づき、「調達指針」を定めています。当社自ら本指針を遵守するとともに、お取引先の皆様にも遵守をお願いしています。

また、当社では、RBA（Responsible Business Alliance）行動規範を尊重し、お取引先の皆様にRBA行動規範の理解と遵守浸透をはかる活動もあわせて推進しています。

調達指針

1. 地球環境保全
 - ・環境負荷の少ない資材調達を推進します。
 - ・含有化学物質管理の徹底を推進します。
2. 法令遵守(コンプライアンス)
 - ・国内、海外の法令および社会規範を遵守します。
3. 人権尊重・労働・安全衛生
 - ・一人ひとりの人権を尊重します。
 - ・不当な差別や人権侵害行為を行いません。また助長、許容しません。
 - ・従業員の安全と健康のため、快適な職場環境を実現します。
 - ・児童労働、強制労働を行いません。
4. 製品・サービスの安全性・品質の確保
 - ・製品・サービスの安全性と品質を確保します。
5. 情報セキュリティの維持・推進
 - ・自社および第三者の情報・情報システムを適切に保護するため、情報セキュリティを維持・推進します。
6. 公正取引・企業倫理
 - (1) 公正な商取引
 - ・公正・透明・自由な競争を尊重し、不公正な手段による商取引を行いません。
 - (2) 秘密情報・個人情報の保護
 - ・自社の秘密情報、第三者の秘密情報、個人情報などを、法令およびルールに基づき、適切に管理します。
 - (3) 知的財産の保護
 - ・知的財産が重要な経営資産であることを理解し、他社の知的財産を尊重するとともに、自社の権利を守ります。
 - (4) 贈収賄等の禁止
 - ・公務員に対する贈賄および業務上の立場を利用した収賄、強要、横領等を行いません。

調達指針の共有のために～「お取引先の皆様へ」～

当社のサプライチェーン全体において「調達指針」の浸透をはかるため、お取引先各社において推進いただきたい事項を「お取引先の皆様へ」としてまとめています。

また、「調達基本方針」「調達指針」「お取引先の皆様へ」を掲載した資材調達ウェブサイト、継続的に取引のあるすべてのお取引先に対して、毎年ご案内しています。

2025年度も、国内694社、海外18社、計712社に対し

てご案内し、資材調達ウェブサイト掲載の当社方針等のご理解とご協力をお願いしました。

また、新規のお取引先にも「調達基本方針」「調達指針」等の周知を行うことに加え、CSR取り組み状況を調査表により確認し、取引開始の段階で相互の取り組み状況の理解およびCSRに配慮した調達活動の推進をはかっています。

「お取引先の皆様へ」項目

1. グリーン調達について
2. 事業継続計画(BCP)について
3. 反社会的勢力の排除について
4. 「責任ある鉱物調達」の取り組み
5. 企業の社会的責任について

※「お取引先の皆様へ」

<https://www.shinko.co.jp/corporate/procurement/activities/>

CSR調査の実施

■お取引先へのCSR調査の概要

当社では、主要なお取引先に、RBA行動規範に準拠した「企業の社会的責任（CSR）に関する調査」を毎年実施しています。この調査は、各社における「労働」「安全衛生」「環境保全」「倫理」の各分野でのRBA行動規範の遵守状況と管理システムの運用状況についてご回答いただくもので、継続的に各お取引先における状況を確認しています。

■CSR調査の実施状況・結果

2025年度は、生産用材購入額の上位80%以上のお取引先27社（海外のお取引先を含む）に調査を実施しました。

また、当社工場内において一部工程を委託するすべてのお取引先7社については、毎年この調査に加えて作業現場等の状況に問題がないか、実地監査を実施し、必要に応じて改善要請を行っています。2025年度のCSR調査および実地監査の結果、RBA行動規範および関係法令上、問題のないことを確認しました。

今後も、調査や実地監査、ヒアリング等によるモニタリング活動をはじめ、お取引先とのさまざまな対話を通じて、サプライチェーン全体における社会的責任の推進に努めてまいります。

サプライチェーンにおける人権問題

近年、サプライチェーンにおける人権問題への取り組みがより重要視されています。当社では、新光電気グループ行動規範に「人権を尊重します」と掲げています。この規範に基づき、調達指針にも、人権尊重に関する項目を掲げ、当社自ら遵守するとともに、お取引先の皆様にも遵守をお願いしています。

加えて、毎年、前述のCSR調査および実地監査において、主要なお取引先の人権への取り組みを確認しています。その結果、2025年度も、人権に関して、RBA行動規範および関係法令上、問題のないことを確認しています。

「責任ある鉱物調達」の取り組み

当社では、調達活動におけるサプライチェーンの透明性の確保と責任ある鉱物調達の取り組みとして、経済協力開発機構（OECD）の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を参考に、デュー・ディリジェンスとして高リスク鉱物の調査を実施しています。また、調査結果に基づいてリスク評価、是正処置を行うなど、リスクの軽減やサプライチェーンの透明化に取り組み、適合精錬所からの調達を推進しています。調査では、Responsible Minerals Initiative（RMI）の「紛争鉱物報告テンプレート（CMRT）」、「拡張鉱物報告テンプレート（EMRT）」を使用しています。2025年度は、35社について調査を実施し、問題のないことを確認しました。

事業継続マネジメント(BCM)

大規模災害など不測の事態においてもお客様が必要とする製品・サービスを安定的に供給するためには、サプライチェーン全体の事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の強化が不可欠です。

当社では、素材・部材などの主要なお取引先を対象としてBCMに関するアンケート調査を、毎年実施しています。2025年度は、主要購入品296件について調査を実施しました。

この調査は、各社において不測の事態が発生した場合を想定し、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）策定状況、目標復旧時間の設定、製品の在庫状況、製造拠点や原材料入手の問題点および各々のバックアップ体制の構築状況等を確認するもので、その結果等をふまえて、BCPの充実や拠点の分散化等、BCM強化への一層のご協力をお願いしています。

また、当社自らの施策として、主要な素材・部材などについては、調達先の複数購買化を積極的に推進し、調達リスクの低減をはかっています。

グリーン調達活動

当社は、製品開発段階から省エネルギー化を意識した設計、部材の選定を行い、地球環境保全に配慮した、お取引先を含めたサプライチェーン全体にわたるグリーン調達を推進しています。

環境マネジメントシステム(EMS)の構築

お取引先において、環境負荷低減活動を継続的に実践していただくため、主要なお取引先に、ISO 14001をはじめとする第三者認証等による環境マネジメントシステム（EMS：Environmental Management System）の構築をお願いしています。

製品含有化学物質の管理

当社では、購入品に含有される化学物質について、各種規制や法令を遵守し、環境負荷の低減をはかることを目的に「取引先環境管理物質管理マニュアル」を随時改定しお取引先へ配付し、製品含有化学物質管理システム（CMS：Chemical substances Management System）の構築をお願いしています。また、購入品の化学物質の含有状況などの調査を実施するとともに、お取引先の管理状況を確認するため、部材系の主要お取引先28社を対象に、定期的に監査を実施しています。その結果、不十分な点がある場合は、是正の要請と改善の支援を行っています。こうした活動を通じて、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の管理を強化しています。

お取引先とのCO₂排出量削減および水資源保全活動の推進

当社は、地球温暖化による気候変動問題への対応をはかるべく、お取引先にCO₂排出量削減に向けた継続的な取り組みをお願いしています。

第11期環境行動計画（2023～2025年度）では、サプライチェーン上流におけるCO₂排出量削減および、水資源保全の取り組み推進を具体的な目標に掲げ、二次お取引先への展開も含めた活動の推進を、各社に要請いたしました。

2025年度では、各社の活動状況を確認するため、106社の主要なお取引先に対し、環境調査を実施しました。

調査結果では、24社のお取引先でCO₂排出量削減を8,973社の二次お取引先に要請いただき、水資源保全については、19社のお取引先が9,062社の二次お取引先に活動実施を要請いただいていることを確認しました。

また、調査にご協力いただいたお取引先には、今後の活動の参考としていただけるよう、お取引先の回答を分析した活動傾向をフィードバックし、さらなる活動の推進と、各お取引先への活動展開を依頼しました。

今後もサプライチェーン全体で、CO₂排出量削減および水資源保全の取り組みがはかられるよう、引き続き取り組んでまいります。

調達活動におけるコンプライアンスの徹底

お取引先コンプライアンスライン

当社の社員が調達活動に関してコンプライアンス違反行為をした場合、または、その疑念がある場合の通報窓口として「お取引先コンプライアンスライン」を社内および社外に開設しています。

なお、この通報によって、当社が通報者およびそのお取引先に対して不利益な取り扱いをすることを禁止しています。

「お取引先コンプライアンスライン（社内窓口）」

<https://www.shinko.co.jp/corporate/procurement/complianceline/terms02/>

「お取引先コンプライアンスライン（社外窓口）」

<https://koueki-tsuhou.com/customer/NGo6NiAsh56n/>

調達担当者への教育

当社では、調達部門の担当者に対し、教育や研修等の機会を設け、新光電気グループ行動規範、「調達基本方針」、「調達指針」、および取適法や派遣法等調達業務に関連する法令等について周知・徹底しています。また、反贈収賄等に関する教育を実施し、法令の理解、関連知識の習得をはかることなどを通じて、調達活動におけるコンプライアンスの徹底に継続して取り組んでいます。

Governance

ガバナンス

- コーポレート・ガバナンス
- コンプライアンス
- リスクマネジメント
- 知的財産

当社は、市況環境変化の激しい半導体産業にあって、成長市場向けの設備投資・技術開発を重点的に展開する当社の事業方針を基本的に支持し、政府系ファンドとして短期的な業績変動に動じず、中長期的な観点で企業価値の向上に資する取り組みを推進していくことが可能なJICキャピタル株式会社を中心に構成されるコンソーシアムをパートナーとして、これまで以上に意思決定が適正かつ速やかになされるべく、必要な施策を講じるとともに、コンプライアンスを最重要視し、企業価値の向上、発展を目指してまいります。

コーポレート・ガバナンス体制

体制の概要

当社は、「監査役会設置会社」であり、取締役会による職務執行の監督ならびに監査役による監査等を基軸とする監査・監督体制としています。当社は、業務執行の公正性を監督する機能を強化するため、社外取締役を複数名選任しています。また、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制を構築することを目的として執行役員制度を導入しています。これらの体制のもと、コーポレート・ガバナンスの強化ならびに企業経営の効率化をはかっています。

当社の役員一覧は、次の当社ウェブサイトからご覧いただけます。

<https://www.shinko.co.jp/corporate/officer/>

■ 取締役会

取締役会は、基本方針、法令・定款で定められた事項ならびに経営に関する重要事項の決定および執行状況を監督する機関として、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて、随時、臨時取締役会を開催しています。

■ 監査役会

監査役会は、監査方針および監査計画に基づく業務および財産の状況の調査に加え、取締役会をはじめとする重要な会議への各監査役の出席や、取締役、執行役員および内部監査部門等からの報告などを通じて、取締役等の職務執行を監査しています。なお、監査役の職務を補助する組織として監査役会室を設置しています。

■ 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役の指名・報酬等に関する事項について審議し、取締役会に答申することを役割としています。指名・報酬委員会の委員は取締役会決議で選定され、社外取締役を主要な構成員としています。

■ 経営会議

経営会議は、経営上の重要案件および課題について検討、審議、報告および進捗管理を行い、経営層による自由闊達な議論を行うことを目的として、おおむね月3回開催しています。

このほか、損益・営業・生産・開発等の状況について、担当執行役員・理事および関係各部門管理職等が参加・構成する会議等を定期的かつ必要に応じて随時開催することなどにより、速やかな状況把握のもと対応等の検討を行い、経営判断に反映させるなど、環境変化の激しい半導体市場に柔軟かつ迅速に対応できる体制を整えています。

内部監査・会計監査体制

当社の内部監査部門である監査室は、「内部監査規程」に基づき、経営活動全般について、管理・運営の制度および業務の遂行状況を合法性・合理性の観点から検討・評価し、それに基づく助言・提案等を通じて、経営効率の向上をはかるべく内部監査を実施しています。内部監査の結果の概要は、定期的また随時、取締役会に報告しています。監査室は、監査役の監査が実効的に行われるよう、内部監査の計画およびその結果について、定期的に、また随時に監査役に報告し、また、監査役から当該報告に対して追加の監査や調査等の指示を受けた場合、優先して対応をはかります。

経営管理部門は、監査室に対し、必要に応じて報告および資料等の提出を行い、これらの監査が適切に実施されるよう協力しています。

また、会計監査人にはEY新日本有限責任監査法人を選任しています。

コンプライアンス

ステークホルダーの方々から信頼され、社会から必要とされる企業であり続けるためには、何より、私たち社員全員が、日々の行動において常に法令を遵守し、誠実で、適正かつ公正な事業活動を行っていくことが重要です。新光電気グループでは、新光電気グループ行動規範に基づき、コンプライアンスの徹底をはかっています。

コンプライアンス推進体制

当社の各部門および国内グループ会社では、部門・会社ごとにコンプライアンス責任者を任命のうえ、各部門・会社におけるコンプライアンスの推進を行っています。

また、海外グループ会社も、各社において推進体制を整備のうえ、コンプライアンス推進に取り組むとともに、当社で推進状況を毎年確認することにより、グループ全体でコンプライアンスの強化をはかっています。

Global Business Standardsの運用

社員として遵守すべきルールを定めた新光電気グループ行動規範を具体化したものとして、Global Business Standards (GBS) を定めています。

GBSは、文化や常識、法制度の異なる世界中の国・地域において統一的に運用できるよう、具体的な項目ごとに、社員一人ひとりがどのように行動すべきかを解説した基準です。贈収賄・腐敗行為防止や競争法遵守等をはじめ、多岐にわたる遵守項目について詳細に説明することにより、日々のビジネス活動における手引きの役割を果たしています。

関連規程類の整備

新光電気グループ行動規範およびGBSに沿い、グループにおけるコンプライアンスの徹底をはかるため、コンプライアンスに関する基本的事項を規定した「コンプライアンス規程」を制定したうえで、特にビジネスに与える影響が大きい独占禁止法・競争法遵守、反贈収賄・反腐敗、反社会的勢力への対応等の分野について、細則やガイドラインを整備し、詳細に規定しています。

また、利益相反行為による損失の発生を回避、軽減、管理することを目的に「利益相反規程」を制定し、必要な対応等を定めています。

なお、規程、細則およびガイドラインについては、国内・海外における法制度の整備・変更やリスクの増大等、外部環境の変化をふまえ、適宜制定、改定しています。

コンプライアンス教育

新光電気グループ行動規範を周知するとともに、社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、継続的な教育を計画的に実施しています。特に、贈収賄・腐敗行為や競争法違反等のビジネス上のリスクが高い分野については、新光電気グループにおける関係者全員を対象に定期的・反復的に教育を実施し、リスクの軽減をはかっています。

2025年度の国内社員向けの教育としては、カルテル・談合防止、反贈収賄、安全保障輸出管理をはじめコンプライアンス全般に関するeラーニング等に加え、前年度に引き続き品質コンプライアンスに関する教育も実施しました。

また、2026年1月1日に施行された「中小受託取引適正化法（取適法）」に関する教育を、関係者を対象として実施し

ました。海外社員向けにも、全拠点において、コンプライアンス全般に関する教育を、eラーニングまたは集合教育の形式で実施しました。

2025年度 コンプライアンス教育実績（新光電気グループ）

	受講者数
国内社員向け教育※1	5,473
海外社員向け教育※2	766

※1 国内グループ会社含む ※2 海外グループ会社

2025年度 取適法に関する教育実績（新光電気グループ（国内））

	受講者数
中小受託取引適正化法(取適法)教育(関係者対象)	2,329

今後も、各種教育を引き続き実施することにより、グループ全体におけるコンプライアンス意識の醸成、およびリスクの軽減に取り組んでまいります。

内部通報制度の整備

新光電気グループのすべての社員が、コンプライアンスに関する通報・相談を行えるよう、「内部通報規程」に基づき内部通報窓口を整備しています。この窓口は、競争法や贈収賄を含む法令違反、新光電気グループ行動規範や社内規程の違反および品質不正等の通報に加え、判断に迷うようなことがあった場合の相談も受け付けています。なお、内部通報窓口では、新光電気グループの国内社員、海外社員、派遣社員や実習生、退職者などから、幅広く通報・相談を受け付けています。

内部通報制度については、コンプライアンス教育、イントラネットやポスター、連絡先を記載したカードの配付等により周知をはかっています。

さらに、「お取引先コンプライアンスライン」を設置のうえ、部材等の調達先であるお取引先からの通報も受け付けています。

なお、これらの窓口では、匿名での通報・相談も受け付けています。

また、通報・相談を理由として通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止するとともに、通報者が特定されることのないよう情報の取り扱いに細心の注意を払っています。通報がなされた場合は適切な調査を実施し、調査の結果、行動規範やGBSに照らして問題が認められた場合には、是正（懲戒処分を含む）を実施するとともに、再発防止策を講じています。

今後も、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見をはかるべく、内部通報制度の周知、利用促進に努め、風通しのよい組織風土の醸成を目指します。

リスクマネジメント

新光電気グループは、企業価値の持続的な向上と社会的責任の遂行を両立するため、事業活動に影響を及ぼすさまざまなリスクを適切に把握し、対応することを経営上の重要課題と位置づけています。

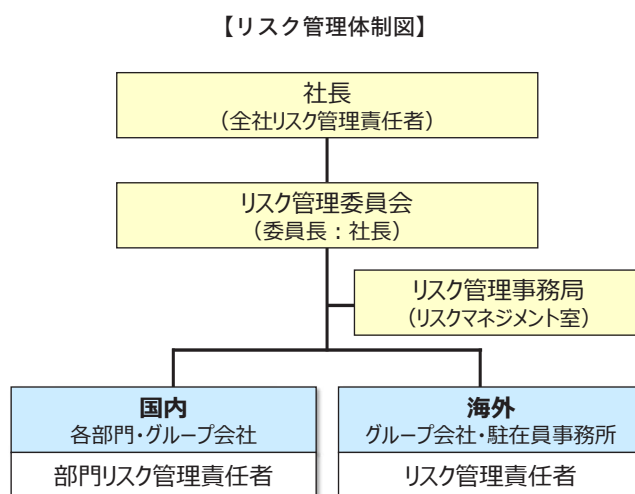
事業環境や社会情勢が大きく変化するなか、リスクの未然防止と発生時の影響最小化の両面からリスクマネジメントを推進し、グループ全体の持続的な成長と事業継続力の向上に取り組んでいます。

リスクマネジメント推進体制

新光電気グループは、グループ全体におけるリスクマネジメント推進のため、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置し、グループ内におけるリスク管理の状況に関する情報の共有化やリスク管理方針・施策の徹底をはかっています。

リスクマネジメント推進にあたり、代表取締役社長が、当社グループ全体のリスク管理における責任と権限を有し、リスク管理を推進する全社リスク管理責任者として、リスク管理委員会の委員長を務める体制を構築しています。さらに、グループ全体の全社横断的なリスク管理強化・推進を目的としてリスクマネジメント室を設置し、全社リスク管理責任者の職務の補佐やリスク管理委員会の事務局等の役割を担っています。

また、各部門および国内・海外グループ会社におけるリスク管理強化のため、部門・グループ会社ごとにリスク管理責任者を選任し、全社リスク管理責任者やリスクマネジメント室と連携をはかりながら、潜在リスクの発生予防と顕在化したリスクへの対応の両側面からリスクマネジメントを推進する体制としています。



リスクマネジメントプロセス

新光電気グループでは、事業活動に影響を及ぼすリスクを適切に把握し、対応するため、グループ全体でリスクの識別・評価・管理を実施しています。

毎年、国内外の各部門およびグループ会社を対象に潜在リスク調査を実施し、発生可能性や影響度の観点からリスクを評価しています。評価結果に基づき、リスクの回避・低減・移転・保有に関する方針を定めるとともに、リスク発生時の対応策を策定・実施しています。

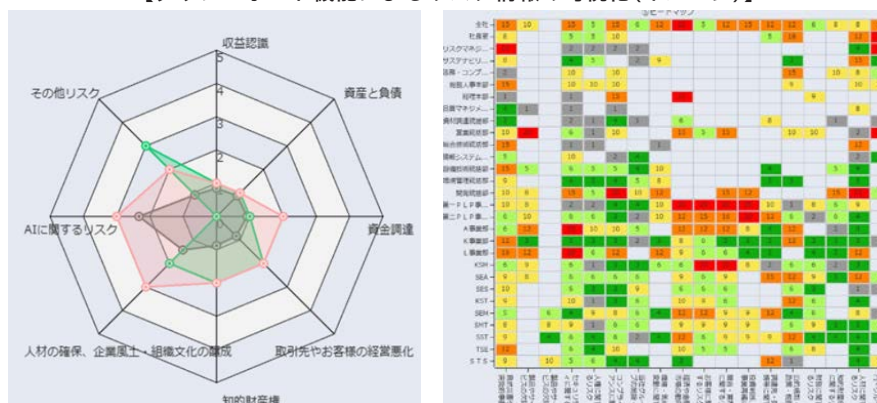
2025年度にはリスクマネジメントの高度化を目的として、各部門および国内グループ会社を対象とした「潜在リスク管理システム」を新たに構築しました。リスク情報をシステム上で一元管理するとともに、リスクマップ等のダッシュボード機能により、リスクの分布状況や対策の進捗状況を可視化しています。

さらに、定常的なモニタリングを可能とすることで、各部門・国内グループ会社における自律的なリスク管理を促進し、重要リスクの早期把握と適切な対応につなげています。

万が一リスクが顕在化した場合には、リスク管理事務局であるリスクマネジメント室が中心となって関係部門と情報を共有化し、連携して適切な対応を行うことで、影響の極小化に努めています。

今後もリスク情報の蓄積・活用を進めるとともに、リスク管理体制の継続的な改善を通じて、グループ全体のリスク管理レベルの向上をはかっていきます。

【ダッシュボード機能によるリスク情報の可視化(イメージ)】



全社防災

新光電気グループでは、自然災害や事故等の発生に備え、社員の安全確保を最優先とし、地域社会への影響低減および事業継続の観点から全社防災体制を整備しています。

防災に関する方針・ルール

当社では、予見できない大規模災害に備えた全社防災体制の基本的な考え方を定めた「全社防災ガイドライン」を策定しており、各工場においては、「全社防災ガイドライン」をもとに地域および事業所の特性を考慮した「事業所防火防災マニュアル」、「災害時対応計画（DRP）」を策定し、効果的に初動対応ができる体制の構築を進めています。また、台風や水害などの進行型災害に備え、大型台風や大規模水害の発生が予想される場合の行動基準・行動概要を定めた「台風・水害タイムライン」を策定し、社員一人ひとりが災害発生前に適切な対策や避難行動をとることで、社員の安全を確保し、被害を最小限にとどめる対策を実施しています。

【台風・水害タイムライン(イメージ)】

事象	フェーズⅠ タイムライン 発動／ 動向注視	フェーズⅡ 災害警戒	フェーズⅢ 稼働判断	フェーズⅣ 帰宅対応 ／工場立下	フェーズⅤ 災害対応
台風 (特別警報級)	台風が事業所地域に接近見込み	48H以内に台風が事業所地域に接近	24H以内に台風が事業所地域に接近	特別警報・避難指示発令	事業所が暴風域内にある場合
	平均風速20m以上の暴風が予想される場合、従業員の出社・帰宅を禁止				
洪水 (河川の氾濫)	事業所地域の水害が予想される場合	河川水位に警戒が必要な場合	河川氾濫の危険性がある場合	特別警報・避難指示発令	「緊急安全確保」発令中
従業員の基本行動	安全を最優先した行動			出社禁止／工場待機（垂直避難）	
各対策本部活動	タイムライン発動 対策メンバー待機		対策本部立上	工場停止対応	帰宅困難者対応

災害・事故対応訓練等の取り組み

当社では、災害発生時の安全確保および被害の最小化に加え、防災体制の実効性向上を目的として、さまざまな災害や事故を想定したシミュレーションや訓練を継続的に実施しています。

地震・台風・水害などの自然災害に加え、爆発・漏洩等の事故を想定し、避難訓練、緊急時対応訓練、自衛消防隊による消火・救助訓練などを定期的の実施しています。交替勤務者を含むすべての社員を対象に、夜間においても実践的な訓練を行い、あらゆる勤務形態に対応した防災体制の強化に努めています。また、全社員を対象とした安否確認システムによる安否報告・確認訓練を毎年実施し、有事における迅速な情報収集・情報共有体制の維持・強化をはかっています。

さらに、各拠点では防火防災マニュアルや災害時対応計画（DRP）に基づく訓練を実施するとともに、防災組織の運用状況や防災設備・備品の整備状況に関する自主点検を継続的にを行っています。訓練結果や点検結果は、防火防災マニュアルや災害時対応計画（DRP）の見直しに反映し、継続的な改善につなげています。

海外の生産拠点においても、それぞれの地域特性や想定されるリスクに応じた防災訓練を毎年実施しています。これらの取り組みを通じて、災害や事故への対応力・復旧力を高め、グループ全体のレジリエンス向上に努めています。

2025年度 主要訓練参加実績（新光電気グループ（国内））

訓練	参加人数
避難訓練	5,300人
緊急時対応訓練	416人



〔防災訓練における避難訓練・消火訓練の様子〕



〔化学物質に起因するガス発生を想定した緊急対応訓練の様子〕

施設・設備における防災・減災対策

自然災害の激甚化・頻発化をふまえ、新光電気グループでは、「全社防災ガイドライン」および事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）に基づき、各拠点における防災・減災対策を推進しています。不測の事態が発生した場合においても、社員の安全確保、事業活動への影響低減および環境リスクの最小化をはかるため、施設・設備面での予防対策と継続的な改善に取り組んでいます。

■水害対策

近年の豪雨や台風による水害リスクの高まりをふまえ、各拠点ではハザードマップ等を活用し、浸水リスクに応じた対策を実施しています。

屋内への浸水を防止するための防水・止水板の設置や可搬式止水板の準備に加え、電力供給や非常時対応を支える重要インフラ設備について浸水対策を進めることで、水害発生時の被害低減と早期復旧につなげています。

■大規模停電への備え

事故や自然災害等による大規模停電に備え、各工場に非常用発電設備を整備しています。

停電時には、照明や排気設備、火災報知設備などの安全確保に必要な設備へ一定時間電力を供給し、社員の安全な避難や二次災害の防止を支援しています。また、サーバーや製造設備に付帯する情報機器等を正常にシャットダウンするための電源を確保することで、データ消失の防止や復電後の円滑な復旧につなげています。



〔止水シャッター（左）、止水扉（右）（千曲工場）〕

事業継続マネジメント(BCM)

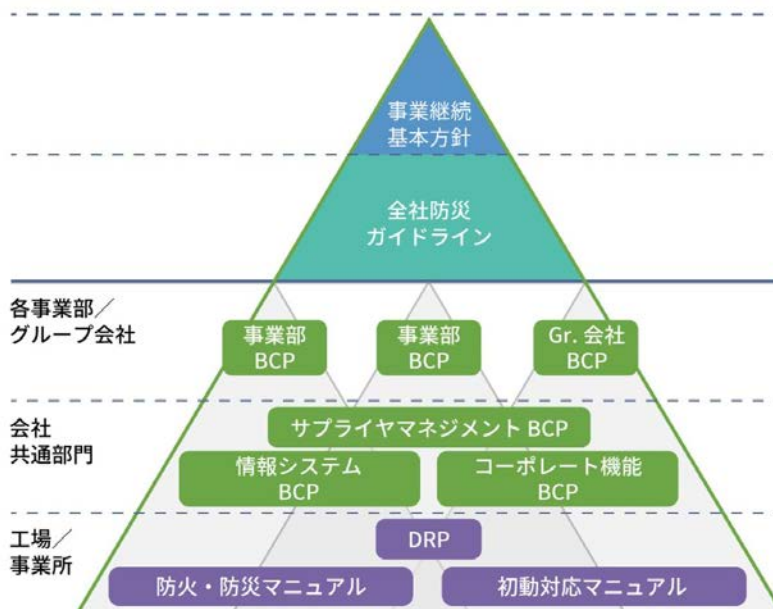
新光電気グループでは、事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の推進を通じて、災害や事故などの不測の事態に対するレジリエンス（対応力・回復力）の向上をはかっています。

災害、事故など不測の事態発生時には、社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とし、公益への貢献に配慮しながら、重要業務の継続に必要な活動を実施することとしています。

新光電気グループにおける事業継続マネジメントの推進にあたっては、全社の基本方針として「新光電気グループ事業継続基本方針」を制定しています。また、「全社防災ガイドライン」に基づき、各部門において「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定し、不測の事態発生時に重要な事業を必要な時間内に再開・継続するための初動対応や事前対策を定めるとともに、教育・訓練を実施しています。

今後も、BCPに基づく対策の実施、教育・訓練、評価・改善およびマネジメントレビューを継続し、事業継続力の向上と現場への定着をはかってまいります。

【事業継続マネジメントの推進体制】



新光電気グループ事業継続基本方針

■基本理念

新光電気グループは、さまざまなリスクに対する対応力・復旧力の向上に継続的に取り組むことにより、自然災害・事故をはじめとする不測の事態発生時においても重要な事業を継続し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、お客様の求める高性能・高品質なプロダクト、サービスの安定的な供給を実現します。

【行動指針(平常時)】

- ・各事業において、不測の事態発生時にも継続すべき重要業務と目標復旧時間を決定し、それを達成するための対策を計画的に実施します。
- ・不測の事態発生時の事業継続および復旧のための手順書を作成し、計画的な訓練を実施します。
- ・事業環境の変化や訓練の結果を定期的に評価し、その結果に基づいた対策計画や復旧手順書の見直し・改善を継続的に実施します。

【行動指針(不測の事態発生時)】

- ・社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とします。
- ・公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な新光電気としての活動を実施します。
- ・ステークホルダーに対する緊急時コミュニケーションを早期に確立し適切な情報発信に努めます。

リスクマネジメント教育・防災意識啓発

当社では、防災および事業継続に関する教育を通じて、社員一人ひとりがリスクを自分事としてとらえ、「自らの命は自らが守る」を基本原則として適切に行動できる組織文化の醸成を目指しています。また、災害発生時の基本原則や行動基準の理解・定着をはかるとともに、多様化・激甚化する災害リスクに対する意識向上と対応力の強化に取り組んでいます。

2025年度は新光電気グループ（国内）において5,382人（派遣社員を含む）が防災と事業継続の取り組みに関するeラーニングを受講しました。

また、2026年度からは、近年の風水害の激甚化を背景に、新たな取り組みとして「台風・水害タイムライン」教育を実施しました。本教育は、台風や豪雨による災害リスクが高まる季節にあわせ、従来の防災教育を補完する取り組みとして企画・実施したものです。風水害の発生が予測される場合の基本行動や「台風・水害タイムライン」の理解・定着を通じて、風水害に対するリスク意識の向上と防災対応力の強化をはかっています。

そのほか、社員の災害対応力および防災意識の向上を目的として、全社員にポケットサイズの「防災カード」を配付し、災害発生時等に備えて携行することを推奨しています。

【防災カード】



情報セキュリティ

近年、情報通信技術の進展により個人情報や機密情報の漏洩リスクが以前にも増して高まっており、情報セキュリティの強化は企業における責務となっています。

新光電気グループにおいては、業務における各種情報の適切な取り扱いを企業活動の基本と位置づけており、新光電気グループ行動規範に基づいた全社方針として、「情報セキュリティ基本方針」を制定するとともに、「個人情報保護ポリシー」および「情報管理規程」をはじめとする関連規定類を整備し、情報セキュリティの維持・向上に取り組んでいます。

情報セキュリティ基本方針

1. 目的

新光電気グループは、事業の遂行において情報が基礎となること、また、情報の取扱いにおけるリスクを深く認識し、次の事項を目的として情報セキュリティに取り組むことにより、MVV(ミッション・ビジョン・バリュー)に掲げる『半導体の未来をつなぐ“イノベティブカンパニー”として、「限りなき発展」を目指す。』とのビジョンを実現し、社会的責任の重要な側面として、新光電気グループ行動規範で定める「機密保持」を実践いたします。

- (1)新光電気グループは、その事業において、お客様および取引先の個人や組織から提供を受けた情報を適切に取り扱い、当該個人および組織の権利および利益を保護します。
- (2)新光電気グループは、その事業において、営業秘密、技術情報その他の価値ある情報を適切に取り扱い、新光電気グループの権利および利益を保護します。
- (3)新光電気グループはその事業において情報を適切に管理し、製品およびサービスを適時にかつ安定的に提供することによりその社会的機能を維持します。

2. 取組の原則

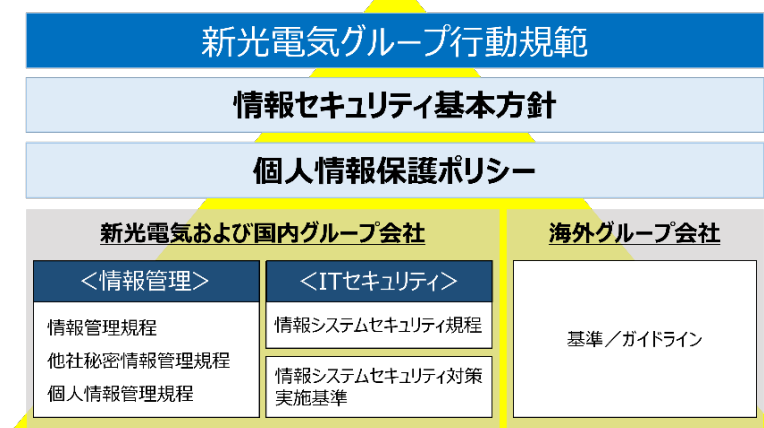
新光電気グループは、次の事項を情報セキュリティへの取組みの原則とします。

- (1)取り扱う情報について、機密性、完全性、可用性の維持を情報セキュリティの目的とし、これを達成するための情報セキュリティ対策を立案します。
- (2)情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、体制と責任を明確にします。
- (3)情報セキュリティ対策を維持するため、計画、実施、評価および改善の各段階のプロセスを整備し、情報セキュリティの水準を維持・向上させます。
- (4)情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、役員および従業員に対し情報セキュリティに関する啓発と教育を行い、その重要性を認識させ、行動させます。
- (5)情報セキュリティ対策を適切に実施するため、情報の取扱いに伴うリスクおよび対策のための投資を勘案します。

3. 新光電気グループの施策

上記目的および取組みの原則に基づく情報セキュリティ対策を確実に実施するため、新光電気グループは、関連規定を整備し、これを実施します。

【情報セキュリティ関連規定体系】



情報の適切な管理

当社では、社内に流通する情報に関する取り扱いのルールとして「情報管理規程」、お客様や他社から入手した情報に関する取り扱いのルールとして「他社秘密情報管理規程」を定め、情報を分類し、適切に管理、運用しています。また、分類された情報を、法的な要求事項、価値、重要性など複数の観点から格付けを行い、格付けに応じたセキュリティ対策を講じて情報を保護しています。

情報保護マネジメントシステムによる情報の保護

当社では、他社秘密情報および当社秘密情報を適切に保護するために、「情報保護マネジメントシステム」を構築・運用しています。本システムでは、情報保護に関する規定類を整備し、各部門における管理体制・管理方法を明確化するとともに、全社員への情報セキュリティ教育等を実施することで、情報の適切な管理を徹底しています。さらに、各部門での自己点検に加え、内部監査を通じて運用状況を確認し、確認結果を運用改善や規定類の見直しにつなげることで、継続的な情報保護の強化に努めています。

【情報保護／個人情報保護マネジメントシステム】



情報セキュリティ教育

情報漏洩を防ぐためには、社員一人ひとりが、情報セキュリティルールを軽視した行為が重大なセキュリティ事故につながるリスクを十分認識し、ルールの徹底、セキュリティに対する意識の向上をはかることが重要だと考えています。社員の意識向上策の一環として、国内および海外の当社グループ全社員を対象に、eラーニングや集合教育等による情報セキュリティ教育を実施しています。

2025年度 情報セキュリティ教育実績（新光電気グループ）

	受講者数
国内社員向け教育※1	5,528
海外社員向け教育※2	779

※1 国内グループ会社含む ※2 海外グループ会社

今後も、教育を引き続き実施することにより、グループ全体における情報セキュリティ意識の向上に取り組んでまいります。

個人情報の保護

当社では、個人の人格尊重の理念のもと、個人情報を適正に取り扱うことが企業としての社会的責務であると深く認識し、「個人情報保護ポリシー」および「個人情報管理規程」を定め、個人情報の保護、尊重に取り組んでいます。業務において利用する個人情報については、「個人情報保護マネジメントシステム」により、適正な管理、運用に努めています。

また、EU一般データ保護規則（GDPR）をはじめ海外における個人情報保護法令へも適切に対応するなど、個人情報保護の強化をはかっています。

当社における情報の分類				
秘密情報	他社秘密情報		内容を問わず他社から当社に開示・提供された秘密情報	個人情報 個人に関する情報のうち、特定の個人を識別できる事項を含むもの
	当社の秘密情報	関係者外秘情報	特定の案件にかかわる関係者以外には知られてはならない情報	
		社外秘情報	関係者外秘情報以外の秘密情報	
公開情報			一般に公開されている情報	

知的財産

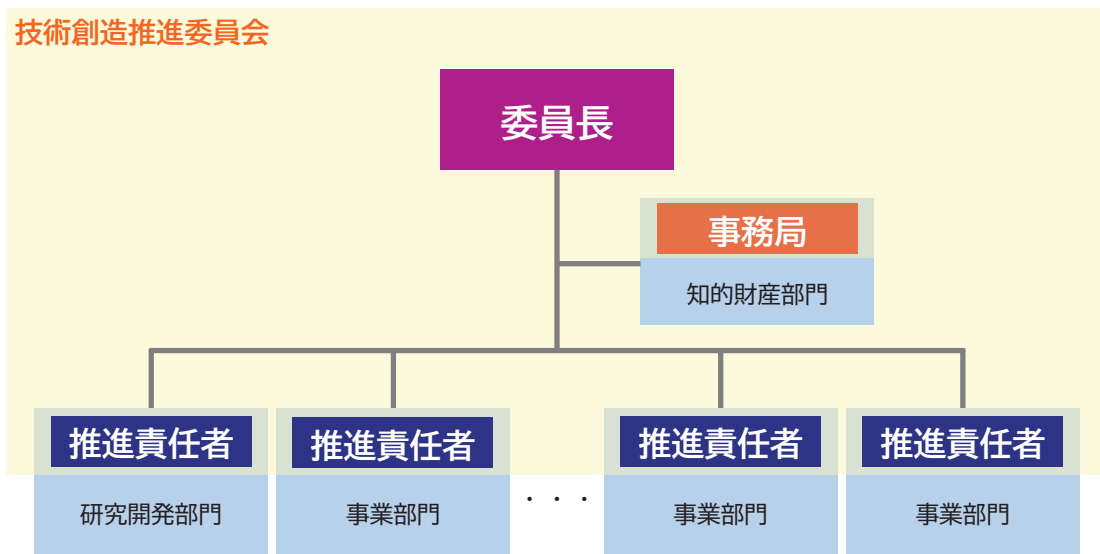
新光電気グループは、社会における我々の存在意義を表したミッションとして「最先端のテクノロジーとものづくりで、人々の暮らしを豊かに彩り、輝かしい未来の創造に貢献する」を掲げ、新たな価値の創造を通じて社会に貢献することを目指しています。また、知的財産の尊重を新光電気グループ行動規範の一つとして定めています。それらに基づき、会社の重要な経営資源である知的財産の取得・保護・活用に取り組んでいます。

技術創造活動

当社では、技術開発力の強化をはかり、新製品を創出して事業の発展に結びつけることを目的とした技術創造に、長年にわたって全社的な活動として取り組んでいます。技術創造推進委員会において年間活動計画を定め、活動グループごとの目標達成に向けて活動しています。

推進体制

社長から任命された委員長および研究開発部門と事業部門の委員からなる技術創造推進委員会を設置しています。委員のもとに、複数の活動グループを組織し、課題と責任を明確にして活動しています。



推進活動

■活動の社内共有

「研究開発成果発表会」や「新製品・新技術内覧会」などを毎年開催し、技術者間の技術交流の活性化、技術情報の共有化による効率的な新技術・製品の開発や発明創出につなげています。また、技術創造活動を通して提出された各種技術資料は社内において適切に管理し公開することで、成果を活用しています。これらの成果をまとめるかたちで、定期的に社内向けの技術誌の作成・発行も行っています。

■知的財産の権利化と秘匿化

研究開発活動の成果として得られる知的財産については、必要に応じて特許出願を検討する会議を設置し、具体的な技術上の討議を行うことで、事業部門や開発部門の戦略に沿った、発明の権利化をはかっています。一方では秘匿すべき技術を公開せずに保護しています。

■ 発明報奨

当社では、職務発明をした者に対して報奨金を支給する社内制度を設けています。報奨金の支給は特許出願時だけでなく、取得した特許権に係る製品の売上げ等に基づき実績報奨等として支給しています。実績報奨等に関しては、発明考案審査会議にて審議のうえ、その結果を発明者に通知するとともに、異議申し立ての期間を設けて審議し、結果の公正性を担保しています。

知的財産教育

当社では、技術者をはじめとする従業員の知的財産に関する理解を深めるため、社内に知的財産教育コンテンツを用意しています。特許権を中心とした多様な内容をいつでも自己学習できる環境を整え、知財リテラシーの定着をはかっています。これらの教育により、技術者の発明創出へのモチベーションを高め、発明を深く読み取る力の育成や、質の高い発明を生み出すきっかけになると考えています。また技術者だけでなく知的財産部門も外部研修等を活用し、実務スキル向上に努めています。

■ 教育コースの例

- ・ 特許制度の概要
- ・ 発明提案書の書き方
- ・ 発明発掘
- ・ 特許検索ツールの操作方法
- 等

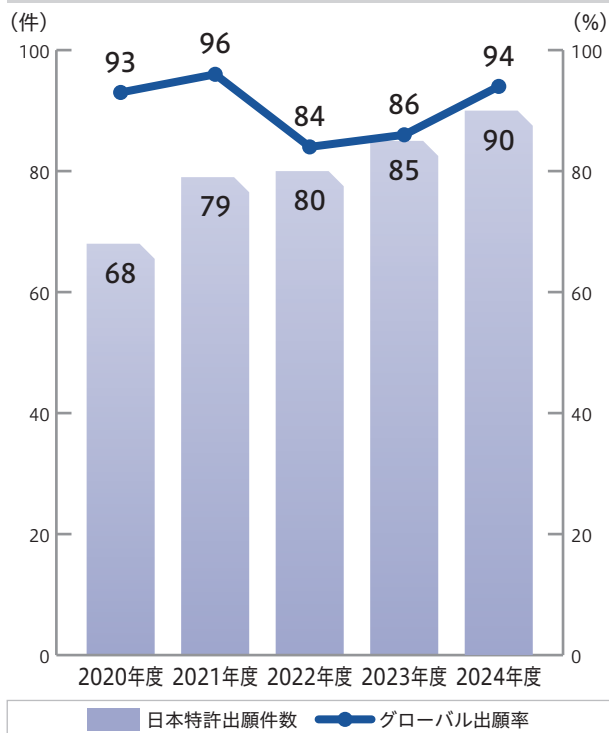
知的財産の源泉である研究開発活動は、新光電気グループの永続的な成長のために不可欠なものと考えています。技術開発力の強化をはかり、新製品を創出して事業の発展に結びつけることを目的とした技術創造を、全社的な活動として今後も取り組んでまいります。

知的財産関連データ

特許出願件数

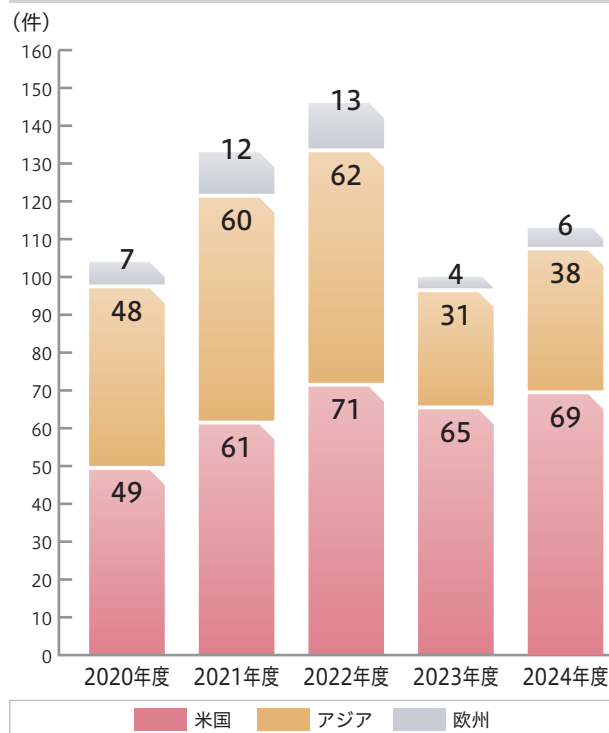
特許にかかわる製品が流通する地域に適切に外国出願をして知的財産保護に努めています。

日本特許出願件数とグローバル出願率※の推移



※グローバル出願率:国内出願のうち海外にも出願した件数の比率

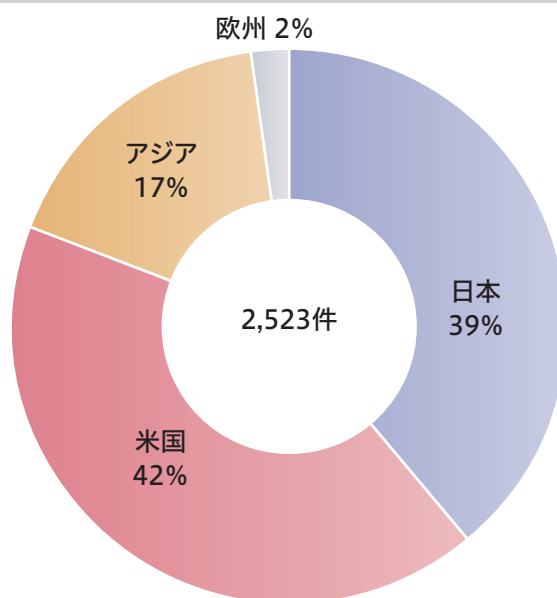
外国特許出願件数の推移 (地域別)



特許保有件数

事業戦略、特許価値の評価、費用対効果など、総合的に判断して適正な特許の権利維持に努めています。

2025年度末 地域別の保有特許の割合



Data

非財務データ

●社員関連データ

●環境データ

社員関連データ

(注) 集計範囲は以下のとおりです。

「単体」：当社（単体）、「連結」：新光電気グループ（連結）、「国内」：新光電気グループ（国内）

■基本情報

	集計範囲	社員区分	2023年度 (2024年3月期)	2024年度 (2025年3月期)	2025年度 (2026年3月期)
雇用形態別社員数(人)	単体	正規	4,808	4,687	4,574
		非正規 ^{※1}	568	608	679
	連結	正規	5,553	5,395	5,256
		非正規 ^{※1}	631	679	766
非正規社員比率(%)	連結	※2	10.2	11.2	12.7
地域別社員数(人)	合計	連結 正規	5,553	5,395	5,256
	日本		4,845	4,717	4,598
	アジア		669	644	623
	米国		39	34	35
新卒採用(人)	合計	単体 正規	205	144	128
	男性		164	118	109
	女性		41	26	19
キャリア採用(人)	合計	単体 正規	38	6	75
	男性		33	6	64
	女性		5	0	11
離職者数(人)	合計	単体 正規	130	130	137
	自己都合		97	96	104
	定年		27	29	23
	その他		6	5	10
自己都合離職率(%)	単体	正規	2.0	2.0	2.3
新卒者の3年後定着率 ^{※3} (%)	合計	単体 正規	93.8	89.1	90.8
	男性		94.4	91.1	89.8
	女性		91.7	80.0	95.1

※1 嘱託社員、契約社員、パートタイマー等を含み、派遣社員は含まない

※2 非正規社員数／（正規社員数＋非正規社員数）

※3 該当年度4月1日時点における、3年前の新卒入社者の定着率

■ダイバーシティ

	集計範囲	社員区分	2023年度 (2024年3月期)	2024年度 (2025年3月期)	2025年度 (2026年3月期)
社員数(人)	合計	単体 正規	4,808	4,687	4,574
平均年齢(歳)	単体	正規	42.0	41.8	41.4
平均勤続年数(年)	全平均	単体 正規	18.4	18.2	17.7
	男性		17.6	17.4	16.9
	女性		21.6	21.7	21.2
男女別社員数(人)	男性	単体 正規	3,835	3,734	3,658
	女性		973	953	916
女性社員比率(%)	単体	正規	20.2	20.3	20.0
女性管理職比率(%)	単体	正規	6.0	6.9	7.7
外国人社員数(人) ^{※4}	単体	正規・ 非正規	46	40	38
障がい者雇用率(%) ^{※5}	国内		2.56	2.55	2.92

※4 グループ会社への出向者を含む

※5 各年度終了後の6月に集計

■活力ある企業風土づくり

	集計範囲	社員区分	2023年度 (2024年3月期)	2024年度 (2025年3月期)	2025年度 (2026年3月期)
有給休暇平均取得日数(日)	単体	正規	14.1	15.4	15.7
育児休職 利用者数(人)	合計	単体	正規	44	82
	男性			36	61
	女性			8	21
男性社員の育児休職 取得率(%)	単体	正規	29	55	85
男性社員の育児休職平均取得日数(日)	単体	正規	26	34	32
男性社員の育児休職および育児目的休暇 利用者数(人) ^{※6}	単体	正規	172	131	168
男性社員の育児休職および育児目的休暇 利用率(%) ^{※7}	単体	正規	142	120	126
育児休職後の復職率(%)	単体	正規	100	100	97.8
育児休職後の定着率(%) ^{※8}	単体	正規	97	98	98.6
介護休職 利用者数(人)	合計	単体	正規	2	5
	男性			1	4
	女性			1	1
介護休職後の復職率(%)	単体	正規	75	100	50
介護休職後の定着率(%) ^{※8}	単体	正規	100	100	75
組合員比率(%) ^{※9}	単体	正規	91.7	91.8	91.6

※6 同一の子について「育児休職」と「育児目的休暇」の両方を利用した場合は、1人としてカウント

※7 育児休職および育児目的休暇の取得割合を算出。なお、該当事業年度以前に子が生まれた男性社員で該当事業年度中に休職または育児目的休暇を取得した人も含むため、取得割合は100%を超過する場合がある

※8 育児休職後／介護休職後の定着率：復職後12か月の時点で在籍している社員の比率

※9 正規社員（管理職を含む）のうち、一般社員の比率

■労働安全衛生

	集計範囲	社員区分	2023年度 (2024年3月期)	2024年度 (2025年3月期)	2025年度 (2026年3月期)
死亡・後遺障害およびこれに準ずる重大災害の 発生(件)	単体	正規・非正規	0	0	0
度数率【災害発生率】(%)	単体	正規・非正規	0.42	0.53	0.42
特定保健指導実施率(%)	単体	※10	82.8	75.0	75.2

※10 対象は富士通健康保険組合加入者

■コンプライアンス

	2023年度 (2024年3月期)	2024年度 (2025年3月期)	2025年度 (2026年3月期)
内部通報(件)	20	14	27

環境データ

環境データ算出における信頼性向上のため、2025年度実績に対し第三者保証を受けています。[★：第三者保証対象指標]
*第三者保証(PDFリンク)

環境負荷データ

INPUT

		2023年度	2024年度	2025年度
エネルギー消費量	GJ	2,107,997	2,229,707	★ 2,326,962
原単位	GJ/億円	1,004	1,037	※1 —
電力 総使用量	MWh	345,968	365,784	★ 386,229
再生可能エネルギー由来の電力	MWh	149,961	175,207	★ 205,014
購入電力	MWh	149,499	174,515	204,293
自社による発電	MWh	461	692	721
非再生可能エネルギー由来の電力	MWh	196,008	190,576	181,215
再生可能エネルギー使用率	%	43	48	53
蒸気	t	6,400	5,947	6,543
重油・軽油・ガソリン	千L	895	822	810
天然ガス・都市ガス	千m ³	20,264	21,632	22,198
LPG・LNG	t	158	157	158
物質	t	15,217	14,100	13,859
原材料	t	13,043	※2 11,624	※2 10,926
化学物質	t	2,174	2,475	2,933
水資源 ※3				
総取水量	千m ³	4,368	5,097	5,377
水源別 上水道	千m ³	941	1,043	1,269
地下水	千m ³	3,428	4,054	4,109
リサイクル水量	千m ³	2,806	2,556	2,895
リサイクル率	%	39	33	35

集計範囲

新光電気グループ(国内+海外生産拠点)

端数処理により合計が合わない項目があります

- ※1 資本構成の変更に伴い、原単位算定に用いる財務数値が当社事業実態との比較に適さないため、2025年度の原単位は開示対象外
 ※2 算定精度向上のため、部材調達品の重量換算係数を適宜見直し。なお、データ入手の制約により、過去年度データの再計算は実施していない
 ※3 集計範囲は国内外全製造拠点および栗田総合センターとし、これ以外の国内非製造拠点は対象外

■OUTPUT

				2023年度	2024年度	2025年度
大 気						
Scope1		t -CO ₂		45,737	48,411	★ 50,542
原単位		t -CO ₂ /億円		22	23	※4 —
エネルギー起源		t -CO ₂		43,792	46,394	47,515
非エネルギー起源		t -CO ₂		1,945	2,017	3,027
二酸化炭素(CO ₂)		t -CO ₂		32	21	19
メタン(CH ₄) ※5		t -CO ₂		6	7	8
四フッ化炭素(CF ₄)		t -CO ₂		1,110	1,251	1,755
六フッ化硫黄(SF ₆)		t -CO ₂		579	621	605
三フッ化窒素(NF ₃)		t -CO ₂		0	0	0
一酸化二窒素(N ₂ O) ※5		t -CO ₂		38	42	43
フロン類(HFC)		t -CO ₂	※6 174	※6 69		590
アセチレン(C ₂ H ₂)		t -CO ₂		5	6	6
潤滑油・グリース		t -CO ₂		0	0	0
Scope2	ロケーション基準	t -CO ₂		154,882	157,682	★ 167,708
	マーケット基準	t -CO ₂		94,077	83,035	★ 80,063
原単位(マーケット基準)		t -CO ₂ /億円		45	39	※4 —
電気	ロケーション基準	t -CO ₂		153,883	156,724	166,770
	マーケット基準	t -CO ₂		93,079	82,076	79,125
蒸気		t -CO ₂		999	958	938
NOx		t		20	20	25
SOx		t		0	0	0
化学物質						
PRTR		kg		8,442	7,563	8,657
排出先別	大気	kg		3,898	1,784	3,475
	公共用水域	kg		4,544	5,779	5,182
VOC		t		119	139	140
水 域						
総排水量		千m ³		3,523	4,016	4,248
排水先別	河川	千m ³		2,549	2,880	2,926
	下水道	千m ³		973	1,135	1,322
水消費量		千m ³		845	1,081	1,123
BOD		t		135	210	300
廃棄物+有価物		t	※6 21,275	※6 23,294	★	26,838
廃棄物		t		4,880	5,453	6,491
有害	有効利用物	サーマル	t	85	90	99
		マテリアル	t	989	1,115	1,725
	非有効利用物		t	—	—	48
非有害	有効利用物	サーマル	t	158	189	223
		マテリアル	t	3,630	4,041	4,227
	非有効利用物		t	18	17	168
埋立て(廃棄物の内数)		t		3	5	★ 184
有価物		t		16,395	17,842	20,347
有効利用率		%		99.9	99.9	99.2

集計範囲

新光電気グループ(国内+海外生産拠点)

端数処理により合計が合わない項目があります

※4 資本構成の変更に伴い、原単位算定に用いる財務数値が当社事業実態との比較に適さないため、2025年度の原単位は開示対象外

※5 工場廃水の処理やし尿処理に起因するメタン及び一酸化二窒素の排出は算定対象外

※6 国内のみ

サプライチェーン排出量 (GHGプロトコルスタンダードに基づく温室効果ガス排出量)

★：第三者保証対象指標

排出項目			排出量(t -CO ₂)			
			2023年度	2024年度	2025年度	
上流	Scope3	1 購入した製品・サービス	163,604	※7 ※8 203,687	★ ※7 194,134	
		2 資本財	184,913	※8 83,972	8,821	
		3 Scope1, 2に含まれない燃料 および エネルギー関連活動	31,969	※8 34,764	35,762	
		4 輸送・配送	11,529	※8 9,107	10,393	
		5 事業から出る廃棄物	660	※8 666	775	
自社	Scope1	直接排出	45,737	48,411	★ 50,542	
	Scope2	エネルギー起源の間接排出	ロケーション基準	154,882	157,682	★ 167,708
			マーケット基準	94,077	83,035	★ 80,063
	Scope3	6 出張	309	※8 366	410	
		7 雇用者の通勤	8,460	※8 7,292	7,092	
		8 リース資産	対象外	対象外	対象外	
下流	Scope3	9 輸送・配送 ※9	未算定	30,043	16,991	
		10 販売した製品の加工 ※9	未算定	244,702	199,640	
		11 販売した製品の使用	対象外	対象外	対象外	
		12 販売した製品の廃棄 ※9	未算定	2,439	1,361	
		13 リース資産	対象外	対象外	対象外	
		14 フランチャイズ	対象外	対象外	対象外	
		15 投資 ※9	未算定	128	128	
		Scope1 + Scope2 ※10		139,814	131,446	130,605
Scope3		401,444	617,169	475,510		

集計範囲：新光電気グループ(国内+海外生産拠点)

端数処理により合計が合わない項目があります

※7 算定精度向上のため、部材調達品の重量換算係数を適宜見直し。なお、データ入手の制約により、過去年度データの再計算は実施していない

※8 SBT基準に基づく算定方法の見直しにより、2024年度数値を遡及して修正

※9 2024年度分を含めて算定し、2025年度版より開示

※10 Scope2はマーケット基準により算定した値を集計

環境データ 算定基準

■環境負荷データ

INPUT

指標	単位	算出方法
エネルギー エネルギー消費量	GJ	Σ[電力の年間使用量+(燃料油、ガスの年間使用量)×エネルギー毎の熱量換算係数] 換算係数：環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(Ver6.1) (令和8年3月) Σ[蒸気の年間使用量×蒸気の比エンタルピー(全熱量)]比エンタルピー：1999日本機械学会蒸気表
エネルギー原単位	GJ/億円	エネルギー消費量/売上高
再生可能エネルギー由来の電力 購入電力	MWh	再生可能エネルギー由来の電力購入量(再エネ電力証書の購入を含む)
自社による発電	MWh	自社により発電し、消費した再生可能エネルギー量
非再生可能エネルギー由来の電力	MWh	化石燃料など枯渇性エネルギー由来の電力購入量
再生可能エネルギー使用率	%	再生可能エネルギー由来の電力/電力総使用量
化学物質	t	PRTR制度(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)対象物質と、電機・電子4団体の環境自主行動計画にて定めたVOC(揮発性有機化合物)20物質のうち、対象1物質あたりの年間取扱量1,000 kg以上の物質の取扱量合計(但し、特定第1種指定化学物質については年間取扱量500 kg以上) (集計範囲：新光電気グループ(国内))
水資源 総取水量	千m ³	上水道、地下水の取水量 (ただし消雪用の地下水は含まない)
リサイクル水量	千m ³	工場で使用した水を回収・処理し、再度工場で利用した水の量
リサイクル水使用率	%	リサイクル水量/(総取水量+リサイクル水量)

OUTPUT

指標	単位	算出方法
Scope1 原単位	t-CO ₂ /億円	Scope1/売上高
エネルギー起源	t-CO ₂	重油・ガソリン・軽油・天然ガス・都市ガス・LPG・LNGの使用によるCO ₂ 排出量 Σ[(燃料油、ガスの年間使用量)×エネルギー毎のCO ₂ 換算係数] 換算係数：環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(Ver6.1) (令和8年3月)
非エネルギー起源	t-CO ₂	非エネルギー起源CO ₂ ・メタン(CH ₄)・四フッ化炭素(CF ₄)・六フッ化硫黄(SF ₆)・三フッ化窒素(NF ₃)・一酸化二窒素(N ₂ O)・フロン類(HFC)・アセチレン・潤滑油・グリースの使用によるCO ₂ 排出量 Σ(各ガスの年間排出量×ガス毎の地球温暖化係数) 地球温暖化係数：環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(Ver6.1) (令和8年3月)
Scope2 原単位	t-CO ₂ /億円	Scope2(マーケット基準)/売上高
電気	t-CO ₂	電気の購入によるCO ₂ 排出量 電力購入量×CO ₂ 換算係数 ロケーション基準 換算係数： 国内 「電気事業低炭素社会協議会」調整後排出係数より 2025年度：0.422t-CO ₂ /MWh(2026年3月12日公表値) 2024年度：0.422t-CO ₂ /MWh 2023年度：0.437t-CO ₂ /MWh KSM 「温室効果ガス総合情報センター(GIR)」2024년 승인 국가 온실가스 배출 계수より 2025年度：0.4541 t-CO ₂ /MWh 2024年度：IEA国別値(0.4307 t-CO ₂ /MWh) 2023年度：IEA国別値(0.4558 t-CO ₂ /MWh) SEM 「Malaysia Energy Information Hub(MEIH)」Grid Emission Factor(GEF) in Malaysia 2022-2024より 2025年度：0.7600 t-CO ₂ /MWh 2024年度：IEA国別値(0.6286 t-CO ₂ /MWh) 2023年度：IEA国別値(0.6179 t-CO ₂ /MWh) マーケット基準 換算係数： 国内 電力会社ごとの排出係数(調整後排出係数)を使用 *環境省 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 「電気事業者別排出係数」より 海外 ロケーション基準と同様
蒸気	t-CO ₂	供給された蒸気の製造にかかるCO ₂ 排出量 Σ[供給された蒸気の製造に使用した都市ガスの年間使用量×CO ₂ 換算係数] 換算係数：環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(Ver6.1) (令和8年3月)
NOx	t	工場のボイラーなどから排出された窒素酸化物量 NOx濃度(ppm)×10 ⁻⁶ ×乾きガス排出ガス量(m ³ N/hr)運転時間(hr/年)×46/22.4×10 ⁻³
SOx	t	工場のボイラーなどから排出された硫黄酸化物量 SOx濃度(ppm)×10 ⁻⁶ ×乾きガス排出ガス量(m ³ N/hr)運転時間(hr/年)×64/22.4×10 ⁻³

指標		単位	算出方法
化学物質	PRTR	kg	PRTR制度(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)対象物質のうち、対象1物質あたりの年間取扱量1,000kg以上の物質(但し、特定第1種指定化学物質については年間取扱量500kg以上) (集計範囲：新光電気グループ(国内))
	VOC	t	電機・電子4団体の環境自主行動計画にて定めたVOC(揮発性有機化合物) 20物質のうち、対象1物質あたりの年間取扱量1,000kg以上の物質の排出量合計 (集計範囲：新光電気グループ(国内))
水域	総排水量	千m ³	公共用水域および下水道への年間排水量(消雪用の地下水は含めない)
	BOD	t	水質汚濁の程度をはかる指標で、水中の有機物が微生物によって分解される際に必要な酸素量 $BOD濃度(mg/l) \times 排水量(m^3/年) \times 10^{-6}$
	水消費量	千m ³	総取水量－総排水量 (GRIサステナビリティ・レポート・スタンダード開示事項303-5による)
廃棄物+有価物		t	廃棄物および有価物の総排出量
廃棄物	有害 有効利用物 サーマル	t	日本の法規制での特別管理廃棄物のうち、サーマルリサイクル ^{※11} した量
	マテリアル	t	日本の法規制での特別管理廃棄物のうち、マテリアルリサイクル ^{※12} した量
	非有効利用	t	日本の法規制での特別管理廃棄物のうち、単純焼却もしくは直接埋立てした量
	非有害有効利用物 サーマル	t	有害廃棄物でない廃棄物のうち、サーマルリサイクル ^{※11} した量
	マテリアル	t	有害廃棄物でない廃棄物のうち、マテリアルリサイクル ^{※12} した量
	非有効利用	t	有害廃棄物でない廃棄物のうち、単純焼却もしくは埋立てした量
	埋立て(廃棄物の内数)	t	直接埋立ておよび中間処理後に埋め立てされる残渣物量の合計
	有価物	t	事業活動から生じた不要物のうち、有償で売却した量
	有効利用率	%	(廃棄物の内の有効利用物+有価物)/(有価物+廃棄物)

※11 サーマルリサイクル 焼却の際に生じる熱エネルギーを再利用すること

※12 マテリアルリサイクル 材料・原料として再利用すること

■サプライチェーン排出量（GHGプロトコルスタンダードに基づく温室効果ガス排出量）

カテゴリ		算出方法
上流	1 購入した製品・サービス	年度内の部材調達量(重量ベース)・生産委託金額×調達量・金額当たりの排出原単位 それぞれ 上位90%に相当する重量もしくは金額を対象に含む。10%分は推計し100%として算出。 排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.6 ・IDEAv2.3(サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)
	2 資本財	当該年度の資本財に関する設備投資額×排出原単位 排出原単位：サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.6
	3 Scope1, 2に含まれない燃料およびエネルギー関連活動	購入した燃料やガスおよび外部から調達した電力の年間購入量×排出原単位 排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.6 ・IDEAv2.3(サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)
	4 輸送・配送	①+② ①年度内に購入した製品・サービスの自社への輸送 輸送距離と車両の燃費から算出したエネルギー使用量×排出原単位 年度内の調達額上位90%に相当するサプライヤーを対象に含む。10%分は推計し100%として算出。 ②新光電気グループを荷主とする輸送 ・輸送距離と車両の燃費から算出したエネルギー使用量×排出原単位 ・輸送距離と貨物重量から算出したエネルギー使用量×排出原単位 排出原単位：サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.6
	5 事業から出る廃棄物	事業所が排出した廃棄物の種類・処理方法別の年間処理・リサイクル量×年間処理・リサイクル量当たりの排出原単位 排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.6 ・IDEAv2.3(サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)
自社	6 出張	・移動手段別の交通費支給額×排出原単位 ・輸送人・キロ×排出原単位(自家用車による出張) 排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.6 ・IDEAv2.3(サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)
	7 雇用者の通勤	Σ(輸送人・キロ×排出原単位) 排出原単位：IDEAv2.3(サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)
	9 輸送・配送	下流の輸送・配送に係る活動量データの直接把握が困難なため、組織ベースの排出量データを用いた配分により推計。
	10 販売した製品の加工	中間製品の加工に係る活動量データの直接把握が困難なため、組織ベースの排出量データを用いた配分により推計。
	12 販売した製品の廃棄	販売した製品の廃棄に係る活動量データの直接把握が困難なため、組織ベースの排出量データを用いた配分により推計。
	15 投資	・投資先のGHG排出量(Scope1・2)×株式保有比率 ・出資残高×セクター別資本回転率×排出原単位 排出原単位：サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.6 出所：政府統計の総合窓口(e-Stat)

第三者保証

開示情報の信頼性確保を目的として、2025年度環境データの一部指標に対してLRQAリミテッドによる第三者保証を受けています。



LRQA独立保証声明書

新光電気工業株式会社の 2025 年度環境データに関する保証

この保証声明書は、契約に基づいて新光電気工業株式会社に対して作成されたものである。

保証業務の条件

LRQA リミテッド（以下、LRQA という）は、新光電気工業株式会社（以下、会社という）からの委嘱に基づき、2025 年度（2025 年 4 月 1 日 - 2026 年 3 月 31 日）の会社の環境データ（以下、報告書という）に対して、検証人の専門的判断による重要性水準において、ISAE 3000（改訂版）及び温室効果ガス（GHG）排出量については ISO14064-3:2019 を用いて、限定的レベルの独立保証業務を実施した。

LRQA の保証業務は、会社とその国内全拠点、及び国外全製造拠点における運営及び活動 に対して、以下の要求事項を対象とする。

- 会社の定める報告手順への適合性の検証
- 選択された以下の指標に関するデータの正確性及び信頼性の評価
 - スコープ 1 GHG 排出量 (t-CO₂e)^{1, 2, 3}
 - スコープ 2 GHG 排出量 [マーケット基準、ロケーション基準] (t-CO₂e)
 - スコープ 3 GHG 排出量 (カテゴリー1)(t-CO₂e)
 - エネルギー消費量 (GJ)
 - 電力総使用量 (MWh)
 - 再生可能エネルギー由来の電力使用量 (MWh)
 - 廃棄物及び有価物排出量 (t)
 - 廃棄物埋立て処分量 (t)

LRQA の保証業務は会社のサプライヤー、業務委託先、及び報告書で言及された第三者に関するデータ及び情報を除くものとする。

LRQA の責任は、会社に対してのみ負うものとする。本声明書の脚注で説明されている通り、LRQA は会社以外へのいかなる義務または責任を放棄する。会社は報告書内の全てのデータ及び情報の収集、集計、分析、公表、及び報告書の基となるシステムの効果的な内部統制の維持に対して責任を有するものとする。報告書は会社によって承認されており、その責任は会社にある。

LRQA の意見

LRQA の保証手続の結果、会社が全ての重要な点において、

- 自らの定める基準に従って報告書を作成していない
- 下表 1 及び 2 に要約される正確で信用できる環境データを開示していない

ことを示す事実は認められなかった。この保証声明書で表明された検証意見は、限定的保証水準⁴、及び検証人の専門的判断に基づいて決定された。

保証手続

LRQA の保証業務は、ISAE3000（改訂版）と GHG については ISO14064-3:2019 に従って実施された。保証業務の証拠収集プロセスの一環として、以下の事項が実施された。

¹ GHG の定量化には固有の不確かさが前提となる。

² フロン漏洩量の集計範囲は国内外全製造拠点とする。

³ 工場廃水の処理やし尿処理に起因するメタン及び一酸化二窒素の排出は算定に含まれていない。

⁴ 限定的保証業務の証拠収集は、合理的保証業務に比べて少ない範囲で行われ、各拠点を訪問して元データを確認するより集計されたデータに重点を置いている。従って、限定的保証業務で得られる保証水準は合理的保証業務が行われた場合に得られる保証に比べて実質的に低くなる。



- 報告書内に重大な誤り、記載の脱漏及び誤記載が無いことを確認するための、会社のデータマネジメントシステムを審査した。LRQA は、内部検証を含め、データの取扱い手順書、指示、及びシステムの有効性をレビューすることにより、これを行った。
- データの収集と報告書の作成に関わる主たる関係者へのインタビューを行った。
- サンプルング手法を用いて、集計されたデータの再計算と元データとの突合を行った。
- 2025 年度の環境データに関する記録および情報の検証を行った。
- 若穂工場及び高丘工場を訪問して、データの収集及び記録管理の実施状況の確認を行った。
- データマネジメントシステムの運用状況を評価する為、新光電気工業株式会社 本社において検証を行った。

レポートには、オフセットに関連する会社の排出量 82,651 t-CO₂e の排出からの控除分が含まれている。LRQA はこれらのオフセットクレジットが取得され、報告書に含めることが妥当であることを確認した。LRQA はこれらのオフセットの提供者に関していかなる手続きも行っておらず、またそれらが CO₂e 排出量の削減をもたらすかどうかに関して意見も表明していない。

観察事項

- 会社のデータマネジメントシステムを継続して維持し、環境データの効率的かつ正確な集計及び算定を確実にすることを期待する。

基準、適格性及び独立性

LRQAはISO14065 “温室効果ガス—認定又は他の承認形式で使用するための温室効果ガスに関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項”、ISO17021-1 “適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第1部：要求事項”に適合する包括的なマネジメントシステムを導入し、維持している。これらは国際会計士倫理基準審議会による国際品質管理基準1と職業会計士の倫理規定における要求も満たすものである。

LRQAは、その資格、トレーニング及び経験に基づき、適切な資格を有する個人を選任することを保証する。全ての検証及び認証結果は上級管理者によって内部でレビューされ、適用された手続が正確であり、透明であることを保証する。

LRQAが会社に対して実施した業務はこの検証のみであり、そのため我々の独立性あるいは中立性を損なうことはない。

署名

2026 年 9 月 24 日

田上幸治

清水佐衣子

田上 幸治
LRQA 主任検証人
LRQA リミテッド

清水佐衣子
LRQA テクニカルレビューア

神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-1 クイーンズタワーA 10F

LRQA reference: YKA00001471

LRQA, its affiliates and subsidiaries, and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as 'LRQA'. LRQA assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant LRQA entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

The English version of this Assurance Statement is the only valid version. LRQA assumes no responsibility for versions translated into other languages.

This Assurance Statement is only valid when published with the report to which it refers. It may only be reproduced in its entirety.

Copyright © LRQA, 2026.



表 1. 新光電気工業株式会社の 2025 年度の GHG 排出量の要約

GHG 排出量のスコープ	t-CO ₂ e
スコープ 1 GHG 排出量	50,542
スコープ 2 GHG 排出量 (マーケット基準)	80,063
スコープ 2 GHG 排出量 (ロケーション基準)	167,708
スコープ 3 GHG 排出量 (カテゴリー1)	194,134

表 2. 新光電気工業株式会社の 2025 年度の主な環境データの要約

環境データ	数値	
エネルギー消費量	2,326,962	GJ
電力総使用量	386,229	MWh
上記のうち、再生可能エネルギー由来の電力使用量	205,014	MWh
廃棄物及び有価物排出量	26,838	t
上記のうち、埋め立て処分量	184	t

GRI スタANDARD対照表

GRI 2: 一般開示事項 2021		掲載頁	掲載項目
1. 組織と報告実務			
2-1	組織の詳細	5-7	新光電気グループ概要
2-2	組織のサステナビリティ報告の対象となる事業体	2	編集方針
2-3	報告期間、報告頻度、連絡先	2	編集方針・お問い合わせ先
2-4	情報の修正・訂正記述	108-112	環境データ
2-5	外部保証	113-115	第三者保証
2. 活動と労働者			
2-6	活動、バリューチェーン、その他の取引関係	5-7 82-86	新光電気グループ概要 サプライチェーンによる社会的責任の推進
2-7	従業員	106-107	社員関連データ
2-8	従業員以外の労働者	-	-
3. ガバナンス			
2-9	ガバナンス構造と構成	88-89	コーポレート・ガバナンス
2-10	最高ガバナンス機関における指名と選出	88-89	コーポレート・ガバナンス
2-11	最高ガバナンス機関の議長	-	-
2-12	インパクトのマネジメントの監督における最高ガバナンス機関の役割	14 26-32 92-93	サステナビリティ活動推進体制 環境マネジメント リスクマネジメント推進体制・リスクマネジメントプロセス
2-13	インパクトのマネジメントに関する責任の移譲	14 26-32 92	サステナビリティ活動推進体制 環境マネジメント リスクマネジメント推進体制
2-14	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	14	サステナビリティ活動推進体制
2-15	利益相反	-	-
2-16	重大な懸念事項の伝達	88-89 92-93	コーポレート・ガバナンス体制 リスクマネジメント推進体制・リスクマネジメントプロセス
2-17	最高ガバナンス機関の集会的知見	14-15	サステナビリティマネジメント
2-18	最高ガバナンス機関のパフォーマンス評価	-	-
2-19	報酬方針	-	-
2-20	報酬の決定プロセス	88-89	コーポレート・ガバナンス体制
2-21	年間報酬総額の比率	-	-
4. 戦略、方針、実務慣行			
2-22	持続可能な発展に向けた戦略に関する声明	3-4	トップメッセージ
2-23	方針声明	23-24 61-62	RBA行動規範への取り組み 人権の尊重
2-24	方針声明の実践	61-62 82-86	人権の尊重 サプライチェーンによる社会的責任の推進
2-25	マイナスのインパクトの是正プロセス	32 62 66-67 91	環境関連法規制への対応 人権相談への対応 安全衛生・防火防災推進体制 内部通報制度の整備
2-26	助言を求める制度および懸念を提起する制度	62 86 91	人権相談への対応 調達活動におけるコンプライアンスの徹底 内部通報制度の整備
2-27	法規制遵守	32 67 84	環境関連法規制への対応 労働災害の発生状況 サプライチェーンにおける人権問題
2-28	会員資格を持つ団体	-	※該当なし
5. ステークホルダー・エンゲージメント			
2-29	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ	24 74 75-76 81 82-83	ステークホルダーとのコミュニケーション 労使関係 地域に根差した貢献 お客様への対応 企業の社会的責任に配慮した調達活動
2-30	労働協約	74	労使関係

GRI 3: マテリアルな項目 2021		掲載頁	掲載項目
3-1	マテリアルな項目の決定プロセス	15	重要課題
3-2	マテリアルな項目のリスト	15	重要課題
3-3	マテリアルな項目のマネジメント	14 16-20 23-24 26-32 33-41 61-62 63-65 66-68 69-70 82-86	サステナビリティ活動推進体制 重要課題活動目標 RBA行動規範への取り組み 環境マネジメント 気候変動 人権の尊重 ダイバーシティの尊重 労働安全衛生 人材の育成と活用 サプライチェーンによる社会的責任の推進

		掲載頁	掲載項目
GRI 101: 生物多様性 2024			
101-1	生物多様性の損失を止め、反転させるための方針	51-54	生物多様性の保全
101-2	生物多様性へのインパクトの管理	51-54	生物多様性の保全
101-3	アクセスと利益配分	-	※該当なし
101-4	生物多様性へのインパクトの特定	51-54	生物多様性の保全
101-5	生物多様性へのインパクトを伴う場所	51-54	生物多様性の保全
101-6	生物多様性の損失の直接的な要因	51-54	生物多様性の保全
101-7	生物多様性の状態の変化	51-54	生物多様性の保全
101-8	生態系サービス	51-54	生物多様性の保全
GRI 201: 経済パフォーマンス 2016			
201-1	創出、分配した直接的経済価値	-	-
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	33-41 92	気候変動 リスクマネジメント推進体制
201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	-	-
201-4	政府から受けた資金援助	-	-
GRI 202: 地域経済でのプレゼンス 2016			
202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率(男女別)	-	-
202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	-	-
GRI 203: 間接的な経済的インパクト 2016			
203-1	インフラ投資および支援サービス	77	青少年育成支援活動
203-2	著しい間接的な経済的インパクト	-	-
GRI 204: 調達慣行 2016			
204-1	地元サプライヤーへの支出の割合	-	-
GRI 205: 腐敗防止 2016			
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	93	リスクマネジメントプロセス
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	82-83 90-91	企業の社会的責任に配慮した調達活動 コンプライアンス
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	-	※該当なし
GRI 206: 反競争的行為 2016			
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	-	※該当なし
GRI 207: 税金 2019			
207-1	税務へのアプローチ	-	-
207-2	税務ガバナンス、管理、およびリスクマネジメント	92 93	リスクマネジメント推進体制 リスクマネジメントプロセス
207-3	税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念への対処	-	-
207-4	国別の報告	-	-
GRI 301: 原材料 2016			
301-1	使用原材料の重量または体積	108-112	環境データ
301-2	使用したリサイクル材料	-	-
301-3	再生利用された製品と梱包材	46	プラスチック材使用量 および 廃プラスチックの削減施策推進

		掲載頁	掲載項目
GRI 302：エネルギー 2016			
302-1	組織内のエネルギー消費量	108-112	環境データ
302-2	組織外のエネルギー消費量	-	-
302-3	エネルギー原単位	108-112	環境データ
302-4	エネルギー消費量の削減	33-41 59 108-112	気候変動 海外拠点の取り組み 環境データ
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	-	-
GRI 303：水と排水 2018			
303-1	共有資源としての水の相互作用	47-50 85 108-112	水使用量削減 グリーン調達活動 環境データ
303-2	排水に関連するインパクトのマネジメント	-	-
303-3	取水	108-112	環境データ
303-4	排水	108-112	環境データ
303-5	水消費	108-112	環境データ
GRI 305：大気への排出 2016			
305-1	直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)	108-112	環境データ
305-2	間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)	108-112	環境データ
305-3	その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ3)	108-112	環境データ
305-4	温室効果ガス(GHG)排出原単位	-	-
305-5	温室効果ガス(GHG)排出量の削減	33-41	気候変動
305-6	オゾン層破壊物質(ODS)の排出量	57 108-112	『フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律』への対応 環境データ
305-7	窒素酸化物(NOx)、硫黄酸化物(SOx)、およびその他の重大な大気排出物	108-112	環境データ
GRI 306：廃棄物 2020			
306-1	廃棄物の発生と廃棄物関連の著しいインパクト	42-46 108-112	廃棄物削減 環境データ
306-2	廃棄物関連の著しいインパクトの管理	42-46 108-112	廃棄物削減 環境データ
306-3	発生した廃棄物	42-46 108-112	廃棄物削減 環境データ
306-4	処分されなかった廃棄物	42-46 108-112	廃棄物削減 環境データ
306-5	処分された廃棄物	42-46 108-112	廃棄物削減 環境データ
GRI 308：サプライヤーの環境面のアセスメント 2016			
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	-	-
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	82-83 85	企業の社会的責任に配慮した調達活動 グリーン調達活動
GRI 401：雇用 2016			
401-1	従業員の新規雇用と離職	106-107	社員関連データ
401-2	フルタイム従業員には支給され、有期雇用の従業員やパートタイム従業員には支給されない手当	-	-
401-3	育児休暇	106-107	社員関連データ
GRI 402：労使関係 2016			
402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	-	-
GRI 403：労働安全衛生 2018			
403-1	労働安全衛生マネジメントシステム	66-68	労働安全衛生
403-2	危険性(ハザード)の特定、リスク評価、事故調査	66-68	労働安全衛生
403-3	労働衛生サービス	66-68	労働安全衛生
403-4	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション	74 66-68	労使関係 労働安全衛生
403-5	労働安全衛生に関する労働者研修	66-68	労働安全衛生
403-6	労働者の健康増進	66-68	労働安全衛生
403-7	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和	66-67	安全衛生・防火防災推進体制
403-8	労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者	66-68	労働安全衛生

		掲載頁	掲載項目
403-9	労働関連の傷害	66-68 106-107	労働安全衛生 社員関連データ
403-10	労働関連の疾病・体調不良	66-68 106-107	労働安全衛生 社員関連データ
GRI 404：研修と教育 2016			
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	70	教育・研修の取り組み
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	63-64 69 70	女性の活躍推進に向けた取り組み 教育体系 教育・研修の取り組み
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	70	公正な評価と適正な報酬で報いる人事制度
GRI 405：ダイバーシティと機会均等 2016			
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	106-107	社員関連データ
405-2	基本給と報酬総額の男女比	63-64	女性の活躍推進に向けた取り組み
GRI 406：非差別 2016			
406-1	差別事例と実施した救済措置	62	人権相談への対応
GRI 407：結社の自由と団体交渉 2016			
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	-	-
GRI 408：児童労働 2016			
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	61-62 82-83	人権の尊重 企業の社会的責任に配慮した調達活動
GRI 409：強制労働 2016			
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	61-62 82-83	人権の尊重 企業の社会的責任に配慮した調達活動
GRI 410：保安慣行 2016			
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	-	-
GRI 411：先住民族の権利 2016			
411-1	先住民族の権利を侵害した事例	-	※該当事項なし
GRI 413：地域コミュニティ 2016			
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	24 51-58 75-77	ステークホルダーとのコミュニケーション 自然共生 地域社会への貢献
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト(顕在化しているもの、潜在的なもの)を及ぼす事業所	-	-
GRI 414：サプライヤーの社会面のアセスメント 2016			
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	-	-
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	82-83 84	企業の社会的責任に配慮した調達活動 「責任ある鉱物調達」の取り組み
GRI 415：公共政策 2016			
415-1	政治献金	-	-
GRI 416：顧客の安全衛生 2016			
416-1	製品およびサービスのカテゴリに対する安全衛生インパクトの評価	-	-
416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	-	※該当なし
GRI 417：マーケティングとラベリング 2016			
417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項	-	-
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例	-	※該当なし
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	-	※該当なし
GRI 418：顧客プライバシー 2016			
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	99-101	情報セキュリティ
GRI 306：排水および廃棄物 2016			
306-3	重大な漏出	26-32	環境マネジメント